

発 刊 登 録 番 号

11-B553448-000029-01



日帝強制動員被害者支援財団 翻訳叢書 8 報告書

端島炭鉱での 強制動員朝鮮人死亡者実態調査

対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援委員会 編

日帝強制動員被害者支援財団・日本語翻訳協力委員会 訳



日帝強制動員被害者支援財団

発 刊 登 録 番 号

11-B553448-000029-01



日帝強制動員被害者支援財団 翻訳叢書 8 報告書

端島炭鉱での 強制動員朝鮮人死亡者実態調査

対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援委員会 | 編

日帝強制動員被害者支援財団・日本語翻訳協力委員会 | 訳



日帝強制動員被害者支援財団

日帝強制動員被害者支援財団 翻訳叢書 8 報告書

端島炭鉱での強制動員朝鮮人死亡者実態調査

初版 1刷 印刷 2020年 12月 21日

初版 1刷 発行 2020年 12月 21日

韓国語版編著 対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援委員会
調査責任・報告書作成：尹智炫（調査2課）

韓国語版発行 2012年 12月 27日

日本語版発行人 金容徳

日本語版発行処 日帝強制動員被害者支援財団
ソウル特別市鐘路区鐘路ギル42利馬ビル6階
<http://www.ilje.or.kr>

翻訳 日本語翻訳協力委員会
木村英人 柴田利明 竹内康人

最終監修 崔永鎬(前霊山大学教授, 現国際生活研究所所長)

発刊登録番号 11-B553448-000029-01

デザイン・編集 Design21

本書の全部または一部を無断で複写複製(コピー)することは、
著作権法上での例外を除き、禁じられています。

発刊の辞(日本語版)



財団法人日帝強制動員被害者支援財団は、国内外から多くのご関心とご声援をいただき、今年も5冊の強制動員関連の本を翻訳・発行することになりました。2019年に引き続き、2年目の今年も進めている出版事業は、日本現地の「強制動員真相究明ネットワーク-日本語翻訳協力委員会」の関係者の方々と国内関連分野の研究者の方々の惜しみないご尽力、愛情によって編み出された成果だと言えるでしょう。

2020年に発行される5冊の本は、旧委員会(日帝強占下強制動員被害真相糾明委員会・対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援委員会)から出された強制動員被害調査報告書と口述記録集、そして遺物図録の日本語版です。日本語訳は去年から本財団と協力してきた日本現地の「日本語翻訳協力委員会」の関係者の方々のご協力を得て作業が行われ、以降国内学界の研究グループの方々の監修で貴重な原稿が整いました。日本と韓国で長い間活動して来られた研究者の方々、活動家、翻訳家の方々の惜しみないご尽力に心より感謝申し上げます。

今回、発行される旧委員会報告書2冊は、中西南太平洋地域強制動員被害真相調査報告書である「南洋群島への朝鮮人労務者強制動員実態調査 1939~1941」(2009)と長崎所在

の海底炭鉱被害実態調査報告書である「端島炭鉱での強制動員朝鮮人死亡者実態調査」(2012)です。また、広島・長崎地域の強制動員と原爆被害者の口述を載せた「我が身に刻まれた八月」(2008)と旧委員会の唯一の日本軍「慰安婦」の口述記録集である「聞こえてる? 日本軍「慰安婦」12人の少女の物語」(2013)の日本語版も長い議論と陣痛の末、発行の運びとなりました。最後に、日本の北海道地域の強制動員被害者の寄贈遺物と資料などを載せた「写真で見る強制動員の話-日本・北海道編」(2009)の発行を通じて、財団が委託・運営している「国立日帝強制動員歴史館」(釜山広域市南区所在)の所蔵資料の一部を皆さんにご紹介できることは一層有意なことだと思います。

旧委員会の解散後中断していた事業が、このように財団を通じて事業として引き継がれ、そのうえ、強制動員分野の国内外の研究に多少なりとも役立つことができれば、より一層嬉しいことです。財団のこれらの事業に今後も多くのご関心とご声援をお願い申し上げますとともに、財団としても、今後、強制動員の分野の様々な研究報告書や学術資料、テキストの編集に努力を惜しまないことを約束いたします。また、強制動員関連の研究成果が、韓国と日本を越えてアジア全域とアメリカ、欧州など世界中に拡大できるよう、引き続き、ご関心とご支援をお願いいたします。

ありがとうございます。

2020年12月21日

財団法人 日帝強制動員被害者支援財団

理事長 金容徳 김용덕

端島炭鉱での強制動員朝鮮人死亡者実態調査

端島は日本の長崎県長崎港から18 km離れた所に位置する、小さな島である。日本では端島を「日本で初めてコンクリートのアパートが建てられた場所」、「日本の近代化の基礎になった炭鉱」と強調し、「九州、山口の近代化産業遺産群」の一部として管理されている。また、長崎市は「九州、山口の近代化産業遺産群」を、2015年のユネスコ世界遺産に登録するために準備作業を進めている〔「明治日本の産業革命遺産」と名称を変えて、世界遺産に登録〕。

端島炭鉱では多くの朝鮮人が強制動員され、酷使された歴史がある。1980年代に長崎の市民団体が端島で死亡した朝鮮人の火葬記録を発見し、朝鮮人強制動員の被害について発表した。しかし現在、日本政府は「近代化産業遺産」に焦点を当てるのみで、朝鮮人強制動員の歴史については言及していない。

強制動員被害のなかで、「動員中の死亡」という被害は、もっとも悲劇的な被害の形である。本調査は1980年代に発見された端島の朝鮮人死亡記録を基にして、強制動員された朝鮮人が死亡に至った背景を明らかにし、端島の強制動員の被害実態に迫るためにすすめた。

端島炭鉱は、開発初期から劣悪な労働環境で悪名が高く、「監獄島」と呼ばれた島であった。1937年、日中戦争の勃発とともに日本政府は総動員体制を実施した。端島に強制動員された朝鮮人労働者の人数は年々増加し、敗戦の直前には最大数を記録した。1943年から1945年までには、端島炭鉱に500人から最大800人の朝鮮人労働者が存在し

ていたと推定される。端島炭鉱は海底炭鉱であり、陸地にある炭鉱と比べて採掘条件が非常に悪く、ガス爆発事故が起りやすい環境であった。朝鮮人労働者の大部分は坑内の労働に従事し、その大半が危険な採炭現場での労働を余儀なくされた。また、朝鮮人労働者の生活環境も非常にひどいものであった。石炭増産の督促により、飢えに追われながら、一日12時間もの採炭作業をせざるをえなかった。これらの環境は朝鮮人の健康に悪影響を及ぼし、各種の疾病の原因となった。厳しい労働環境に耐え切れず、海に飛び込み、逃げようとして溺死するケースもあった。端島炭鉱に動員された朝鮮人労働者の一部は、原爆被害も受けたとされる。

本調査では、端島炭鉱の死亡者の火葬記録を統計処理し、それを通じてさまざまな特徴、傾向を把握しようとした。端島の朝鮮人死亡者は1942年から増加し始め、1944年には大幅に上昇する。このような背景には、端島に強制動員された朝鮮人の数が増えたうえに、炭鉱労働に慣れていない朝鮮人の坑内労働の割合が増加し、厳しい労働や過度なノルマによる長時間労働が強要され、劣悪な採炭の現場に朝鮮人労働者を投入したこと等があげられる。

火葬記録を分析した結果、端島での朝鮮人死亡者は特に働き盛りの年齢層が多く、「石炭産業に投入可能な年齢の朝鮮人」が端島へ集中的に移入され、家族を同伴した者よりも独身者の数が多かったと判断できる。火葬記録に記載されている「職業欄」の調査統計により、労働可能な朝鮮人のうち、80%近くが端島で炭鉱労働者として働いていたと結論付けることができた。出身地の調査結果によれば、端島炭鉱には韓半島の南部地方（慶南、慶北、全南、全北、忠北、忠南）から大半が動員されている。

死亡原因を分析したところ、食糧不足による栄養失調、非衛生的な生活環境や劣悪な労働環境による病死が死亡の背景にあることがわかった。外傷による死亡者や「変死者」は大部分が炭鉱の災害で死亡したと見られるが、虐待・暴行による死亡である可能性も排除できない。また、死亡原因の記載において、企業が労働者の死因を操作した事例、労働者に災害の責任を負わせた形にしている事例も確認できた。

強制動員された朝鮮人が端島で死亡した第一の原因は「強制動員」であり、第二の原因は「劣悪な労働環境」といっても過言ではない。

端島で発見された火葬記録に記載されている122人の朝鮮人死亡者の中で、本委員会の

被害調査を通じて「動員中の死亡者」と認定された被害者は27人である。その27人の申告に関する調査を通じて、火葬記録ではわからなかった死亡場所と原因の詳細が明らかになった。また、韓国国内には死亡の記録が残っていなかったが、火葬記録を通じて「動員中の死亡」が確認された事例、同僚などからの証言から詳しい死亡原因が把握にされた事例もあった。また、最終的な死因は病気であったが、一次的には〔労働での〕災害が原因である事例、病死の原因が劣悪な生活条件であった事例も、本委員会に申告された資料の調査を通じて明らかになった。

27人の死亡者のうち、15人は遺骨が無事に返還されたが、残りの10人の死亡者については返還されていなかった。〔不明・奉還途中紛失が2人。〕端島炭鉱を運営していた三菱鉱業（株）は石炭鉱業から撤退した後、残っていた無縁の遺骨を誠意なく処理してしまった。現在、端島炭鉱の無縁の遺骨は名前も残されていないため、遺骨の主を確認できない状態である。端島炭鉱の朝鮮人死亡者と遺族は、企業の誠意を欠いた死後の処理により、「死亡」の被害の上に「遺骨未返還」の被害をも受けることになった。当該企業は、遺骨の名前を探し出し、家族に返還する責任がある。

本委員会の調査によって端島炭鉱の朝鮮人の詳細な被害内容が確認された。今後、日本政府と当該企業が朝鮮人強制動員に対する真相の究明、謝罪の表明や後続措置をおこなうことを願う。

目次

発刊の辞(日本語版)	3
要約文	5
I . 実態調査の概要	11
1. 調査目的	11
2. 関連研究書の検討及び資料の現状	12
3. 調査方向及び構成	15
II . 端島炭鉱と朝鮮人労働者	17
1. 端島の石炭産業	17
2. 端島の朝鮮人労働者	24
III . 端島の朝鮮人死亡記録の分析	41
1. 「火葬認許証及び変災報告書(長崎)」資料の現状	41
2. 「火葬認許証及び変災報告書(長崎)」の分析	50
3. 委員会の被害申告処理の現状	71
IV . 調査結果及び今後の課題	79
1. 調査結果	79
2. 今後の課題	82

<付録1> 端島炭鉱朝鮮人死亡者名簿	87
<付録2> 端島炭鉱強制動員被害生存者陳述資料	97
出版参加者	106

表目次

<表1> 北海道茅沼炭鉱労働者数の推移	〔略〕
<表2> 北海道茅沼炭鉱坑内・坑外別労働者数の変動	〔略〕
<表3> 火葬認許証下附申請書 書式	47
<表4> 北海道地域・炭鉱災害状況	51
<表5> 朝鮮人年度別死亡者数	53
<表6> 日本人年度別死亡者数	54
<表7> 朝鮮人年齢別の死亡者数	59
<表8> 17歳以上の朝鮮人死亡原因	65
<表9> 12歳以下の朝鮮人死亡原因	66
<表10> 職業記載死亡者 63人の職業別分布度	67
<表11> 朝鮮人死亡者の出身別地域統計	69
<表12> 委員会が認定した被害者の出身別地域統計	70
<表13> 「火葬認許証及び変災報告書(長崎)」記載死亡者の委員会への申告者	71

図目次

<図1> 長崎県、端島炭鉱の位置	17
<図2> 長崎市と端島の距離	18
<図3> 九州・四国・本州の炭鉱	18
<図4> 端島周辺採掘範囲図	20
<図5> 端島炭鉱・海底鉱区領域図	21
<図6> 端島炭鉱採掘区域 海底炭田断面図	21
<図7> 炭鉱開発初期の端島の姿	22
<図8> 高島から見た端島	24
<図9> 端島平面図	34

< 図10 > 端島を覆う大きな波 (1956年の台風上陸時)	35
< 図11 > 火葬認許証下附申請書	46
< 図12 > 火葬認許証と火葬認許証の書式	49
< 図13 > 死産証書と書式紙に記載していない火葬記録	49
< 図14 > 朝鮮人年度別死亡者数	54
< 図15 > 日本人年度別死亡者数	54
< 図16 > 朝鮮人と日本人の年度別死亡者比率の比較	55
< 図17 > 朝鮮人年齢別の死亡者数	58
< 図18 > 日本人年齢別の死亡者数	58
< 図19 > 表〇マンの死亡証明書	73
< 図20 > 高島の供養塔	78
< 図21 > 金松寺に安置されている名前のない骨壺	78

Ⅰ. 実態調査の概要

1. 調査目的

長崎県の小さな島である端島は人びとの関心を集めている場所であるが、韓国と日本ではその意味が違う。

日本では「軍艦の姿に似ている島」、「日本最初のコンクリートアパートが建てられた近代石炭産業遺跡」と知られている。日本は端島を「九州・山口の近代化産業遺産群」の一部として選定し管理している。長崎市では端島を含む「九州・山口の近代化産業遺産群」を2015年にユネスコの世界遺産に登録するための準備作業を活発に進めている。

しかし、韓国の立場では日本と同じ視線で端島を見ることはできない。本委員会の被害調査の結果、端島には多数の朝鮮人が強制動員され、石炭産業だけの島で朝鮮人が苦痛を強いられた事実が確認された。また端島は1980年代に、ここで死亡した朝鮮人の死亡者の火葬記録が発見され、「朝鮮人死亡者」問題が提起された所である。長崎県の市民団体「長崎在日朝鮮人の人権を守る会(以下人権を守る会)」が発見した端島の朝鮮人の死亡記録は、朝鮮人強制連行真相調査団¹⁾が「火葬認許証及び変災報告書(長崎)」という名で再編集しているが、現在、本委員会はそれを被害調査の参考資料として活用している。

強制動員被害の中で「動員中の死亡」という被害はもっとも悲劇的な被害形態だ。端島炭鉱²⁾は死亡記録文書が残っている強制動員作業場であり、その資料分析を通じて朝鮮

1) 1972年8月、日本で結成された民間の調査団。学者、文化人、法律家と在日朝鮮人総聯合会を中心に、朝鮮人強制連行の実態について文献、現地調査、証言収集などを通じて調査活動をした。

2) 長崎県の小さな島、端島で炭鉱施設を積極的に開発し、廃坑時まで運営したのは三菱財閥である。三菱は高島炭田に開発した海底鉱区を併せて高島炭鉱、あるいは高島鉱業所という名前で管理した。端島は高島炭坑の支坑であり、端島支坑あるいは高島鉱業所端島坑と呼ばれた。端島内部には石炭採掘のためにいくつかの堅坑の開発が行われ、各堅坑には番号をつけて管理した。従って、「端島炭鉱」という名称は管理主体である三菱が使用した正式な名前ではない。しかしながら、一

人死亡者の実態調査が可能である。資料分析の結果によって「死亡」被害のみならず、朝鮮人労働者の置かれた状況やその他の被害状況も確認することができる。また「動員中の死亡」という被害形態を通じて「朝鮮人強制動員」に接近することで、強制動員問題に対する関心を喚起することができる。

現在、長崎市で運営する端島観光コースには朝鮮人強制動員に関する言及はない。観光客たちはガイドに従って、日本の近代化及び石炭産業発展の歴史と観光に焦点を合わせたお決まりのコースだけを見学する。朝鮮人強制動員という「被害の歴史」を端島観光では知ることはできない³⁾。だが、被害者の立場に立って考える時に初めて、端島の正しい姿が現われる。端島の朝鮮人強制動員の調査を通じて、端島に再度スポットライトを当てる必要がある。

2. 関連研究書の検討及び資料の現状

端島炭鉱の朝鮮人強制動員に対しては日本の市民団体及び研究者の調査が先に行われている。日本の市民団体である「人権を守る会」は1980年代から長崎地域の朝鮮人強制動員に対する資料収集と生存者の調査を実施し、『原爆と朝鮮人』という本を全部で6冊発行した。この『原爆と朝鮮人』の中で、1983年に発刊された第2集、1986年に発刊された第4集、1991年に発刊された第5集に、端島に関する調査内容が収録されている。

「人権を守る会」の活発な調査活動によって、1986年には端島で朝鮮人死亡者の火葬関連記録を発掘するという成果をもたらした。「人権を守る会」は自分たちが発見した朝鮮人の火葬関連記録を分析して『原爆と朝鮮人』第4集で詳しく紹介した。また、端島の朝鮮人強制動員に関する現在までの調査内容を集大成して、2011年には単行本『軍艦島に

一般的に「端島」という島に開発された採炭施設を「端島炭鉱」と呼ぶ。本報告書では、通称に従って端島という島に開発された炭鉱という意味で「端島炭鉱」と記載する。但し、当時の資料を使用する時は資料に出ている通りに、あるいは管理主体が呼称する通りに記載する。

3) 端島の世界遺産登録を支援してきた団体、「軍艦島を世界遺産にする会」のホームページ (<http://gunkanjima.hayabusa-studio.com>)は、端島総合年表を掲載している。ここには、1939年「朝鮮人労働者が坑内夫として集団移住を開始」と記されている。

耳を澄ませば』を発刊した⁴⁾。「人権を守る会」は文献と口述資料の収集を通じて端島炭鉱の石炭産業と朝鮮人の歴史について詳細に叙述した。朝鮮人と日本人の死亡原因を分析、比較して朝鮮人が相対的に劣悪な環境に置かれていた事実も明らかにした。

日本の研究者林えいだい⁵⁾は端島炭鉱の朝鮮人強制動員について研究し、多くの単行本を発刊した。林えいだいは朝鮮人強制動員被害の生存者、日本人の目撃者、朝鮮人の中間管理者の家族など、さまざまな人物の証言を収集した。また端島で死亡した死亡者の火葬記録に残った本籍地を頼りにして韓国を訪問し、死亡者たちの遺族に会って、その後の家族たちの生活を追跡調査した。林の調査結果は『死者への手紙』(1992年)⁶⁾、『妻たちの強制連行』(1994年)⁷⁾、『筑豊・軍艦島 朝鮮人強制連行、その後』(2010年)⁸⁾などの単行本として発刊された。

日本の研究者竹内康人は端島炭鉱を含めた三菱高島炭鉱の朝鮮人強制動員についての文献資料とその間の研究成果を総合して、2003年に「三菱高島炭鉱への朝鮮人強制連行」という題名の論文を発表した⁹⁾。その他に日本では、「近代石炭産業遺跡」、「日本最初のコンクリートアパート遺跡」に焦点を合わせた、端島炭鉱の産業の歴史と廃墟に至る過程を紹介する大衆書と写真集が多数刊行されている¹⁰⁾。

韓国国内では、端島炭鉱に対する個別研究はまだ行われていない。端島炭鉱は私たちの委員会が実施した「サハリン<二重徴用>被害真相調査」の関連作業の中の一つだ。この真相調査では端島炭鉱の歴史と朝鮮人労働者たちの劣悪な環境に関する簡略な調査がすすめられた¹¹⁾。長崎地域の朝鮮人原爆被害を扱った研究「戦時期朝鮮人労働者強制動員

4) 長崎在日朝鮮人の人権を守る会、『軍艦島に耳を澄ませば』、社会評論社、2011〔以下、人権を守る会と略記〕

5) 林えいだいは日本の福岡県の出身のルポルタージュ作家で、1980年代から最近まで粘り強く朝鮮人強制動員に関する著書、資料集等を出版した。

6) 林えいだい『死者への手紙』、明石書店、1992。

7) 林えいだい『妻たちの強制連行』、風媒社、1994。

8) 林えいだい『筑穂・軍艦島』、弦書房、2010。

9) 竹内康人「三菱高島炭鉱への朝鮮人強制連行」、『在日朝鮮人史研究』第33号、2003。

10) 軍艦島を世界遺産にする会『軍艦島』、2004、オートプロジェクト『軍艦島全景』、株式会社三オブックス、2008、堀憲昭『長崎遊学マップ④ 軍艦島は生きている!』、2010。

11) 日帝強占下強制動員被害者真相糾明委員会〔以下、真相糾明委員会と略記〕『サハリン二重徴

と原爆被害 広島・長崎の地域的特性を中心に」では、端島炭鉱に強制動員され、原爆投下後、市内の復旧作業に投入された生存者の事例が紹介されている¹²⁾。日本の戦犯企業の朝鮮人強制動員の事例を追跡した『強制動員、その知られざる歴史』は、端島炭鉱を経営した三菱財閥の責任と補償の問題を提起した¹³⁾。強制動員の現場を踏査し、現場の写真とともに強制動員の被害内容に言及した『韓国史100年の記憶を求めて日本を歩く』にも、端島の朝鮮人強制動員に関する内容が一部収録されている¹⁴⁾。

2010年8月7日には、KBS制作のドキュメンタリー『歴史スペシャル：地獄の地 軍艦島』が放映された。この放送は、端島現地に直接上陸し、島の内部を撮影した。また、生存者の生々しい証言でプログラムを構成し、端島の強制動員被害の実態を大衆に知らせる役割を果たした。また、端島の現状について「石炭産業の発展の歴史と観光に焦点を当て、朝鮮人の強制動員被害の歴史を隠したまま、ユネスコの世界遺産登録を準備している」と問題を提起した。

小説家の韓水山は長崎地域の朝鮮人原爆犠牲者をテーマに扱った長編小説『カラス』〔邦題、軍艦島〕の主人公として端島へ強制動員された朝鮮人たちを登場させた。小説家は朝鮮人労働者の目に映った端島の景色と苛酷な労働生活を詳しく描写した¹⁵⁾。

本委員会は、2005年12月と2006年6月の2回にわたり現地調査を実施した。長崎県の「岡まさはる記念長崎平和資料館」を訪問して端島炭鉱を始めとする長崎地域の朝鮮人強制動員に関する資料を閲覧した。端島の隣の高島の「高島石炭資料館」を訪問して、端島石炭産業の歴史と現状について確認した。長崎地域の朝鮮人強制動員に関して大きな研究成果を残した「長崎在日朝鮮人の人権を守る会」のメンバーとも会って資料の提供を受け、今後の調査計画の懇談会を実施した。現地出張時、端島は接近禁止区域であった。2006年6月には見学用の小型船舶に乗って端島近くまで行ったが、波が高くて島の内部を

用『被害真相調査』、2007。

12) 許光茂「戦時期朝鮮人労務者強制動員と原爆被害—広島・長崎の地域的特徴を中心に—」、『韓日民族問題研究』第20号、2011。

13) 金ホギョン、クォンギソク、ウソンキュ『日帝強制動員、その知られざる歴史』、トルベグ、2010。

14) 李ジェカプ『韓国史100年の記憶を求めて日本を歩く』、サルリム、2011。

15) 韓水山『カラス』1-5、ヘネム、2003。

確認することは不可能だった。端島炭鉱に強制動員された被害者2人とサハリンから端島炭鉱に「配置転換」された被害者2人の面談調査も実施した。このサハリン動員被害者2人の口述資料は、本委員会発刊の口述資料集「酷い離別」に収録した¹⁶⁾。

3. 調査方向及び構成

本報告書は、「火葬認許証及び変災報告書（長崎）」に記載された死亡者の調査を中心に、端島の朝鮮人強制動員の実態に近づこうとするものである。「火葬認許証及び変災報告書（長崎）」に記載されている朝鮮人死亡者の死亡原因と死亡背景の分析は、「人権を守る会」がすでにまとめているが、より詳細に分析するために死亡記録を複数のテーマに分けて統計資料を作成し、その統計を介して朝鮮人死亡者にどのような特徴・傾向があるのかを分析した。また、「人権を守る会」と日本の研究者たちの既存の分析内容を参考にしつつ、本委員会の被害調査活動で得られた成果を加え、強制動員された朝鮮人が「死亡」に至った背景がどのようなものであったかを究明しようと試みた。

調査に活用した主な資料は、既存の研究成果と長崎地域の炭鉱の歴史関連資料である。2005年から本委員会の調査活動を通じて蓄積された被害調査の資料、生存者の口述資料、端島炭鉱動員の被害実態を直接申告した生存者43人の被害調査の記録も活用した¹⁷⁾。本委員会で行われた日本の他の炭鉱の真相調査の方法と結果を参考にし、端島炭鉱の事例と比較してみた¹⁸⁾。

16) 真相糾明委員会『酷い離別―二重徴用真相調査口述記録』、2007。

17) 本委員会の調査結果、端島炭鉱に強制動員された被害者として明らかになった申告件数は134件。この中で43人の生存者が申告時、本人が被害内容を直接申告した。生存者が陳述した被害内容は、生存者が直接作成した陳述書、地方実務委員会が実施した調査、本委員会で実施した調査によって、記録されている。43人の生存者中、特に詳細な陳述を<付録2>に収録した。

18) 真相糾明委員会『サハリン二重徴用被害真相調査』、2007。

真相糾明委員会『日本長生炭鉱水没事故真相調査』、2007。

対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援委員会〔以下、調査支援委員会と略記〕『日本長崎県崎戸町埋火葬認許証記載朝鮮人死亡者問題真相調査』、2011。

調査支援委員会『北海道茅沼炭鉱に強制動員された全羅北道出身者の被害真相調査』、2011。

端島炭鉱での強制動員朝鮮人死亡者実態調査

報告書の構成は、死亡記録の分析に先立ち、端島の石炭産業と朝鮮人労働者の置かれた状況について調べた。端島にいつから、どんな方式で朝鮮人が存在することになったのか、端島は強制動員された朝鮮人にとってどんな所であったか、生活環境と労働環境はどのようなものであったかを、既存の研究成果と生存者の陳述を通じて確認した。

続いて、端島で死亡した朝鮮人の火葬記録を収録した「火葬認許証及び変災報告書（長崎）」はどのような形態の文書なのかを調べ、統計資料を通じて朝鮮人死亡者の年齢、年度別の死亡者数、職業、死亡原因、出身地域を把握した。資料分析の後に、本委員会に申告した被害者の中で「火葬認許証及び変災報告書（長崎）」に記載されている死亡者を調査し、遺骨奉還の有無など、死亡者の死後処理について追跡した。結論では、実態調査を通じて明らかになった内容を整理し、今後の課題に言及したい。

II. 端島炭鉱と朝鮮人労働者

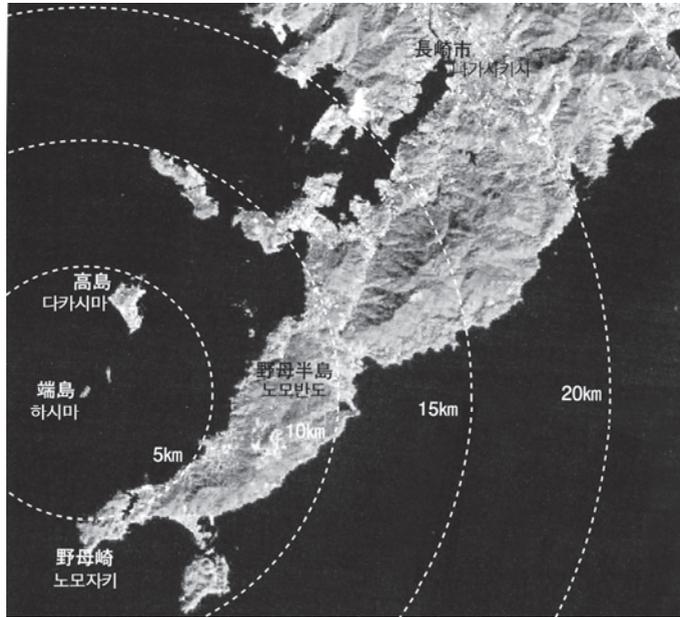
1. 端島の石炭産業

端島は長崎県の野茂半島の西、長崎港から18km離れたところにある小さな島である。もともと南北に約320m、東西に約120mの大きさの非常に小さな島だったが、1897年から1931年まで6回にわたって埋め立て拡張工事が行われた。現在の端島の規模は南北に約480m、東西は約160mである。島の周囲は約1.200m、総面積は6.3haである。端島は遠くから見ると、海洋に浮かぶ軍艦に似ていることから、「軍艦島」とも呼ばれる。この小さな島は当初から石炭採掘のために開発された。端島には、石炭産業のための施設と従業員の住宅、簡単な福利厚生施設が島全体を森のようにぎっしりと埋め尽くしている。

<図 1> 長崎県、端島炭鉱の位置



<図 2> 長崎市と端島の距離



<図 3> 九州・四国・本州の炭鉱¹⁹⁾



19) 2005年12月、本委員会が長崎現地出張調査の時、高島石炭資料館に展示してあった炭田地図を撮影、その写真を図に編集して使用した。

端島は日本の九州の西彼炭田²⁰⁾に位置しており、より狭い範囲では高島炭田²¹⁾の一部に属する。端島で石炭が初めて発見されたのは、近くの高島より約90年後の1810年頃と知られている。端島の石炭開発は高島炭田開発の延長線で行われた。高島炭田の鉱区²²⁾は大部分が海底にある。点在する島である「高島」と「二子島」²³⁾、「中ノ島」、「端島」を基点にして採掘が行われた。1937年当時の鉱区面積は約802万坪であった。主な炭層は南北から西方向に傾斜している。炭層の角度は高島20度、二子島25度、端島30度～50度ほどである。高島炭坑で生産される石炭はすべて粘結性で、発熱量が高く、硫黄と燐の含有量が少ない最高級の石炭である。塊炭は船舶の燃料として使用して、粉炭はコークス、練炭、セメント用に使用した。

端島から約4.5 km離れた高島では、1700年代初頭にはすでに石炭採掘が開始され²⁴⁾、1868年に佐賀藩主鍋島閑叟がトーマス・グラバーと共同して日本初の西洋式の採掘事業を開始した。高島で開発した炭鉱は1874年には官営に替わったが、すぐに後藤象二郎に払い下げられ、1881年に三菱社が所有するようになった。続いて三菱は1890年9月11日に端島を買収し、海底鉱区25万1000坪を取得し、石炭開発に着手した。三菱財閥の2代総帥である岩崎弥之助の伝記では、端島を買収したことについて、「これにより高島、中ノ島、二子島と端島を結ぶ広大な海域の海底に眠る無限の宝庫は、三菱の手によって開かれることになった」と記録している²⁵⁾。

端島で炭鉱開発を続けていた三菱社は組織を変え、1893年に三菱合資会社を設立した。三菱は端島で開発した炭鉱を三菱合資会社高島炭坑の支坑として管理している²⁶⁾。

20) 長崎の西彼杵半島と野茂半島の西側に散在する大小の島の海底にある炭層を合わせて西彼炭層という。人権を守る会『原爆と朝鮮人第2集』1983、60頁

21) 長崎市の南西にある伊王島、香焼島、沖之島、高島、端島の炭田。大部分の炭層は海底に分布している。

22) 鉱区: 鉱業権者が役所の許可を得て鉱物を採掘できる区域

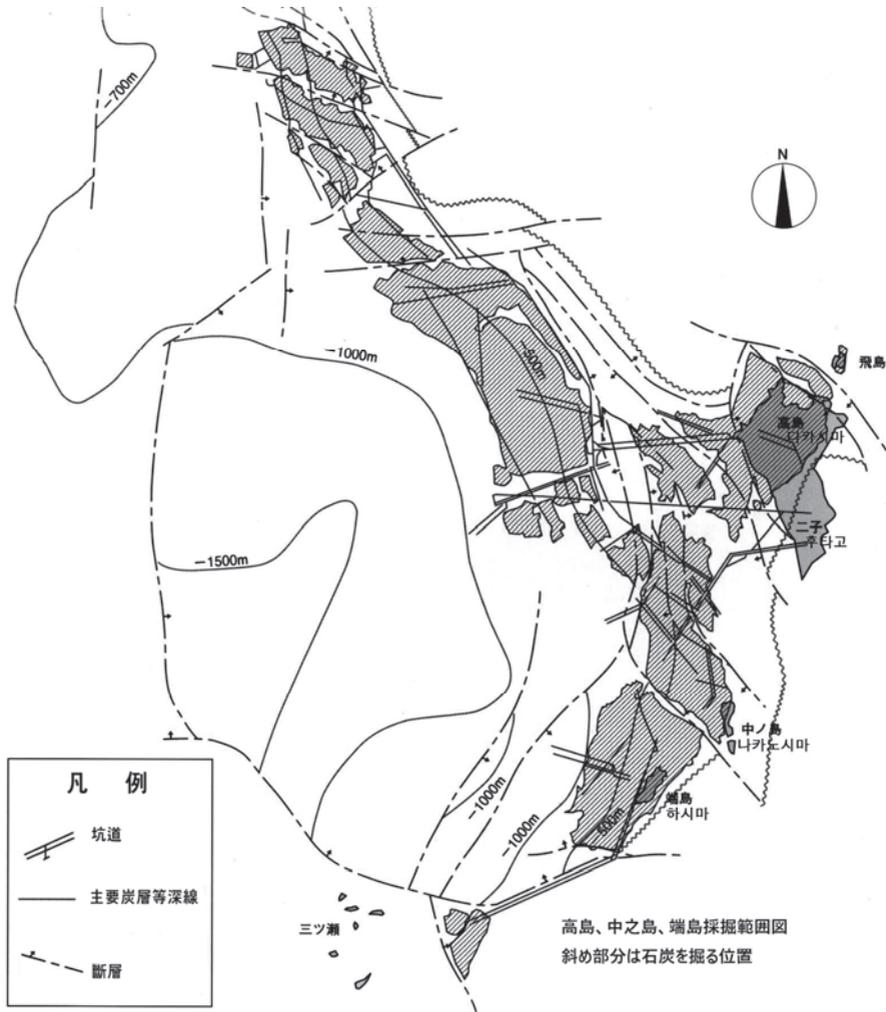
23) 二子島は本来「上二子島」と「下二子島」と分かれていたが、間を埋め立て一つの二子島を作った。海が荒れる日には隣の高島への船が止まり、連絡が難しかった事で、1920年7月に築堤と埋め立て作業により高島と繋がった。

24) 三菱鉱業セメント株式会社『三菱鉱業社史』、1976、36頁

25) 前川雅夫『炭坑誌 長崎県石炭史年表』、葦書房、1990、127頁

26) 三菱鉱業セメント株式会社『三菱鉱業社史』、1976、71頁

<図 4> 端島周辺採掘範囲図

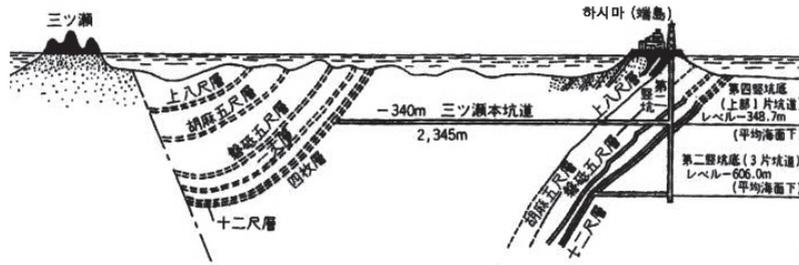


※ 三菱鉱業セメント(株)、『高島炭礦史』、1989。500頁収録図。

1918年、三菱合資会社の鉱山部と炭鉱部の一切を継承した三菱鉱業株式会社が設立された。三菱鉱業が営業開始したこの年、端島では第2 豎坑と第3 豎坑で操業した。1919年には第4 豎坑の開削に着手し、1925年に稼働した。1920年代後半から端島では、年間20万トン台の石炭が産出された。その後、施設を拡充して発展を重ね、1941年には41万1100トンを生産した。端島で石炭採掘が始まって以来、最高の生産実績だった。

<図 5> 端島炭鉱・海底鉱区領域図

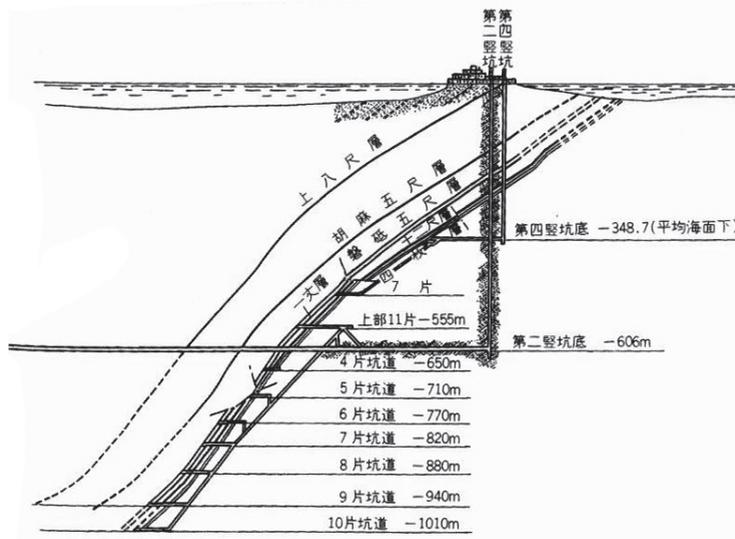
端島炭鉱・海底鉱区領域図



※ 三菱鉱業セメント(株)、『高島炭礦史』、1989。392頁収録図。

<図 6> 端島炭鉱採掘区域 海底炭田断面図

端島炭鉱採掘区域 海底炭田断面図



※ 三菱鉱業セメント(株)、『高島炭礦史』、1989。387頁収録図。

<図 7> 炭鉱開発初期の端島の姿



※ 三菱鉱業セメント(株)、『高島炭礦史』、1989。118頁収録図。

端島の東と南の埋立地は第2、第3 豎坑を中心に、主に企業事業用地として活用した。島の北部は住宅や福利厚生施設が入った。労働者数も採炭事業の拡大とともに増加した。小さな島である端島の居住人口は、明治時代にはすでに2,700~2,800人に達した。最盛期の1945年の端島の人口は5,300人であった²⁷⁾。端島が1955年に高島町に編入された時、高島町は日本で人工密度が最も高い町であった²⁸⁾。

狭い島の中に採炭設備が建設され、石炭業に従事する労働者とその家族が生活するには、住居施設は高層アパートを建てなければならなかった。初めに端島に建てられた労働者の居住施設は3、4階の木造建物であった。労働者の数が増え、労働者の居住施設は徐々に鉄筋コンクリートの中・高層住宅に変わり、高い建物が引き続き増築、新築された²⁹⁾。1916年に端島に建てられた4階建ての建物は、日本初の鉄筋コンクリートのアパートであった³⁰⁾。戦争で日本国内の物資不足が深刻になり、重要な物資の統制が行われた時にも、端島では建物が建設された。ひとえに「採炭」のためであった。

しかし1941年を頂点に、端島の出炭量は徐々に低下した。1945年7月末には空襲によって高島炭鉱の発電所が大きな打撃を受けた。海底ケーブルで高島から電気を供給して

27) 人権を守る会『軍艦島に耳を澄ませば』社会評論社、2011、22-23頁

28) 人権を守る会『同上』、2011、141頁

29) 人権を守る会『同上』、2011、25頁

30) 「30号棟」という名前が付いている建物は竣工当時4階建てであったが、後に7階建ての建物になった。

いた端島も、電気が途絶え、採炭を中断せざるをえなかった。戦争が終わった後、設備を復旧して石炭生産を続けたが、1955年以降、最盛期の勢いを取り戻せなかった。燃料を石炭から石油に替える、いわゆる「エネルギー革命」によって石炭業界が慢性的な不況に陥ったからである。石炭産業の不況の余波で、端島炭鉱はついに1974年1月15日に閉山した。端島で石炭産業に従事していた従業員のうち、約100人の従業員は隣の高島に移り、残りの従業員と彼らの家族は日本全国に散らばって行った。

現在、端島は無人島になって、許可なしには上陸が不可能である。端島は島全体が三菱の所有であったが、2001年に端島を管轄する高島町に無償で譲渡された。2005年には市町村合併によって長崎市に編入された。

閉山後、廃墟となった島の内部は建物の崩壊がすすみ、危険な場所が増えた。端島の出入りは長い間禁止されていたが、「貴重な海底炭鉱の遺跡」、「日本の近代化の象徴」として歴史的、文化的価値が高いとの評価を受け、最近は観光地として開発されている。2008年に長崎市は端島の南側を整備して見学路を作り、その路に限って2009年4月22日から観光客が島に上陸し、島を見て回れるようにした。

端島をユネスコの世界遺産に登録しようとする動きもある。日本の経済産業省は、2006年8月に端島を含む明治時代の産業施設を地域の観光資源として活用するとともに、世界遺産登録を支援することに決めた。2009年1月、端島は「九州・山口の近代化産業遺産群」の一部として世界遺産暫定リストに挙がった。長崎県を始めとする「九州・山口の近代化産業遺産群」に関連する地方自治体は、鹿児島県知事を議長に「世界遺産登録推進協議会」を構成し、2015年の世界遺産登録を目指して活動した³¹⁾。

31) ユネスコ世界遺産は2012年8月現在で世界157か国の962点を指定している。世界遺産に登録しようとするためまず該当遺産を暫定目録に1年以上登載した後、正式に登録を申請する。申請が終わると世界遺産委員会で登録の是非を決定する。暫定目録の登載過程では特別な審査手続きはない。暫定目録は当事国が世界遺産目録に登録する遺産の予備目録の性格を持っていて、随時の更新が可能である。即ち、端島を含む「九州・山口の近代化産業遺産群」が暫定目録に挙がったことは、日本が「九州・山口の近代化産業遺産群」を世界遺産に登録しようとする意志を表したことになる。「九州・山口近代化産業遺産群 (The Modern Industrial Heritage Sites in Kyushu and Yamaguchi)」は、現在ユネスコのホームページの暫定目録で確認することができる。暫定目録はユネスコ韓国委員会のホームページ(<http://www.unesco.or.kr>)及びユネスコのホームページ(<http://whc.unesco.org>)を参照。

<図 8> 高島から見た端島



※ 2012年12月4日、委員会の現地調査の際に撮影。島の中へと荒い波しぶきで海水が降りかかる姿が見えた。

2. 端島の朝鮮人労働者

(1) 端島炭鉱の朝鮮人労働者

朝鮮人労働者は端島にいつから、どのようにして存在するようになったのか。端島の詳細な人口構成や朝鮮人の人口に関するデータは現在見当たらない。三菱鉱業（株）は高島炭田で開発する海底鉱区を高島炭鉱または高島鉱業所で一括して管理した。したがって、労働者数の統計は、「高島」という名の下、各島々に散らばった個々の炭鉱がすべて含まれている場合が多い。三菱高島炭鉱や高島鉱業所の支坑として管理された端島も同様であり、労働者の数に関する統計も「端島」単独の資料は見つけるのは難しい。炭鉱労働者数や朝鮮人について断片的に残っているデータを使用して、朝鮮人労働者の存在状況について漠然とその輪郭が把握できるだけである。

端島炭鉱を含む高島炭鉱での朝鮮人労働者の存在が資料で初めて確認される時期は1917年である。高島炭鉱を開発した三菱は、炭鉱労働者の不足を解決するために、日本各地で募集を実施しており、1917年9月21日には朝鮮人の募集も許可された。1917年末頃には、150人の朝鮮人が高島炭鉱に来て仕事をするようになったという記録がある³²⁾。

高島の朝鮮人労働者が1921年7月31日に建てた「安藤翁公德謝恩碑」の碑文でも「鮮人労働者募集開始」、1917年10月から「従業」などの文字が確認される。この碑文からは、三菱管轄の高島炭鉱に初めて朝鮮人労働者150人が募集され、1917年10月頃に仕事を始めたことがわかる³³⁾。

1917年に三菱の高島炭鉱に朝鮮人労働者の移入が開始されて1年足らずで、朝鮮人労働者の数は2倍以上に増えた。1918年5月末、高島炭鉱の全労働者数は3,336人であったが、このうち朝鮮人労働者の数は334人であった³⁴⁾。1918年のこの記録は高島炭鉱各島の労働者数を個別に集計している稀なケースだ。労働者全体3,336人中、坑内夫は2,859人であった。高島には1,444人（朝鮮人坑内夫84人）、二子島には774人（朝鮮人坑内夫12人）、端島には941人（朝鮮人坑内夫70人）の坑内夫が存在した。三つの島を全部合わせて、坑外夫は477人であり、そのうち朝鮮人坑外夫は168人がいた。日本人と比較した時、朝鮮人の坑内夫の比率は6%、坑外夫の比率は35%だ。坑外夫の比率がはるかに高い理由は朝鮮人が未熟練労働者であり、出炭成績が低いことによる³⁵⁾。

1935年3月26日、端島炭鉱の坑内ガス爆発で20人以上の坑夫が死亡する大きな事故が起きた。出身地が公開された死亡者17人中、朝鮮人坑夫は半分以上の9人だ³⁶⁾。1930年代には坑内で仕事をした朝鮮人の数が以前より増えたことを推察させる記録だ。1935年6月には親睦と日本語学習を目的に高島と端島の朝鮮人坑夫350人が懇親会を作ったという

32) 前川雅夫『炭坑誌 長崎県石炭史年表』、葦書房、1990、227頁

33) 「安藤翁公德謝恩碑」は、高島で朝鮮人労働者を管理していた「安藤兼造」を朝鮮人労働者が賞賛する内容で、高島に建てられていた。碑は再建されたが、碑文の内容について批判が出ると、三菱側が撤去した。竹内康人「三菱高島炭鉱への朝鮮人強制連行」、『在日朝鮮人史研究』第33号、2003、23頁

34) 前川雅夫『炭坑誌 長崎県石炭史年表』、葦書房、1990、230-231頁

35) 高島炭鉱に1918年3月、朝鮮人坑夫が投入されたが、未経験者のため出炭成績は不良。前川雅夫『同上』、1990、229頁

36) 前川雅夫『同上』、1990、335頁

記録もある³⁷⁾。1935年には少なくとも350人以上の朝鮮人が高島と端島で石炭産業に従事したということが分かる。三菱が会社自ら、朝鮮に労働者募集人を置いて炭鉱労働者募集を進めた結果による³⁸⁾。このような企業次元の労働者募集方式は1937年の日中戦争を契機に大きな変化を迎える。

日本は1937年、日中戦争勃発を契機に総動員体制を敷いた。戦線の拡大とともに戦争遂行のためにすべての人的、物的資源を動員しなければならなかった。戦争のための兵力調達も重要だったが、軍需品と燃料、地下資源を生産する人材も兵力の12、13倍に達する人員が必要だった。日本は1938年4月に「国家総動員法」を公布して、人材と物資を全て動員できる法的根拠を整えた³⁹⁾。

多くの青年たちが兵士として動員され、日本国内の労働力に大きな空白が生じた。日本の各地の事業所は、労働力の不足が深刻化したことから労働力の確保は非常に緊急な問題となった。日本政府は不足した労働力を朝鮮から供給しようとした。1937年末に、まず一般の渡日朝鮮人労働者を炭鉱労働力として動員する方針を立てたのに続き、1939年7月には国家総動員法を根拠にし、五大重点産業を対象に8万5000人の移入朝鮮人労働者を割当てた。このため、1925年以降に実施された朝鮮人の日本への渡航を阻止する政策は大幅に変更された。日本は1945年に終戦を迎えるまで「労働力不足」の解消策の一環として、国家権力を使って、植民地朝鮮の民衆を組織的に動員したのである。

まず日本企業が必要な労働者数を厚生省に申請し、厚生省は人員を割り当て、雇用許可を与えた。許可を受けた企業は、再び朝鮮総督府に募集許可を申請する。朝鮮総督府は人員調整をして指定された地域で割当された人数を募集し、集団的に送り出した。送り出す過程では官公庁職員と警察が輸送の最後まで、すべての段階で関与した⁴⁰⁾。

37) 前川雅夫『同上』、1990、337頁

38) 前川雅夫『同上』、1990、282頁

39) 本委員会の特別法と国家総動員法の公布日を基準として「1938年4月1日から1945年8月15日の間で日帝のために軍人、軍属、または労働者等で強制動員され、その期間中、あるいは国内に帰国する過程で死亡、行方不明になった人々」を「国外強制動員被害者」と規定している。「対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援に関する特別法」法律第10143号、2010年3月22日制定

40) 調査支援委員会『北海道茅沼炭鉱に強制動員された全羅北道出身者の真相調査』、2011、36-38頁

II. 端島炭鉱と朝鮮人労働者

三菱高島炭鉱が、1939年に550人、〔1940年に500人〕、1941年に785人の朝鮮人労働者の募集を日本政府から承認された記録がある。端島炭鉱労働組合が記録した端島坑の「鉱員」の数は1940年1,622人、1941年1,818人、1942年1,950人、1943年2,122人、1944年2,151人、1945年1,436人である⁴¹⁾。この記録によれば、端島炭鉱の労働者数は、1940年以後一貫して増加し、1944年から1945年の間に最大人員に達した。

石炭統制会の資料に現われた高島炭鉱の朝鮮人労働者の割合は、1941年9月14.3%、1944年4月には29.7%、1944年10月には32.2%とされている⁴²⁾。1944年11月に集計した高島炭鉱（端島を含む）の炭鉱労働者は5,974人なのに、そのうち日本人は3,715人、朝鮮人は、2,259人（坑内夫1,938人、坑外夫321人）である⁴³⁾。三菱高島炭鉱では1937年以後、朝鮮人労働者の募集数が継続して増えた。1944年になると朝鮮人は全体の38%を占めており、朝鮮人労働者のほとんどが坑内で労働させられていたことが分かる。端島炭鉱は高島炭鉱の支坑なので、1937年以後の朝鮮人労働者の増加率と全体の割合及び坑内夫の割合はこの統計と特に違わなかったはずである。

朝鮮人労働者の移入数は1939年以後、継続して増加し、日本敗戦直前に最大数を記録した。労働者全体の中で占める割合と坑内夫の割合も増える現象は、高島炭鉱だけではなく日本の他の炭鉱も同じだった。

朝鮮人数は北海道の茅沼炭鉱でも1935年と40年とを比較すれば、2倍近く増加し、43年以後の朝鮮人動員により、日本人数をしのぐようになった（調査支援委員会『北海道茅沼炭鉱に強制動員された慶尚北道出身者の被害真相調査』2011年参照）。〔原文では茅沼炭鉱に関する表1・2があるが、監修により略した〕。

端島の朝鮮人労働者も高島炭鉱の労働者数の推移や茅沼炭鉱の事例と同様に、1944年から1945年の間に最高を記録したようである。1944年の端島の坑員数が2,151人であったという記録に、高島炭鉱の朝鮮人比率が1944年に38%であったという記録を置き換えてみれば、端島の朝鮮人労働者数は1944年段階に800人ほど存在したと推定できる。

「人権を守る会」は、独自の調査の結果、日本の敗戦前後、端島に強制動員された朝

41) 人権を守る会『原爆と朝鮮人第4集 端島の呻き声』、1986、66頁の再引用

42) 竹内康人「三菱高島炭鉱への朝鮮人強制連行」、『在日朝鮮人史研究』第33号、2003、33~37頁からの再引用

43) 前川雅夫『炭坑誌 長崎県石炭史年表』、葦書房、1990、408頁

鮮人が500人ほどいたことを明らかにした⁴⁴⁾。「人権を守る会」が出会った生存者徐○ウは「端島には500~600人程度の朝鮮人がいた。一階に5つの部屋がある二階建てと四階建てに収容された」と証言した。本委員会に申告した端島動員の生存者たちは、端島に強制動員された朝鮮人労働者の数を500人~800人と記憶している。

口述者：咸平（ハムピョン[全羅南道]）の人々が150人来たと言うことだ。俺たちの後に。年齢が18歳ぐらいのが、150人が来たんだ。

面談者：お爺さんたちが来た後に、150人がまた来たのですか？

口述者：そう。およそ500人なったよ。咸平から。

面談者：咸平の人々が来たんですね？

口述者：ウン。ところで、俺は1600番だ、番号が。鉱夫一人一人に番号がついていたよ。咸平の人は2000番だ。番号が付いていた。兵隊の番号のように。

面談者：あっ、2000番だ。

口述者：そうだ、そうして500人になった。韓国の人間だ⁴⁵⁾。

口述者の李○オクは17歳なった年(1942年)に端島に動員された。李○オクの陳述によれば、自身が端島にやって来た翌年の1943年に、咸平から150人余りの朝鮮人労働者が端島に動員されて来たため、朝鮮人の労働者数は500人余りに達したと陳述した。1943年に動員された李○ピルは「端島に韓国人が800人程いた」と記憶している⁴⁶⁾。

(2) 朝鮮人労働者の生活および労働環境

端島が属した高島炭鉱は、炭鉱開発を始めた明治時代からすでに労働環境が劣悪なことで有名な所だった。

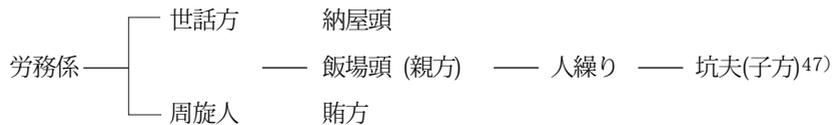
長崎県の端島をはじめ、かつて炭鉱では納屋制度という労務管理制度が採用されていた。日本が炭鉱開発を始めた草創期には囚人を坑内労働者として使った。炭鉱が民営に替わると、納屋制度を導入して労働者を服従させた。納屋制度とは、鉱業資本家に雇われた

44) 人権を守る会『原爆と朝鮮人第4集 端島の呻き声』、1986、66頁

45) 調査支援委員会、李○オギの口述資料(2006年6月16日、面談者、許光茂)

46) 調査支援委員会、李○ピリの被害調査綴

納屋頭が坑夫の募集と生活管理、採掘などの作業請負、賃金の一括管理を受け持つという下請けの形態だ。納屋頭は親方と呼ばれ、坑夫を従わせていた。それとともに、会社に労働者を提供し、賃金を一括して受け、坑夫に分配した。親方は労務供給の請負業者の性格を持ち、炭鉱に雇われ、会社に属して仕事をした。納屋制度の労務組織を図式化すれば次のとおりだ。



労務係に所属した世話方（周旋人）が親方である納屋頭（飯場頭）を管理して、納屋頭が人繰りを通じて坑夫を管理するという重層的な請負構造である。納屋頭による人身の拘束・賃金の搾取・長時間労働・劣悪な食事などの弊害が深刻な社会問題になり、納屋制度は次第に廃止された。納屋頭・飯場頭は坑夫の募集と生活管理だけ引き受けるように権限を縮小し、納屋制度の代わりに会社が坑夫を直接雇用する制度に変えていった。しかし、1930年代でも九州地方の複数の炭鉱では納屋制度による労務管理がおこなわれていたし、戦時体制になっても継続されているところもあった⁴⁸⁾。

早い時期に炭鉱が開発された高島炭田もまた、納屋制度の弊害が深刻な状態であった。1888年に日本の雑誌に掲載された「高島炭鉱の惨状」というルポ記事は、高島炭鉱の悲惨な状況を知らせ、納屋制度の弊害を提起した。取材当時、高島の坑夫たちは真っ直ぐに立つことができないような狭い坑内で、休憩なしに長時間労働に苦しめられ、賃金を貰っても食費などの名目で納屋頭に搾取されていた⁴⁹⁾。高島から出て行くには「脱出」

47) 納屋頭を親方、坑夫は子方と呼んだ。親方と子方の関係は一種の擬制（本質は異なるが同一の効果を与えるもの）である。実際に父母と子どもの関係ではないが、親方と子方のように社会の特定の人の間で結ばれた関係で、父母・子どもの関係に比較できるほど、情宜ある関係とされた。真相糾明委員会『サハリン<二重徴用>被害真相調査』、2007、64頁から再引用

48) 真相糾明委員会『サハリン<二重徴用>被害真相調査』、2007、64~65頁

49) 記者の松岡好一は坑夫として高島炭鉱に潜入して、自分の体験を1888年6月、雑誌『日本人』に「高島炭鉱の惨状」という題目で掲載した。記事には、少しでも怠ける者がいると携帯して

したり、わざと他の坑夫と争って殺人事件や傷害事件を起こす方法しかなかった。高島は「生きて戻れぬ地獄島」と呼ばれた⁵⁰⁾。

このような状況は高島と共に開発された端島でも同じだった。島の周囲は高さ10mの厚いコンクリートの堤防に囲まれていて、まるで海に浮いている刑務所に見える。高島が「地獄島」ならば、端島は「監獄島」と呼ばれ、端島の出入り口は坑夫たちに「地獄門」と呼ばれた⁵¹⁾。人身の拘束、搾取、その労働に疲れた端島の坑夫たちは、溺死の危険を冒して海に飛び込んで、脱走を試みたりもした⁵²⁾。しかし、泳いで脱出を試み、摘発されれば厳しい暴行を受けた。脱出者に対する処罰は特にひどく、「河童殺し」と言われるほどであった⁵³⁾。労働環境が劣悪なだけ、募集人は誇張した宣伝で労働者を誘惑した⁵⁴⁾。しかし、「外部と隔離された監獄のような島」という端島の環境が知られるようになり、三菱は特に端島の坑夫の募集では苦渋を味わった⁵⁵⁾。

1916年に大阪朝日新聞は「端島は軍艦に似ている」という記事を、また1921年には長崎

いる棍棒で殴打した。坑夫は耐えられず、脱出を企てる。しかし、脱出が成功せず、海岸の監視員あるいは小頭の手で逮捕されると、海岸監視員と小頭は脱出未遂の坑夫を懲戒し、殴打したと記されている。絲屋寿雄・稲岡道著、ユンデオン訳『日本民衆運動史』、ハクミン社、1984、98-100頁参照

50) 林えいだい『筑豊・軍艦島』、弦書房、2010、150頁

51) 林えいだい『死者への手紙』、明石書店、1992、191頁

52) 1906年6月16日のある新聞記事に、端島で仕事をしていた日本人労働者の逃亡事件が掲載された。坑夫4名が、労働が苦しくて逃亡を共謀した。板につかまって泳いで逃げようとしたが、一人が途中で断念して炭鉱に戻った。他の逃亡者を船で追跡したが、暗い夜で行方が分からず、その後の上陸した痕跡もなかったため、溺死の可能性もある（「東洋日の出新聞」）、前川雅夫『炭坑誌 長崎県石炭史年表』、葦書房、1990、164頁から再引用

53) 真相糾明委員会『サハリン<二重徴用>被害真相調査』、2007、83頁

54) 三菱端島労働状況（1907年3月～8月）、①坑夫募集人は応募者1人に対して3円ずつの手数料を得る、炭坑を楽園のように吹聴し、世人を欺瞞。②坑夫は何れも故郷忘れがたく、募集人の舌端に欺かれたことを悔いる。③会社は淫売婦を雇い、随所に淫売店を開業させ、賭博も奨励。④坑夫はこの陥穽に落ち入り、前借の弱みに自由を縛り去られている。前川雅夫『炭坑誌 長崎県石炭史年表』、葦書房、1990、170頁

55) 端島は、周囲に人気がなく、人里離れた島であり、炭鉱が全てという殺風景な島であったので、坑夫の雇用及び移動防止等に特別に苦心する状態だった。募集人員が1か月に100人も充足できなかったという。福岡地方職業紹介事務局編「坑夫雇傭状態に関する調査」、前川雅夫『炭坑誌 長崎県石炭史年表』、葦書房、1990、282頁から再引用

日日新聞が「三菱重工長崎造船所で建造中の軍艦土佐に似ている」という内容の記事を掲載した。この時期から端島は「軍艦島」という別名を得た。「軍艦島」という別名は、三菱にとって「監獄島」として悪名高かった端島の暗いイメージを刷新する機会となった⁵⁶⁾。

海底炭鉱の端島炭鉱は陸地の炭鉱と比較すると採掘条件が非常に悪かった。海底で採炭をすれば、多量の坑内水が雨のように降り注いだ。海水が浸透した坑内水は塩分が強くて非常に冷たかった。塩分が強い坑内の水を浴びた坑夫の皮膚はただれて炎症が起すこともあった⁵⁷⁾。

口述者：三千尺（約900m）下がるよ。真っ直ぐ。真っ直ぐ三千尺を下がる。するとこの部屋よりも数倍大きな機械があった。一つは炭（石炭）をあげる。一つは人を百人、二百人ぎっしり乗せ、乗せると穴の中に降りて行く。（中略）三千尺降りて行くと、四方から水が降らないかって、めちゃくちゃ降って来る。その水を掻き出そうたって、どうにもならない。大水だよ。

面談者：どうにもなかったのですか？それほど。

口述者：このように掬い上げるが、斜めに落ちてくる水が、大量だった。

面談者：あっ、それで坑外に水を汲みだすのですね？

口述者：こうやって汲みだす。四方から。そんな所まで行き、苦勞した⁵⁸⁾。

1945年1月に端島炭鉱に動員された朴○グは「坑内に入ると、どこからも水が落ちてきた」と供述した。崔○ジュは「炭鉱に入ると海水が漏れ出てきた。海水で皮膚がただれた」と供述している⁵⁹⁾。

端島炭鉱の第2 豎坑は600m下に中央坑道があった。中央水平坑道を中心に坑道が上下に分かれて採炭現場があった。深い採掘現場は坑口から距離が1 k m以上にもなった。深く行くほど炭層の傾斜が急になり、機械が使いにくくなった。そのため仕方なく人力に依存せざるをえず、坑内事故による死亡者も多く出た。この点は、三菱系の海底炭鉱である

56) 林えいはいは端島を「軍艦」の姿に比喻した当時の状況について、軍国日本の虚勢が見えると書いた。林えいはい『筑豊・軍艦島』、弦書房、2010、319~320頁

57) 林えいはい『筑豊・軍艦島』、弦書房、2010。151、165、318頁

58) 調査支援委員会、朴○グの口述資料（2006年3月3日、面談者、許光茂）

59) 調査支援委員会、崔○ジョの被害調査書綴

端島炭鉱での強制動員朝鮮人死亡者実態調査

高島炭鉱、崎戸炭鉱も同様であった。主要な採掘可能区域の炭層傾斜は海面下600m付近まで40度～45度程度であった。下に行くほど傾斜がさらに急になって、海面下700m以下には炭層傾斜が60度を超えた。傾斜が急なところは支柱が滑って落ちる危険があり、採炭をする時の足場も非常に危険であった。特に端島炭鉱は採掘条件が悪いほど石炭の微粉化率は高く、自然発火性が高く、ガスの噴出量も多かった。ガス突出⁶⁰⁾のために事故が起りやすい環境であった。深く、傾斜が急な採炭現場は生産量が落ちて事故の危険性が高いため、日本人坑夫たちは余り入ろうとしなかった。結局こうした場所に、朝鮮人と中国人が投入された⁶¹⁾。林えいだいが出会った生存者、姜○ドは「朝鮮人が主に担当していた区域は炭層が薄く、ガスが多かった」と述べている⁶²⁾。

端島炭鉱は海底深い所での採炭のため、坑内の温度が高かった。坑夫たちは汗をたくさん流し、喉の渇きが激しかった⁶³⁾。狭い作業スペースと坑内の高い温度は耐え難く、大変だった。本委員会に被害届を出した金○ジョは、「坑内は、立てないほど狭く、温度が45度を超えた。ゴムチューブでお互いの体を縛って仕事をした」と述べている⁶⁴⁾。

端島炭鉱は事故発生率が高い炭鉱であるだけに、ここで動員された朝鮮人達には事故の経験も記憶に深く残った。特に「坑道が崩れた」、「石が落ちた」などと表現する落盤事故⁶⁵⁾の経験を話す場合が多かった。金○ジョは「労働中、石が落ちて頭が裂けた。落ちて来る石のため、帽子の中にゴムチューブを入れていた。時に、上から転がり落ちる石に当たって死んだ人もいた。」と述べた⁶⁶⁾。金○カブは「毎日死亡者が続出して仕事に行く時、いつも不安で怯えていた」と供述しており、張○シクは「炭鉱が崩れる事故がたくさん出て、忘れる頃になると一人ずつ死んだ」と供述した⁶⁷⁾。災害に備えるため、徹

60) 大量のガスが炭鉱の中で一時に強烈に噴出する現象をいう。ガスの突出が起こると、濃厚なガス、またはガスに伴い放出される大量の粉炭等で埋められ、窒息したり、突風の衝撃により死傷者が出る事故が発生する。噴出したガスは風向きに流れたり、風が吹く方に逆流して爆発を引き起こすこともある。

61) 林えいだい『筑豊・軍艦島』、弦書房、2010、151、318頁

62) 林えいだい『死者への手紙』、明石書店、1992、221頁

63) 林えいだい『筑豊・軍艦島』、弦書房、2010、165-166頁

64) 調査支援委員会、金○ジョの被害調査書綴

65) 坑内で天井や壁から岩石が落ちる事故

66) 調査支援委員会、金○ジョの被害調査書綴

底した訓練が必要だったが、動員された朝鮮人労働者に作業訓練は十分ではなかった。張○ムンは「炭鉱に到着して一日休んで、炭鉱見学をさせた直後に坑内の中に入って、採炭作業で苦しめられた」と述べた⁶⁸⁾。

戦争が始まり、石炭増産の要求が強まると端島炭鉱の坑夫たちの労働時間も長くなった。3交替勤務は2交替勤務に変わって、一日に12時間仕事をしなければならなかった⁶⁹⁾。本委員会に被害届を出した端島炭鉱の生存者たちのほとんどが労働時間は一日12時間で、一定の休憩時間もとれなかったと陳述している。

強制動員された朝鮮人たちの生活環境も良くなかった。端島は住宅用に建てた高層の建物の上層部分や島の中央の高地部分は眺望と日照量が良好であった。しかし、下層部分はほとんど日光も差さず、湿気もひどかった。建物の高い部分は職員、中間部分は坑員、最下層は下請け労働者や朝鮮人・中国人労働者が居住した。

強制動員された朝鮮人を収容した2階建ての建物は端島の北端にあった⁷⁰⁾。朝鮮人飯場の窓の外側には、波を防ぐために板を打ち付けてあった。湿気や汗で部屋の中は悪臭が充満し、床に敷いた畳は汚れて黒く染みていた⁷¹⁾。「人権を守る会」が出会った生存者の徐○ウは1943年春に慶南の宜寧から強制動員された。彼は宿舎について「私は端島の北のほうにある朝鮮人寮（2階建物）に収容された。そこには250人の朝鮮人がいたが、我々一行が入ってくると500人となった。2階にある約10㎡の大きさの部屋に8人を押し込んだ。海のしぶきが強い勢いで窓の外板をぶち当たった」と供述している⁷²⁾。

67) 調査支援委員会、金○ガプの被害調査書綴、張○シクの被害調査書綴

68) 調査支援委員会、張○シクの被害調査書綴

69) 林えいだい『筑豊・軍艦島』、弦書房、2010、167頁

70) 人権を守る会『軍艦島に耳を澄ませば』、社会評論社、2011、25頁

71) 人権を守る会『同上』、2011、25頁、林えいだい『筑豊・軍艦島』、弦書房、2010、317~318頁

72) 林えいだい『同上』、2010、190~192頁

<図 9> 端島平面図



※ 長崎在日朝鮮人の人権を守る会、『原爆と朝鮮人 第2集』, 1983, 67 頁

口述者：この様に、ぎっしりとアパートが並んでいた。これ（端島写真）を見るとすぐわかる。（中略）それで、徴用で行った人がどこで寝たかと言うと。下のこの飯場で寝る。食堂がある。ここは日本の奴ら。監督たち皆が生活した。

面談者：どこですか？ 高い所ですか？

口述者：そうだ。高い所、アパートが。

面談者：お爺さんは海側の建物で寝ましたか？

口述者：下に、下に家を作って、官舎を建てて、そこに住んだ。ここ（高い所）は幹部達が住んだ⁷³⁾。

口述者：ソウルのように、9階、8階の建物が並んでいた。

面談者：びっしり一杯になって、その島にびっしりと建っていたのですか？

口述者：ぎっしり建っていた。セメントで積み上げたんだ。だから人間がああ、歩いている人間も蟻が這っているように見える。それだけ高かったと言うことだ。島を。屋上まで上がってきて、打ちつける、ここまで上がってくる。

面談者：何が上がってくるのですか？

口述者：波が。私たちの寝る場所が、寝る場所をいくらきっちりしていても、海水が入ってくる。水が浸みこんで。そんなひどい所で、そんな所で暮らしてきた。（中略）水が浸み込んできて、服もずぶぬれ。そんな目に遭った⁷⁴⁾。

73) 調査支援委員会、李〇オクの口述資料（2006年6月16日、面談者、許光茂）

74) 調査支援委員会、朴〇グの口述資料（2006年3月3日、面談者、許光茂）

生存者李○オクは「高いアパートには幹部たちが住んで、朝鮮人が住んでいる建物は別にあった」と供述している。また、他の生存者朴○グは「波が高く上がってきて、朝鮮人が住んでいる宿舎の部屋に、海水が入ってきた」と述べた。

<図 10> 端島を覆う大きな波（1956年の台風上陸時）



※ 堀憲昭、『長崎遊学マップ④ 軍艦島は生きている!』, 2010, 25 頁

端島炭鉱は炭鉱開発の初期段階から労働者の人身拘束と搾取がひどかった所である。端島炭鉱に動員された朝鮮人労働者もやはり島外に出ることは不可能だった。

口述者：ポンポン船が大きい島（高島—引用者注）から持って来る、水を。（中略）
大きい島から水を持って。持ってきて置いておく（端島には河川や貯水池がなくて給水船が高島と端島の間を運行して水を運んだ - 引用者注⁷⁵⁾）。俺たちは刑務所に服役した奴と全く同じで。出ることもできず、大きい島に行くこともできず。

面談者：大きい島に行けなかったんですね？

75) 堀憲昭、『長崎遊学マップ④ 軍艦島は生きている』, 2010, 46頁

端島炭鉱での強制動員朝鮮人死亡者実態調査

口述者：行けなかった。ここ（端島）の中を往ったり、来たりした。刑務所の服役と全く同じ。（中略）どうやって（足を）切り落とすか？ 韓国に帰ろうと。

面談者：出たかったのですか。

口述者：刑務所と同じよ。俺も足を切ろうとしたよ。炭車に轢かれたら、バッサリ切られるよ⁷⁶⁾。

李○オクは島の外に出ることができない端島の生活が「刑務所」生活と同じだと感じたと、島を出るために自傷を考えたと述べた。

端島炭鉱の劣悪な環境に耐えられない日本人労働者が海に飛び込んで脱出を試みたのと同様に、強制動員された朝鮮人たちも辛い労働と劣悪な環境から逃れるために、逃亡を試みる場合も多かった。

一日にノルマがトロッコ10台以上だった。お腹がすいて疲れて何度も逃げようとしたが、海のと真ん中にある島では、脱走は無理だった。それでも海に飛び込み、泳いで逃げる人もいた。

「百万人の身世打鈴」尹○キ陳述⁷⁷⁾

私は毎日下痢をして体が非常に衰弱した。それでも仕事を休もうとすると、管理事務所に連れていかれ、ランチに遭った。いくら苦しくても、「はい、仕事します」と言うまで殴られた。私は堤防の上で遠く朝鮮の方を見、何度も海に飛び込んで死にたいと考えた。仲間の中には自殺したり、高浜に泳いで逃げていく途中、溺死した人もいる。

「軍艦島に耳を澄ませば」徐○ウ陳述⁷⁸⁾

戦争時、端島では逃亡者を監視するために、在郷軍人会の会員が銃を持って警備をしたという⁷⁹⁾。逃亡を試みた労働者には苛酷な仕打ちが待っていた。朴○イクは「逃げる人が時々あったが、監視も厳しく、島なので、ほとんど捕まってしまう、厳しい拷問を受けていた」と述べた⁸⁰⁾。

76) 調査支援委員会、李○オクの口述資料（2006年6月16日、面談者、許光茂）

77) 百万人の身世打鈴編集委員会編『百万人の身世打鈴』、東方出版、1999、399頁

78) 人権を守る会『軍艦島に耳を澄ませば』、社会評論社、2011、28-29頁

79) 林えいだい『筑豊・軍艦島』、弦書房、2010、158頁

戦争末期になると、食糧配給も少なくなった。強自動員された朝鮮人たちの宿舎であった「吉田飯場」〔下請け業者〕の場合には、配給される食糧の半分を幹部が横取りもした。坑内の激しい労働で体力が消耗された朝鮮人に与えられる食事の量は非常に少なかったし、ご飯の20%は玄米、80%は豆かすだった⁸¹⁾。生存者の大部分が「少量の食事しか与えられず、常にお腹が空いていた」という経験を述べており、個人的に他に食糧を求め、食べてしのいだ生存者もいた。尹○ビョンは「一日に自分に割当てられた仕事を全てしなければならず、割当量を満たさない場合、殴打されてご飯をくれない」場合もあったと口述した⁸²⁾。

1943年夏には、端島の朝鮮人労働者350人が中国人350人〔端島への連行中国人は204人、高島・端島で計409人〕と交換されて、長崎造船所に配置されることがあった。慶南宜寧出身の金○ジョは、「当時、端島にいた宜寧の350人は皆端島から出て造船所へ移動した。造船所で米軍捕虜と鉄の塊を運ぶ仕事を2人1組でした。憲兵が刀を差して監視していた」と述べた⁸³⁾。

当局の事情に応じて、人材の再配置が行われたりした。1944年8月にはサハリンから朝鮮人労働者が高島炭鉱に配置転換された⁸⁴⁾。石炭統制会の資料によると、三菱鉱業

80) 調査支援委員会、朴○イクの被害調査書綴

81) 人権を守る会『原爆と朝鮮人第4集 端島の呻き声』、1986、71頁。林えいだい『筑豊・軍艦島』、弦書房、2010、169頁

82) 調査支援委員会、尹○ビョンの被害調査書綴

83) 調査支援委員会、金○ジョの被害調査書綴

84) 日本政府は戦時体制期、円滑な軍需物資の補給及び生産量の増大のために、必要に応じて一部の炭・鉱山の事業を一時終了させ、労働者を他の作業場に配置し、労務を継続させる政策を施行した。戦争状況が悪化し、サハリン地域で生産する石炭の海上輸送が難しくなると、1944年8月「樺太及釧路ニ於ケル炭礦勤労者、資材等ノ急速転換ニ関スル件」の閣議決定により、労働者の「配置転換」を実施した。南サハリン地域で稼働中の26か所の炭鉱の中で西海岸の炭田地区の14か所の炭鉱を整理し、人員（朝鮮人3,000人、日本人6,000人）及び生産資材を日本本土に緊急配置をした。朝鮮人達は1944年8月19日から三日間に徴用令を受け、8月25日から9月16日までに日本の本土に入港した。彼らは福岡の17か所の炭鉱、長崎の4か所の炭鉱、福島の1か所の炭鉱、茨城の4か所の炭鉱等、全部で4県26か所の炭鉱に「配置転換」された。仕事場の配置は原則的に同一系列会社であった。配置転換された朝鮮人はサハリンより一層劣悪な環境の中で頻りに事故死に遭い、家族と別れる悲劇も味わった。配置転換を受けた朝鮮人労働者の大部分は家族を残したまま移動したが、家族を連れてくるとの約束は守られなかった。真

(株)高島鉱業所に配置転換された朝鮮人は430人余りであった⁸⁵⁾。サハリンから三菱高島炭鉱に配置転換された鄭〇スの陳述によると、高島鉱業所に配置転換された朝鮮人たちは、「大きな島の高島と小さな島である端島に分けて配置された」となっている⁸⁶⁾。サハリンから端島炭鉱を始めとした九州地域の炭鉱に配置転換された朝鮮人労働者は、サハリンとは異なる労働環境に適応するのが大変だった。サハリンの炭鉱は大量の採炭と輸送のために機械施設を整えていたのに対し、端島炭鉱は人力に依存して採炭した。坑内水が雨のように降り注いで温度、湿度の高い坑内は、寒くて乾燥したサハリン地域の炭鉱に比べて肉体的負担が大きかった⁸⁷⁾。

端島はサハリンに比べて食糧事情も良くなかった。サハリンから配置転換された金〇ソクは「サハリンでは、群山港で船積みした米のご飯を食べたが、端島では人がとても食べられない食事で、命を維持するのがやっとだった」と陳述した⁸⁸⁾。

1945年8月9日、長崎市に原子爆弾が投下され、端島炭鉱に強制動員された朝鮮人たちは原爆の被害も経験した。端島炭鉱に強制動員された宜寧郡出身者が移った三菱長崎造船所は爆心から半径4 km内にあり、ひどい被害を受けた。端島から長崎造船所に移動した宜寧郡出身の徐〇ウは、炭坑、造船所の強制労働、そして被爆のため、後に結核の咯血で苦しんだ。⁸⁹⁾ 長崎市に原爆が投下された後、端島炭鉱の朝鮮人労働者たちは長崎市内の復旧作業に投入されて残留放射能にさらされた⁹⁰⁾。

口述者：8月に原子爆弾が落ちたが、数日すると長崎でソジ（掃除）に行けと言われてた。10日間遊んでいたよ。電気がこんなふうに、水中70里、電気を引いていた。その電気でガタガタ機械が動き、仕事をしたよ。（端島炭鉱は1945

相糾明委員会『サハリン<二重徴用>被害の真相調査』、2007、29-37頁。真相糾明委員会『酷い離別』、2007、14-16頁

85) 真相糾明委員会『サハリン<二重徴用>被害の真相調査』、2007、45頁 <表6>地域別配置現況から再引用

86) 真相糾明委員会『酷い離別』、2007、386頁

87) 真相糾明委員会『サハリン<二重徴用>被害の真相調査』、2007、83-84頁

88) 調査支援委員会、金〇ソクの被害調査書綴

89) 人権を守る会『軍艦島に耳を澄ませば』、社会評論社、2011、31-32頁

90) 許光茂「戦時期朝鮮人労務者強制動員と原爆被害 広島・長崎の地域的特徴を中心にして」、『韓日民族問題研究』第20号、2011、46-49頁

年7月末、空襲で高島の発電所が空襲で破壊されて電気を供給されなくなった。坑内排水ができなくなり坑内が浸水した。この時から4ヶ月間採炭が中止になった—引用者注⁹¹⁾ 8月に10日ほど遊んでいるとソジに行ってこいと言われた。長崎に。

面談者：あ、掃除して来い、そうですか？ 長崎に？ 出かけたら、どうでしたか？

口述者：長崎にソジをしに行く。誰がソジなどするか。腹は空いて、やれない。腹が空いて死にそうで、誰がソジをするか。ウオメ。人がこんなに死んだんだと、見ると、灰だらけ。ないんだ。フワフワして骨も何も真っ黒。アイゴ。全く人の世か。アイゴ、凄まじい様だった。

口述者：掃除しろと言われて、出かけて行った人は何人くらいですか？

面談者：アイゴ、口にできない⁹²⁾。

生存者朴○グは「長崎市内に行って死体を片づける仕事をしたが、腹が空いて市内復旧作業はまともにできなかった」と回想しながら、端島炭鉱から長崎市内復旧作業に投入された朝鮮人の数が非常に多かったと述べた。

解放後まで端島に残っていた朝鮮人労働者の帰国も困難であった。申告がされた当時、生存者43人の中で、炭鉱で帰国の措置をしてくれたと述べた生存者は2～3人だけだった。他の大部分の被害者は、船を個人的な費用で探し求めて、帰国した。

口述者：早く行こうと、ヤミ船に乗ろうと。さあ、どんな船でもまず乗ろうと。ここでの斡旋がひどかった。どんな船でも行こうと言って、木造船を持ってきた。木造船、木で作った船だ。機械がある大きな船でなく。船の運転手、そう船長！船長が心配ないから行こうと言った。こんな船、木造船に乗ってどこまで行けるか？それで、あのロシア、ロシアにも行って来た！と。それでその船に乗り、帰って行ったが、風が強く、どこかで一晩泊まり、帰ってきた。それで、馬山で降ろされた。凄まじい世の中を生きたよ。凄まじい世の中だ。

面談者：馬山には何人来たんですか？ 端島にいた人がみんな乗りましたか？

口述者：いや、みんなは、乗れない。

91) 林えいだい『筑豊・軍艦島』、弦書房、2010、318頁、前川雅夫『炭坑史長崎県石炭史年表』、葦書房、1990、412頁

92) 調査支援委員会、朴○グの口述資料（2006年3月、面談者、許光茂）

端島炭鉱での強制動員朝鮮人死亡者実態調査

面談者：ヤミ船だからお金は出されたでしょうね？

口述者：そうだ。ヤミ船に乗って出てきた⁹³⁾。

個人的に求めた船は「密船」または「ヤミ船」と呼ばれる小さな船だった。帰国当時、帰国旅費などを受け取ったという陳述はなかった。個人的に用意した小さな船は帰国途中の事故の危険性も高かった。

文○ジンは「漁船のような小さな船で釜山まで来る途中、何度か船が故障した」、金○カプは「船に乗って来る間に、大きな嵐に遭った。先に出航した船は沈没して、自分が乗った船は対馬に一時停泊した」と供述している⁹⁴⁾。

93) 調査支援委員会、朴○グの口述資料（2006年3月、面談者、許光茂）

94) 調査支援委員会、文○ジンの被害調査書綴、調査支援委員会、金○ガプの被害調査書綴

Ⅲ. 端島の朝鮮人死亡記録の分析

1. 「火葬認許証及び変災報告書(長崎)」資料の現状

(1) 資料の現状

本委員会が所蔵している「火葬認許証及び変災報告書(長崎)」という題名の資料は朝鮮人強制連行真相調査団が編集したもので、全体の分量は137頁だ。本委員会ではこの資料を強制動員被害調査のための参考資料として活用している。

「火葬認許証及び変災報告書(長崎)」は、端島で1925年から1945年の間に死亡した朝鮮人・中国人136人の火葬の関連文書150件に加え、西彼杵郡崎戸町で死亡した朝鮮人211人の「埋火葬認許証交付簿」を収録している。崎戸町の「埋火葬認許証交付簿」は既に真相調査を行い、2011年6月に本委員会で結果報告書を発刊した⁹⁵⁾。

この報告書の分析対象は、「火葬認許証及び変災報告書(長崎)」の中に書かれている端島で死亡した朝鮮人の火葬記録である。もとは長崎県の市民団体「長崎在日朝鮮人の人権を守る会(以下、人権を守る会)」が端島から直接発見した火葬関連記録を「朝鮮人強制連行真相調査団」が朝鮮人と中国人の火葬記録だけを抜粋して綴ったものである。

林えいだいによれば、原資料の取得経緯は以下の通りである。1986年夏、「人権を守る会」の会員の一人が調査のために端島訪問した時、高島町事務所端島支所跡で偶然、昔の高浜村⁹⁶⁾時代に作成した1,341枚の紙の束を発見した⁹⁷⁾。1925年から1945年までに

95) 調査支援委員会『日本国長崎崎戸町埋火葬認許証記載朝鮮人死亡者問題真相調査』、2011。

96) 発見された火葬認許証が作成された1925年から1945年の端島の行政所在地は長崎県西彼杵郡高浜村であった。1955年に高島町に合併された。

97) 林えいだい『死者への手紙』、明石書店、1992、2～6頁。この本の著者である林えいだいは、崎戸町の「埋火葬認許証交付簿」の収集過程も共に明らかにした。林えいだいは端島で発見された火葬関連記録を見て、この記録は他の市町村にも残っていると考え、端島近隣の高島

端島で死亡した日本人1,162人、朝鮮人と中国人138人の火葬記録だった。

「人権を守る会」は、発見された火葬記録の中の朝鮮人・中国人138人の人定事項をまとめて報告書『原爆と朝鮮人—長崎原爆朝鮮人被爆者実態調査報告書 第4集 端島の呻き声』を公表した⁹⁸⁾。火葬記録から死者の名前と年齢、本籍地、戸主、職業、病名、発病年月日、死亡年月日を抜粋して、年度ごとにまとめた。朝鮮人強制連行真相調査団が編集した「火葬認許証及び変災報告書（長崎）」もまた、同じ資料を基に作成したと考えられるが、「人権を守る会」の報告書『原爆と朝鮮人』には、「火葬認許証及び変災報告書（長崎）」より2人多い朝鮮人死亡者の記録がある。「人権を守る会」が2011年に発刊した単行本『軍艦島に耳を澄ませば』では、「日本人1,162人、朝鮮人と中国人138人」⁹⁹⁾と明らかにしているので、朝鮮人2人の火葬関連書類は原資料から再作成する過程で欠落したものと推定される。

また、「火葬認許証及び変災報告書（長崎）」と同じデータが、林えいだい編「戦時外国人強制連行関係資料集」Ⅱ朝鮮人1下巻に収録されている¹⁰⁰⁾。

つまり、「人権を守る会」が端島で偶然発見した1,341枚の火葬の記録は朝鮮人、中国人、日本人が混在していた。これを「人権を守る会」、林えいだい、朝鮮人強制連行真相調査団が死者の国籍を分類して、それぞれの方法で作成したのだ。しかし、収録人員は若干の違いがある。朝鮮人強制連行真相調査団が作成し、本委員会が所蔵している資料「火葬認許証及び変災報告書（長崎）」と林えいだいの資料集には、朝鮮人と中国人死亡者

町と崎戸町の役所を訪ねた。高島町では火葬関連資料を確認する事はできなかったが、崎戸町には1940年から1945年までの中国人と朝鮮人の「火葬認許証交付簿」が保管されていて、それを入手したという。

しかし、「人権を守る会」の代表は資料の収集経緯について少し内容が違う話をした。2010年「人権を守る会」の高實代表と柴田事務局長に会った『日帝強制動員、その知られざる歴史』の著者は、端島の火葬記録の収集経緯について「1986年当時、身分を明らかにできない日本人から資料を受け取り、資料の分析と報告書作成を済ませ、九州大学石炭資料館に送り、管理を委託した」と伝え聞いている。金ホギョン、クォンキソク、ウソンギョ『日帝強制動員、その知られない歴史』、トルベゲ、2010、89頁

98) 人権を守る会『原爆と朝鮮人第4集 端島の呻き声』、1986、83~105頁

99) 人権を守る会『軍艦島に耳を澄ませば』、社会評論社、2011、116~117頁

100) 林えいだい編『戦時外国人強制連行関係史料集』Ⅱ朝鮮人1下、明石書店、1991、1495~1692頁

Ⅲ. 端島の朝鮮人死亡記録の分析

136人の火葬記録があるが、資料を直接発掘した「人権を守る会」の報告書『原爆と朝鮮人』には、朝鮮人2人を含む138人の火葬記録が収められている¹⁰¹⁾。

「火葬認許証及び変災報告書（長崎）」に収録された136人のうち120人は本籍地が「朝鮮」と記録されていて、朝鮮人であることが確認される。残りの16人は本籍地が「不詳」と記載されている。このうち1944年7月以降に死亡した14人は、三菱高島鉱業所端島坑が1953年10月9日に作成した「華人労務者調査報告書」により、中国人と確認できる。他の記録で国籍を確認することができない2人はいずれも1943年に死亡している。「人権を守る会」は、端島で1944年6月から中国人が連行されたので1944年6月以前に死亡した人物は、朝鮮人である可能性があるという意見を提示している¹⁰²⁾。しかし現在、この2人の国籍を確認することができる他の資料はない。

したがって、本委員会所蔵の「火葬認許証及び変災報告書（長崎）」で、本籍地が「朝鮮」であることが確実な120人を分析の基準とするが、『原爆と朝鮮人』に追加収録された人員2人を含めて、端島で死亡した朝鮮人122人の死亡の実態を把握しようとした。

一方、国家記録院所蔵資料であり、本委員会「委員会認定」¹⁰³⁾として活用している「いわゆる朝鮮人徴用者等に関する名簿」の中で「大日本産業報国会 長崎県支部」の項に記載されている5人と「朝鮮人労務者に関する調査結果」の中の〈朝鮮人労働者解雇の状況調〉に記載された2人が「火葬認許証及び変災報告書（長崎）」で確認される。

日本の研究者竹内康人が作成した朝鮮人死亡者名簿でも、端島で死亡した朝鮮人48人の名前が確認される。竹内は、日本全域の朝鮮人死亡者関連資料を収集して、『戦時朝鮮人強制労働調査資料集連行先一覧・全国地図・死亡者名簿』でその名簿を紹介した¹⁰⁴⁾。この48人も「人権を守る会」が発見した火葬記録をもとに作成されている。竹内は端島の

101) 『原爆と朝鮮人』で新たに死亡情報が確認された朝鮮人2人のうち、1人の遺族は本委員会に被害調査を申告した。

102) 人権を守る会『軍艦島に耳を澄ませば』、社会評論社、2011、135頁

103) 「委員会認定」というのは「動員事実を本委員会が認定した記録」という意味で、本委員会で定めた用語である、検証手続きを経て強制動員被害判定資料を活用した。真相糾明委員会『強制動員名簿解題集1』、2009、10~11頁

104) 竹内康人『戦時朝鮮人強制労働調査資料集 連行先一覧・全国地図・死亡者名簿』、神戸学生青年センター出版部、2007、214頁

火葬記録で1939年から1945年までに死亡した成人男性を選んで名簿を作成したため、48人を収録したのだ。

そうであれば、「人権を守る会」が発見した資料は、1925年から1945年の間に端島で死亡したすべての朝鮮人の火葬記録であろうか。「火葬認許証及び変災報告書（長崎）」に収録された端島の火葬認許証関連資料は、文書を作成した官庁が保管する文書を手にしたものではないから、全ての死亡者の情報を含んだものとみなしえない。

長崎県所在の炭鉱の地域史、企業資料、新聞記事などを網羅し、長崎県所在の炭鉱の歴史を年表にまとめた『炭坑誌 長崎県石炭史年表』¹⁰⁵⁾ という資料がある。『炭坑誌』は炭坑の記録が時に詳細に残っている事件、事故の場合には死亡したり、負傷した炭鉱労働者の人定事項も収録されている。『炭坑誌』に端島炭鉱で死亡したと記録されている朝鮮人の死者を「火葬認許証及び変災報告書（長崎）」記載の死者と比較してみたところ、『炭坑誌』に登場する朝鮮人が「人権を守る会」が作成した死亡者名簿にない場合があった。

したがって、「火葬認許証及び変災報告書（長崎）」は、1925年から1945年の間に端島で死亡したすべての朝鮮人の情報を盛り込んだ資料ではない。しかし、20年という期間、端島で死亡した朝鮮人120人の死亡情報は、端島での朝鮮人の存在について知ることができる貴重な資料であることに違いはない。

(2) 資料の形態と収録内容

「火葬認許証及び変災報告書（長崎）」には、端島で1925年から1945年の間に死亡した朝鮮人・中国人136人の死亡と火葬の関連記録150件が盛り込まれている。1人の死亡について1件のデータが残っている場合もあり、2～3件のデータが残って場合もあるため、136人の記録が150件の資料として残ることになった。

150件の資料は、大きく二つの種類の書類に分けられる。一つは火葬許可を受けるための申請書式である火葬認許証下附申請書であり、もう1つは官庁が火葬を許可する書類である火葬認許証である。

二種類の書類に記録された死亡者もいるが、ほとんどが、どちらか一方の書類だけに

105) 前川雅夫『炭坑誌 長崎県石炭史年表』、葦書店、1990

記載されている。また、発見当時の形態であるのか、資料を編集した当時の事情かは分からないが、一人の死者に関して同じ文書が2通収録されている場合もある。ある朝鮮人夫婦に誕生した死産児の特殊な事例もある。この死産児の火葬認許証下附申請書には、「死産児火葬認許申請」という題名を別に付け、両親の人定事項などを記した死産届と死産証書が1部ずつ添付されている¹⁰⁶⁾。

各項目が印刷された申請用紙に記載したり、様式に合わせて書いた場合がほとんどであるが、様式に従わずに簡単に記載した場合もたまに見られる。様式に合わせて記載していない場合、題目がないため、火葬を申請する書類であるのか、許可を受けた書類なのかを知ることができない。死亡者の本籍地、住所、戸主との関係、死亡者の職業、死亡者の名前と年齢、死亡原因と死亡日時、つまり死亡者に関する情報を簡単に手書きし、記載しているだけだ。様式に合わせて記載した書類にある、官庁の職印も押していない。

136人のうち、火葬申請と許可の書式に全ての死亡情報が記録されている死亡者は10人、火葬許可申請書のみ死亡者は104人、火葬認許証だけの死亡者は9人、死亡に関する情報を書類に記載していない死亡者は13人である。

これらの火葬関連資料は「死亡した人の火葬の申請、またはその許可を受ける際に作成された資料」と簡単に言うことができる。しかし、「死亡者」に焦点を当ててよくみると、死亡者とその人の死亡状況を詳しく教える資料となる。また、「火葬認許証及び変災報告書（長崎）」のように、数十年にわたる一つの区域の火葬関連書類の蓄積によって、

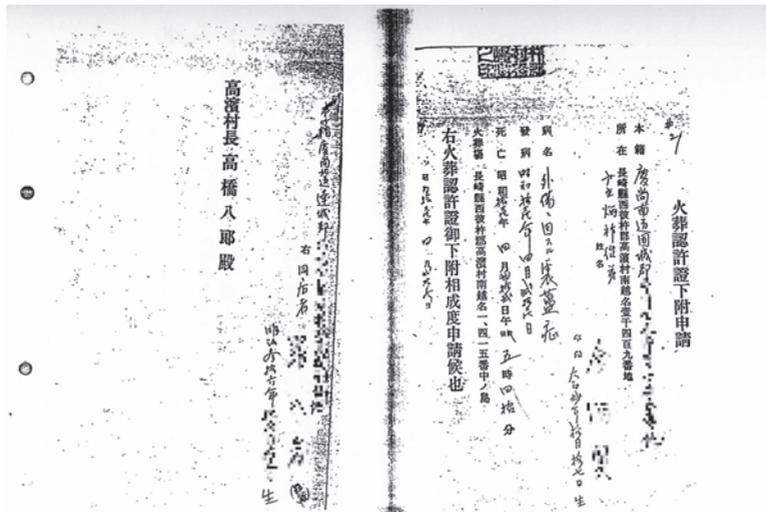
106) 死産の申告は産婦の人定事項（名前、本籍地、現住所、戸主の名及び戸主との関係、生年月日）と死産児の妊娠月数、分娩日時、分娩の場所を書き、申告者（死産児の父）が人定事項を記入した後に申告者の印鑑を押し、高浜村に提出する形式である。死産証書には、死産児の父母の名前と生年月日、父母の職業、妊娠月数、死産児の性別、分娩の日時と場所を書き、嫡子であるか庶子であるか、私生児であるかを書く項目もあり、興味深い。死産児が生まれた時、当時の死後処理がどのようなものであったか推測できる資料である。

「火葬認許証及び変災報告（長崎）」の資料で、端島での死産児として生まれた子どもは4人である。1938年に死産児と生まれた一人の子どもだけの「死産火葬認許下附申請書」という題名の火葬申請書と「死産証書」「死産申請書」が残っている。他の3人の死産児は普通の火葬認許下附申請書を使っている。1934年に死産児として生まれた子どもは死亡者の情報を書く部分に産婦の人定事項が書かれている。1944年と1945年の間に生まれた子どもたちは死亡者の名前を書く所に「胎児」、死亡原因は「死産」と記録されている。

その地域の住民の主な死亡原因、年齢別の死亡原因、人口構成等を把握することが可能である。このように火葬関連資料には膨大な情報が含まれている。また、本委員会への申告書の分析結果と生存者の口述資料が増えていけば、端島炭鉱に動員された朝鮮人労働者の被害状況を詳細に把握することができる。

資料の種類に応じて詳細を見てみると、次のとおりである。

<図 11> 火葬認許証下附申請書



○ 火葬認許証下附申請書

官庁に火葬許可を申請する書式である火葬認許証下附申請書の様式は、〈表3〉のとおりである。端島の行政を管轄する高濱村長に火葬の認許証の発行を申請する様式である。最初の項目には、死亡者の人定事項（住所や現住所、死亡者の戸籍上の戸主と戸主との関係、死亡者の職業、氏名、年齢）を記載する。続いて病名（死亡原因）、発病年月日、死亡年月日、火葬場所を記録する。最後には、申請年月日と申請者と死亡者の関係、申請者の氏名を記入する。たまに申請者の生年月日と本籍地の住所まで、詳しく記録したものもある。

申請者の氏名の下には、申請者の印鑑を捺した。申請者の印鑑は、漢字の名前が刻まれたこともあるが、申請者の漢字名の一部と数字、アルファベットが混ざっている形態も

III. 端島の朝鮮人死亡記録の分析

ある。印鑑について日本の研究者竹内は「この印鑑の数字は炭鉱側がつけたものであり、これらの印鑑から当時の炭鉱労務管理の一面を知ることができる」と指摘している¹⁰⁷⁾。

＜表 3＞ 火葬認許証下附申請書 書式

第○号	火葬認許証下附申請
本籍	○○道 ○○郡 ○○面 ○○里 ○○番地
住所	長崎県西彼杵郡高濱村南越名千四百九番地
戸主 氏名	続柄
姓名	死亡者氏名
年齢	○○年○○月○○日 生
病名	
発病	○○年 ○月 ○日
死亡	○○年 ○月 ○日 午○ ○時 ○分
	火葬場 西彼杵郡高濱村南越名字中ノ島千四百十五番地
	右火葬認許証御下附相成度申請候也
	申請年月日
	死者との関係
	申請者氏名 印鑑
	申請者の生年月日及び本籍住所
	高濱村長 ○○○○殿

資料で表示される申請者の身分は同居者、戸主、宿主の3つだ。「宿主」は、労働者が宿泊する宿舎の主人であり、労務管理者と推定される。乳幼児や女性の死亡者は、戸主が火葬を申請した場合が多く、端島に家族単位で居住した人びとと見られる。家族を同居者と表現した場合もあるが、宿主を同居者と表現した場合も多い。同じ管理者が、ある死亡者の申請書には「宿主」で、他の死亡者の申請書には「同居者」と表現されたものもある。「火葬認許証及び変災報告書(長崎)」には、労務管理者と推定される人物10人ほどが登場する。特定の時期に相次いでこの名前が書かれ、消えたりするので、その人の活動時

107) 竹内康人「三菱高島炭鉱への朝鮮人強制連行」、『在日朝鮮人史研究』第33号、2003、30頁

期を推測することができる。1940年以降、「宿主」という表現が消え、「同居者」とのみ記載されている。研究者竹内は自らの論文で火葬の認許証下附申請書に登場する管理者の名前を整理した¹⁰⁸⁾。

家族が火葬を申請する場合よりも労務管理者が申請した事例が圧倒的に多いので、家族単位で居住した労働者よりも単身で宿舎（寮）生活をしてきた労働者がより大きな比重を占めたと見られる。

すべての死亡者の現住所は当時端島炭鉱の住所である「長崎県西彼杵郡高浜村南越名千四百九番地」と記載されている。また、火葬場は「西彼杵郡高浜村南越名中ノ島千四百十五番地」とすべて同じ住所が記載されている¹⁰⁹⁾。

長崎県西彼杵郡高浜村の火葬認許証下附申請書は、死亡者の人定事項と死亡の原因、火葬申請者の人定事項まで詳しく記録されている。病気による死亡の場合は、発病年月日も記録されており、発病してから死亡するまでの時間も推定が可能である。

○ 火葬認許証

長崎県西彼杵郡高浜村で作成された「火葬認許証」を活字化すると、〈図12〉のようになる。上で見た火葬の認許証下附申請様式と大きく異なる点はなく、記載事項は少し簡略にされている。死亡者の現住所と火葬場は、火葬認許証下附申請書と同様に記録されている。死亡者の現住所は端島炭鉱の住所であり、火葬場は中ノ島である。

火葬認許証は死者の人定事項(住所、現住所、戸主氏名、戸主との関係、職業、名前、年齢)と死亡原因(病名、発病年月日、死亡年月日)が記載され、「火葬を許可する」という文句と許可年月日、高浜村事務所端島支所の職印が捺されている。「火葬認許証及び変災報告書(長崎)」には19枚の火葬認許証があり、火葬認許証下附申請書と火葬認許証が一

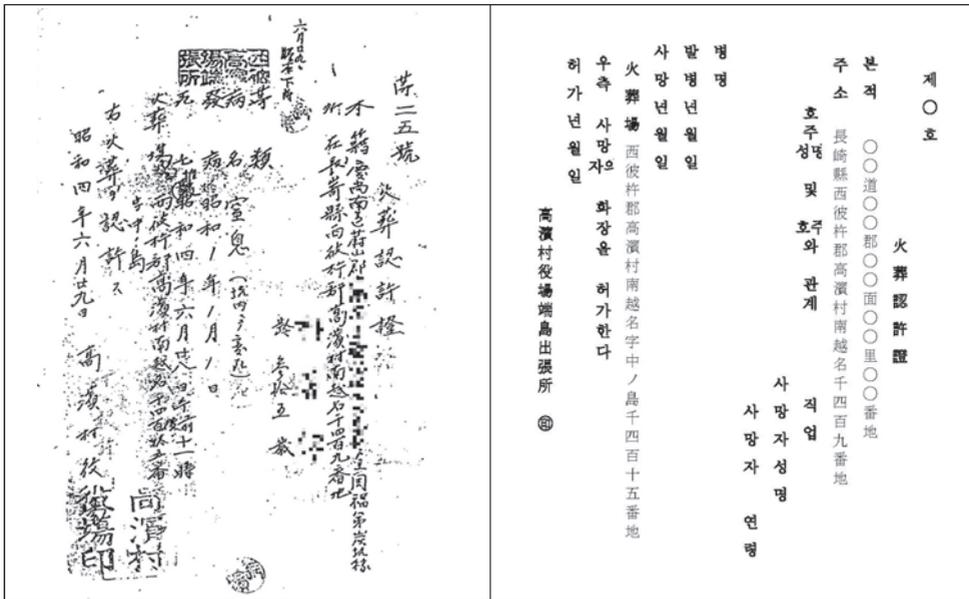
108) 竹内康人「同上」、2003、28-30頁

109) 中ノ島は端島の北東700mに位置する小さな島だ。中ノ島でも1883年から石炭の採掘を始めたが、何年もせずに廃坑になり、無人島になった。端島は炭坑施設と住宅以外にも学校、商店、病院、寺社、映画館等があり都市の機能を備えていたが、火葬場と墓はなかった。島の面積が極めて狭い事もあり、火葬をする時に出る煙が島全体に立ち込めるからである。そのため近隣の島である中ノ島に火葬場を作った。近隣の無人島に火葬場を置くほど、端島炭鉱では事故死が沢山発生したという話もある。林えいだい『筑豊・軍艦島』、弦書房、2010、156頁

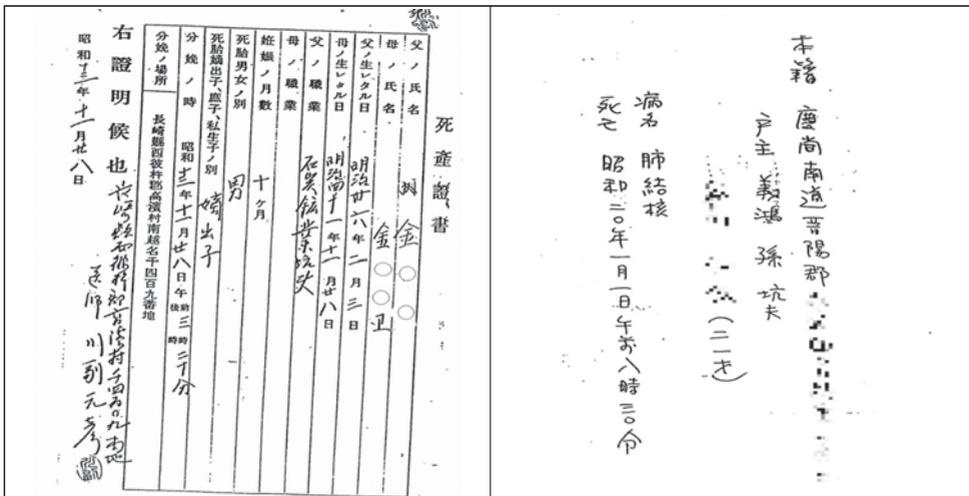
III. 端島の朝鮮人死亡記録の分析

緒に残っている死亡者は計10人である。10人の事例をみると、火葬申請書と火葬認許証がほとんど同じ日に作成されたことがわかる。

<図 12> 火葬認許証と火葬認許証の書式



<図 13> 死産証書と書式紙に記載していない火葬記録



死産証書

書式紙に記載していない火葬記録

2. 「火葬認許証及び変災報告書 (長崎)」の分析

主な分析対象は「火葬認許証及び変災報告書 (長崎)」に収録された火葬記録の中の端島で死亡した朝鮮人120人である。それに加えて、端島の火葬関連記録を直接発見した「人権を守る会」の報告書『原爆と朝鮮人』に追加的に登場する朝鮮人2人を含む122人の死亡情報をいくつかのテーマに分けて分析した。

(1) 朝鮮人 年度別死亡者数

122人の人びとが、どの年に死亡したのか、その数を表に整理すると〈表5〉のようになる。これをグラフに再構成した〈図14〉をみれば、死亡者数の推移がはっきりと表れる。朝鮮人死亡者数は1943年までずっと10人以下であったが、1944年には15人、1945年には17人と、1944年から急激に増加している。

同じ時期に端島で死亡した日本人の年度別死亡者の推移はどうであったかを比較してみた。「人権を守る会」が発表した1,162人の日本人火葬記録を基に日本人の年度別死亡者数をグラフにすると、〈表6〉のようになる。日本人は1938年を除いては、死亡者数に大きな変動はない¹¹⁰⁾。

朝鮮人の年度別死亡者の推移が日本人の様相と異なっている理由は、1938年に「国家総動員法」の制定により、〔1939年から〕朝鮮人の強制動員が開始され、1945年まで朝鮮人強制動員者数が年々増加した事実を求めることができる。

朝鮮人死亡者数は1938年から1940年まで少しずつ増加しているが、1941年には死亡者がやや減少している。1938年から1940年代初めまでの状況は、それ以前の時期と大きく異なる点は見えない。ところで1942年から再び増加する様相をみせる。1944年の場合

110) 1938年伝染病が流行したのか、腸チブスに罹り死亡した日本人が多かった。1938年に朝鮮人1人も腸チブスで亡くなった。この年は、このほか日本人の死亡者が朝鮮人の死亡者を大きく上回っている理由は、正確には分からない。朝鮮人の年度別死亡率を作成するもとなった「火葬認許証及び変災報告書 (長崎)」の資料も、1925年から1945年までの端島で死亡したすべての朝鮮人の資料を含んでいる訳ではないため、限界があり、この報告書でも、このような疑問点を明らかにしようとするのは難しい点がある。1925年から1945年までの端島で死亡した日本人の名簿は、人権を守る会『原爆と朝鮮人第4集 端島の呻き声』、1986、106-136頁参照

Ⅲ. 端島の朝鮮人死亡記録の分析

には、前年より死亡率が2倍以上に増加している。朝鮮人死亡者は1944年と1945年に集中的に発生している。

つまり、1939年以降、1945年までに強制動員された朝鮮人労働者が端島に移入され、朝鮮人労働者が増えるにつれて、死亡者数も増えたとみることができる。特に1944年から朝鮮人死亡者数が急増している理由は、高島炭鉱の朝鮮人労働者数が1944年から1945年の間に最大を記録したという点を想起させる。本委員会による生存者の調査によれば、端島に強制動員された朝鮮人労働者は1943年の段階で500人に達し、1945年初めまで、朝鮮人労働者が継続して移入された。

1925年から1945年まで、朝鮮人と日本人の年間死亡率を比較すると、〈図16〉のようになる。1943年以降、朝鮮人の死亡率が日本人を大幅に上回る様子が見える。当時、日本のほとんどの炭鉱と同様に、端島炭鉱も1940年代に入ると、事故発生の危険度が高い坑内で働く朝鮮人の割合が高くなったという事実も、このような傾向が現れる理由と考えられる。特に危険な現場に朝鮮人労働者が集中的に配置された事実も、生存者の陳述から明らかになった¹¹¹⁾。

1940年代に入ると、炭鉱で働く朝鮮人労働者の死亡、特に災害による死亡者が増加するが、それにはいくつかの原因があった。

国内最大の石炭埋蔵量を保有して、石炭産業も大きく発達していた北海道地域の事例をあげてみよう。北海道地域の災害一件当たりの死亡者数は1926年～1930年の間、平均0.012人程度であったが、1941年～1945年の間には、平均0.039人で、犠牲者の数が3.25倍に増加した。年間の出炭量と坑夫数は大幅に増えたが、1人当たり出炭量はむしろ減っている。出炭量100トン当たりの災害死亡者数は2倍に上昇した。

〈表4〉 北海道地域・炭鉱災害状況

時期	災害1件あたり 死亡者数	年間出炭量	坑夫数	1人あたり 出炭量	出炭100tあたり 災害死亡者
1926～1930年	0.012	500～600万t	2～3万人	220～230t	22人
1941～1945年	0.039	1500万t以上	7～8万人	177.3t	45人

※ 朝鮮人強制連行実態報告書編集委員会、『北海道と朝鮮人労働者』、1999、255-256頁、内容を再構成した。

111) 注釈64) を参照

このような状況について「北海道炭礦統計資料集成」は次のように記録している。

長期間継続勤務者の退坑、朝鮮人労働者の増加、転職者や報国隊の繰込みによって鉱夫の質的低下は著しく、労働強化、時間延長により、災害は増えるばかりであった。(中略) 時間延長、労働強化が結びついでる鉱夫の慢性的疲労が災害をひきおこしているともみられる¹¹²⁾。

この記録は、1940年代に入って災害による死亡者数が増える原因として「鉱夫の質的低下」と「労働時間延長による鉱夫の慢性的疲労」をあげている。

1941年にアジア・太平洋戦争が勃発し、日本当局は戦争遂行のための出炭量増産を督励した。端島炭鉱の場合、1941年4月から9月まで進行した福岡監督局の出炭競争で1位になったという記録があり、1942年8月から10月まで皆勤運動を実施もした¹¹³⁾。戦争遂行のための石炭増産は無理な操業を推進させ、事故につながる可能性が大きかった。また、強制動員されて炭鉱に投入された朝鮮人労働者のほとんどは農家の出身で、炭鉱労働の技術など保有していなかった。始めて採炭作業をする朝鮮人たちは通常3か月間の訓練期間を経るよう規定されていたが、戦況が厳しくなり増産が最優先の課題となった時期には、これらの規定も守られなかった¹¹⁴⁾。相応の訓練も受けていない朝鮮人たちがすぐに採炭現場に投入されれば、災害の危険性はさらに高くなる一方だった。また戦争が長期化して、過酷な労働や過度の割当態勢による長時間の労働の強要が労働者の集中力を低下させ、事故発生の原因にもなった¹¹⁵⁾。

112) 朝鮮人強制連行実態調査報告書編集委員会『北海道と朝鮮人労働者』、1999、256頁

113) 前川雅夫『炭坑誌 長崎石炭史年表』、葦書房、1990、379頁、388頁

114) 戦争遂行のための出炭量増産は、戦争遂行、石炭増産、無理な操業の推進が重なり、事故につながることもあった。代表的な例が宇部炭田の海底炭坑・長生炭鉱であり、安全守則を無視して、採炭作業の規制区域で無理な採炭作業をし、1942年2月、出水事故のために坑夫180人余が死亡する大惨事が起きた。真相糾明委員会『日本長生炭鉱水没事故真相調査』、2007、38~42頁

115) 1939年から朝鮮人の集団募集を実施して、日本は「朝鮮人労働者内地移住に関する方針」「朝鮮人労働者募集及び取扱要綱」「朝鮮人労働者募集要綱」等を作った。これらの資料には朝鮮人労働者を各事業所で活用するための労働者の訓練、生活等の内容が規定されていた。①各鉱業所に到着した朝鮮人達は普通3か月間の訓練期間を置く②入山直後、1~3日間神

III. 端島の朝鮮人死亡記録の分析

端島に強制動員された朝鮮人労働者達も同様の状況であった。戦争が激しくなると、端島炭鉱の労働者が1日12時間労働に苦しめられていた事実や、炭鉱に到着した翌日から坑内に投入された事例は、生存者の陳述で確認された。朝鮮人労働者は健康状態が良くなくても休むことができなかった。「欠勤」について炭鉱側は非常に厳しかった。日本人も例外ではなかったが、特に朝鮮人の場合には、体の調子が良くなくても病気とは認められず、甚だしい場合には叩かれもした。端島で夫と一緒に生活していた姜○チョムは「風邪にかかって熱が出て休みたい」と言った夫が、「風邪など病気でない」と言う労務係に木刀で殴打される場面を目撃した。健康が良くない労働者たちは意識が朦朧とした状態で働き、注意力が散漫になり、事故に遭いやすくなった¹¹⁶⁾。

日本語をよく知らない朝鮮人労働者には、言語の壁は事故発生時の適切な対応に支障を与えたであろう。1944年3月『長崎日報』の記者が書いた端島炭鉱の取材記事でも「現在日本の炭鉱労働者中大きい比重を占める半島労働者の管理が重要であるが、会社側に朝鮮語を理解する者がいないという事が石炭増産の当面の問題の一つだ」と指摘し、「言語」の問題に言及している¹¹⁷⁾。

<表5> 朝鮮人年度別死亡者数

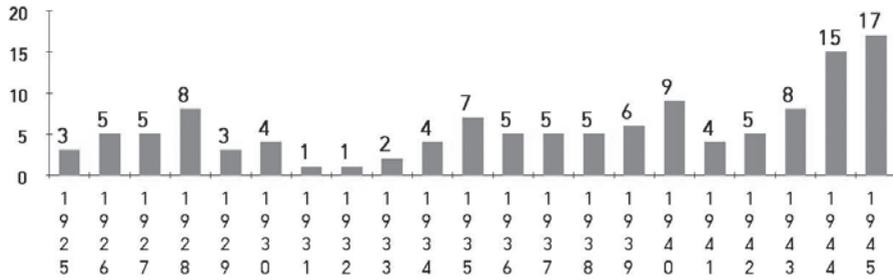
年度	1925	1926	1927	1928	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942	1943	1944	1945	計
死亡者数	3	5	5	8	3	4	1	1	2	4	7	5	5	4	6	9	4	5	8	15	17	122
割合	2.5%	4.1%	4.1%	6.6%	2.5%	3.3%	0.8%	0.8%	1.6%	3.3%	5.7%	4.1%	4.1%	4.1%	4.9%	7.4%	3.3%	4.1%	6.6%	12.3%	13.9%	100%

社参拝、警察官の訓示、各種の検査（身体検査等）、寮の配置、坑内外の見学等を実施 ③初期3か月間は日本人職員から基礎的な業務を習得し、3か月が過ぎると適切な場所に配置。調査支援委員会『北海道茅沼炭鉱に強制動員された慶尚北道出身者の被害真相調査』、2011、90-91頁

116) 林えいだい『筑豊・軍艦島』、弦書房、2010、166頁

117) 前川雅夫『炭坑誌 長崎石炭史年表』、葦書房、1990、403-404頁

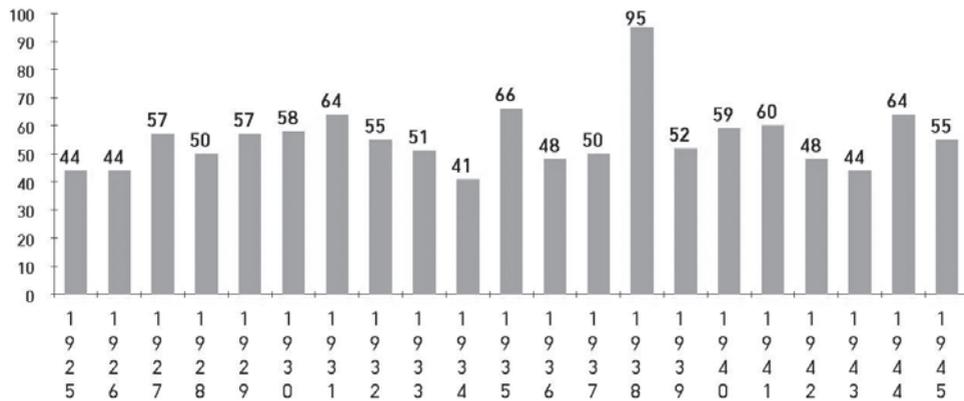
<図14> 朝鮮人年度別死亡者数



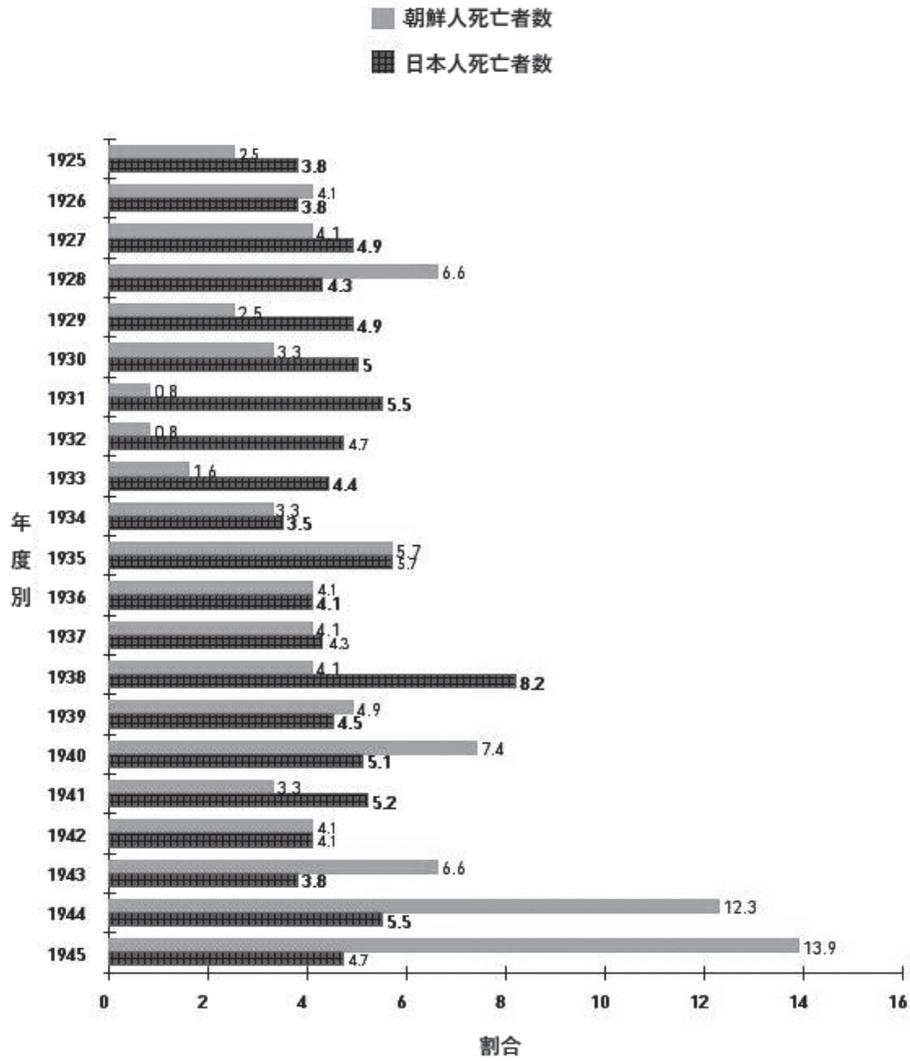
<表6> 日本人年度別死亡者数

年度	1925	1926	1927	1928	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942	1943	1944	1945	計
死亡者数	44	44	57	50	57	58	64	55	51	41	66	48	50	95	52	59	60	48	44	64	55	1162
割合	3.8%	3.8%	4.9%	4.3%	4.9%	5.0%	5.5%	4.7%	4.4%	3.5%	5.7%	4.1%	4.3%	8.2%	4.5%	5.1%	5.2%	4.1%	3.8%	5.5%	4.7%	100%

<図15> 日本人年度別死亡者数



<図16> 朝鮮人と日本人の年度別死亡者比率の比較



(2) 朝鮮人の年齢別死亡者数¹¹⁸⁾

年齢別死亡者数は、統計の便宜上、5歳単位で分けた。122人のうち、年齢が記載されていない1人を除いて121名が、何年に、何歳ぐらいで命を落としたか〈表7〉にまとめた。〈表7〉を一目で見やすいように、〈図17〉に再構成した。

その結果、0.5歳までの乳幼児が全体の朝鮮人死亡者の22.3%を占めていて、最も高い死亡率を示している。乳児死亡率は母体の健康状態や養育条件の影響を強く受けるので、一般的に保健状態の指標として利用されたり、ある地域の衛生状態、生活レベルなどを反映する尺度として活用される。出生1年未満の乳児は一般的に抵抗力が弱く、他の年齢に比べて死亡率が高いことは知られている。また、衛生状態や医療技術が今のように発達していなかった当時の世相を示す結果でもある。

朝鮮人の中で、乳幼児の死亡率が最も高く示され、1925年から1945年まで継続して乳幼児の死亡者がいたことは、若い朝鮮人夫婦が存在していたことを示す。この時期、日本の別の炭鉱地域でも朝鮮人夫婦や家族の存在が広く見られている。これは、当時の関係当局と企業が生産性の向上と労務管理の効率化を理由に、労働者の「家族呼び寄せ」を奨励した結果である。

強制動員労働者の家族の呼び寄せも関係当局の推奨事項であった。1941年2月27日、内務省警報局保安課長は朝鮮人労務管理の効率化を図るため、家族呼び寄せの促進を指示した。しかし、これらの指示が出る前から第一線の会社では、労働者の家族の呼び寄せを実施していた。北海道の鴻之舞鉱業所の場合、「朝鮮人労働者の性的問題解決と心理的安定を図る方法」として家族の呼び寄せを採用した¹¹⁹⁾。鴻之舞の事例をみると、家族呼び

118) 高浜村の火葬記録によって個別の死亡者の正確な年齢を確認することは難しい。年齢を計算する基準である生年月日が記載されている場合は、122人の朝鮮人のうち31人に過ぎない。他の人は「○歳」と記載されていて、韓国人が一般的に歳を言う時に使う「数え年」なのか、日本で一般的に使う「満年齢」なのか分からない。また、出生年を基準として、数え年や満年齢に関わらず、正確に記載したのか、戸籍上の生年月日とは異なる実際の歳を書いたのかは、確認する方法がない。そのため統計を算出するうえで便利のように、年齢だけ記載したある場合は記載された数字にそのまま従い、現在韓国でも法律的には満年齢を適用しているので、生年月日が記載されている死亡者や本委員会への申告時に生年月日が確認された死亡者は、死亡日を基準として「満年齢」を適用することにした。

119) 守屋敬彦編『戦時外国人強制連行関係史料』Ⅲ朝鮮人2下、明石書店、1991、1903頁

Ⅲ. 端島の朝鮮人死亡記録の分析

寄せは、事業所に到着して少なくとも10か月経ち、職場で一定の実績を出した適応度が高い労働者を対象とした。家族呼び寄せの目的は、家族から追加の労働力をえる、または家族への心配を軽くし、安定した労働環境を維持することだった¹²⁰⁾。

乳幼児の死亡率の次には、31歳～35歳の死亡者が18.2%、21歳～25歳の死亡者が17.4%を占めている。続いて26歳～30歳の死亡者が13.2%、41歳～45歳の死亡者が9.1%となっている。朝鮮人の年齢別死亡者数を棒グラフで表した〈図17〉をみても、21歳～35歳の死亡者数が他の年齢層に比べて格段に高い。16歳～20歳、36歳～45歳の死亡者数も他の年齢層に比べて死亡者数が高い方である。

〈図17〉を見れば、島全体が炭鉱である端島では炭鉱労働者として労働可能な年齢の死亡率が目に見えて高く表れていると分析できる。年齢が記載されていない1人も職業が「坑夫」と記録されているので、炭鉱で坑夫として働ける年齢であるか、死者が集中している21歳～45歳までの人物である可能性が高い。

日本人の状況はどうか比較してみた。朝鮮人の火葬記録と一緒に発見された同時期の日本人1,162人の火葬記録のうち、年齢が確認された1,127人の日本人を朝鮮人と同じように年齢を分けて、〈図18〉の棒グラフで表現してみた。日本人も0.5歳までの乳幼児の死亡率が最も高い¹²¹⁾。乳幼児を除き、活発な労働が可能な青壮年層の死亡率が最も高くなる点も朝鮮人の場合と似ている。しかし、日本人は朝鮮人の場合と少し異なる様相を示している。日本人の場合、乳幼児の死亡者を除いて、全ての年齢層で死亡者が均等に示される様相を示す。また、乳幼児死亡率は朝鮮人よりもはるかに高い割合を占めている。

端島で死亡した日本人たちは、本来端島が生活の場であったことにより、全年齢帯で死亡者が均等に発生し、乳幼児死亡率も格段に高いようだ。しかし朝鮮人死亡者、特に1939年以降、日本により集団的に端島に移入させられた朝鮮人は母国ではなく、本来自分たちの生活の場ではない場所で死亡した。朝鮮人死亡者は特に青壮年層に集中している。これらの点を考えると、動員の対象が「労働が可能な年齢の朝鮮人」であったため、日本人の死亡者とは異なる傾向がみられると判断される。

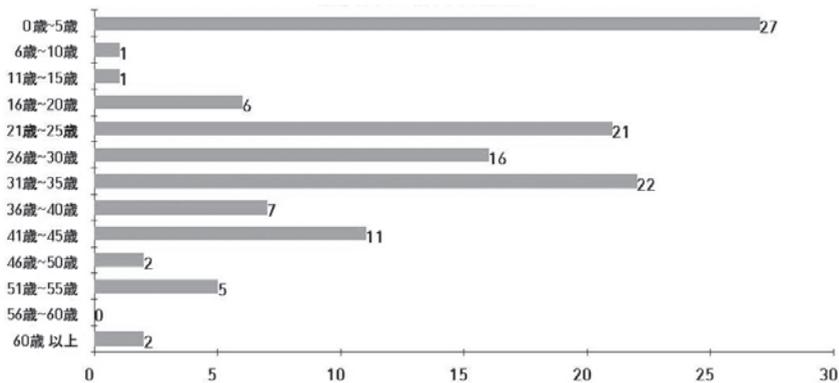
120) 調査支援委員会『日本国長崎崎戸町埋火葬認許記載朝鮮人死亡者問題真相調査』、2001、18頁

121) 1925年から1945年まで端島で死亡した日本人の名簿は、人権を守る会『原爆と朝鮮人第4集 端島の呻き声』、1986、106~136頁参照

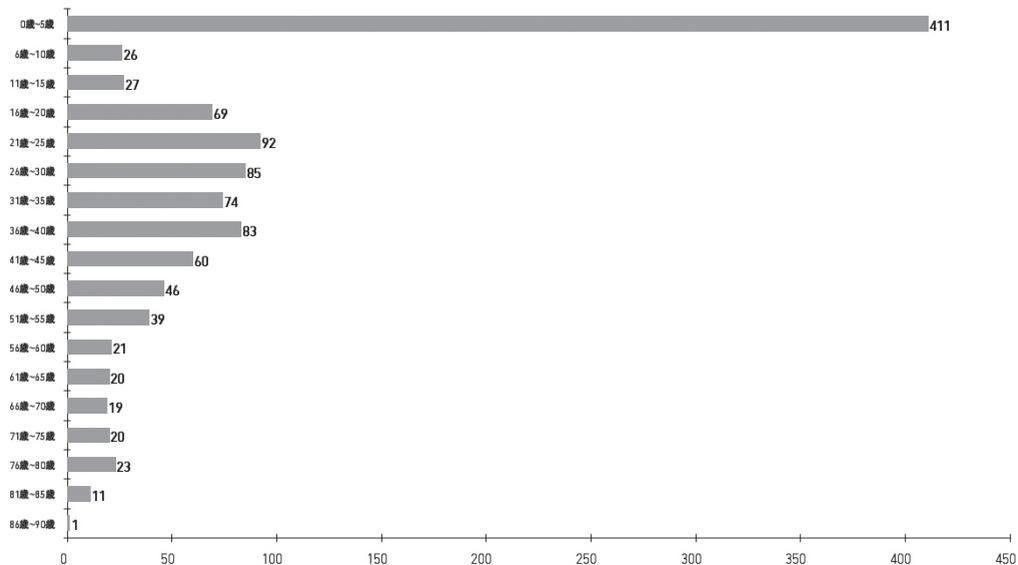
端島炭鉱での強制動員朝鮮人死亡者実態調査

すでに〔死亡者の〕真相調査を行った崎戸の朝鮮人たちも似ているが、少し異なる点もみられる。端島の朝鮮人は、0～5歳の子供の死亡率（22.3%）が最も高いが、その次に高い青壮年層の割合（13～18%）と大きな差はない。崎戸の場合は、0～5歳の死亡率が青壮年の死亡率の約2倍を占めている¹²²⁾。

<図17> 朝鮮人年齢別の死亡者数



<図 18> 日本人年齢別の死亡者数



122) 調査支援委員会『日本国長崎崎戸町埋人葬認許記載朝鮮人死亡者問題真相調査』、2001、16-19頁

Ⅲ. 端島の朝鮮人死亡記録の分析

＜表7＞ 朝鮮人年齢別の死亡者数

年度 年齢	1925	1926	1927	1928	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942	1943	1944	1945	計	割合 (%)	
0～5歳			1	1					1	2	3	2	2	1		4	1	2		3	4	27	22.3%	
6～10歳														1								1	0.8%	
11～15歳												1										1	0.8%	
16～20歳											1		1	1	1							2	6	5.0%
21～25歳	1	1	1	1		1			1		1	1	1		1	1		1	4	2	3	21	17.4%	
26～30歳		1		1						1	1		1	1	2				1	3	4	16	13.2%	
31～35歳	1	2		2	1	1		1			1	1			2	3	2	1	1	2	1	22	18.2%	
36～40歳		1	1		1	1														2	1	7	5.8%	
41～45歳			2	1	1	1	1			1						1					2	1	11	9.1%
46～50歳	1																	1				2	1.7%	
51～55歳				1										1			1		2			5	4.1%	
56～60歳																						0	0.0%	
60歳以上				1																		1	2	1.7%
計	3	5	5	8	3	4	1	1	2	4	7	5	5	5	6	9	4	5	8	14	17	121	100%	
割合	2.5%	4.1%	4.1%	6.6%	2.5%	3.3%	0.8%	0.8%	1.7%	3.3%	5.8%	4.1%	4.1%	4.1%	5.0%	7.4%	3.3%	4.1%	6.6%	11.6%	14.0%	100%		

* 全分析対象人員122人中、年齢不詳の者を除く121人に関する統計

したがって、端島の朝鮮人の場合、炭鉱労働者として活動が可能な「青壮年層」が日本人に比べて、集中的に移入されたと思われる。また、近隣の崎戸炭鉱の朝鮮人の年齢別の死者数と比較しても、端島の朝鮮人は家族を同伴した者より、単身者の率がより高かったと推定される。

(3) 朝鮮人の死亡原因

年齢別の死亡者数と併せて死亡原因を確認してみると、死亡の実態にもう少し接近することができる。本報告書は、「端島に強制動員された朝鮮人労働者」に焦点を置いているので、名簿に記載された朝鮮人を労働が可能であった年齢とそうでない年齢に分け、死亡原因を分析することにした。日帝時代の労働者の年齢下限に関する日本の法令（勅令第1063号労務調整令、12月6日公布、1942年1月10日施行）を見ると、技能者でない朝鮮人の男性の労働者の年齢下限は「12歳以上」であった。

分析対象である122人の朝鮮人のうち、年齢が記載されていない1人を除いた121人を上

記の基準で区分してみた¹²³⁾。12歳未満の死亡者は28名だが、死亡した7歳男児を除けば、すべて5歳未満である。5歳未満の死亡者も生後1～2年の間に死亡した乳児や死産児として生まれた子どもがほとんどである。12歳以上の死亡者は93人だ。このうち最も年齢が若い死亡者は病気で死亡した12歳の女の子である。端島に住んでいた朝鮮人夫婦の子どもであるが、炭鉱関連産業で労働者として仕事をしたとは言いがたい。12歳で死亡した朝鮮人の女の子を除くと、92人の死者は全て17歳以上だ。端島の朝鮮人122名の死亡記録の中で13歳以上16歳以下の死亡者はいない。つまり、「火葬認許証及び変災報告書（長崎）」資料の中で端島に住んでいた朝鮮人のうち、労働者として作業可能な集団とそうでない集団にはっきりと分かれるわけだ。したがって、17歳以上の死亡者と12歳以下の死亡者（端島で労働者として活動していない朝鮮人）に分けて死亡原因を調べてみたい。

○ 17歳以上の朝鮮人（労働作業が可能な92人の朝鮮人）の死亡原因

17歳以上の朝鮮人死亡者の死亡原因を、病気で死亡した場合、外傷が原因となって死亡した場合、死亡原因と共に変死と記載されている場合、坑内事故で死亡した場合、他の様々な原因で死亡した場合と大きく分けて分析してみた。「火葬認許証及び変災報告書（長崎）」にみられる死亡原因と、各死亡原因による死者数は〈表8〉のようになる。

各種の病気で死亡した17歳以上の朝鮮人は28人で、全体の人員のうち30%を占めている。さまざまな病気で死亡したが、肺炎や喘息などの呼吸器疾患で死亡した朝鮮人が10人で最も多かった。死亡原因に「外傷」という言葉が加えられていたり、「打撲傷」、「骨折」等、外部の物理的衝撃による死亡と見られる者を「外傷による死亡者」として一括りにした。これらの「外傷による死亡者」は、全部で13人（14%）であり、外傷が原因で頭、内臓、肺等の身体の様々な部分に損傷を受けて死亡した。「窒息」と「圧死」など埋没事故による死亡者数は17人で18.5%である。

死亡原因に「変死」と記録された死亡者は、「変死」に分類した。変死者は24人

123) 年齢が記載されていない朝鮮人1人の仕事は「坑夫」であり、死亡原因は赤痢である。火葬を申請した人は「火災認許証及び変災報告書（長崎）」で火葬申請者として7番目に登場する「金原信一」である。そのため、単身者合宿所で生活していた男性と推定されるが、それ以上の関連内容の把握が難しく、死亡原因の統計から除外したいと考える。

Ⅲ. 端島の朝鮮人死亡記録の分析

(26.1%)であり、「変死」という言葉と一緒に書かれている死亡原因は、ほとんどが外傷や炭鉱事故である。まず、「火葬認許証及び変災報告書(長崎)」はもちろんのこと、当時の日本の火葬記録によく使われる「変死」という言葉について説明しておく。変死は「病死や老衰など自然死以外の死亡、具体的には、災害・事故による死亡や他殺・自殺などを指す言葉」である¹²⁴⁾。変死者中に爆発死で死亡した2人は同日に死亡したが、2人が死亡する前日に爆発事故が起こったという記録があるので、坑内事故が死亡原因と推定される¹²⁵⁾。内臓の損傷、外傷による心臓麻痺や頭蓋骨骨折で死亡した3人も、外部の物理的な衝撃による死亡なので、炭鉱内の災害で死亡した可能性がある。

ところで、「火葬認許証及び変災報告書(長崎)」の端島火葬記録では、同じ「窒息」や「埋没」による死亡なのに「変死」という言葉が記された場合とそうでない場合がある。単純な表記方法の違いではあるが、「変死」という言葉には「災害・事故による死亡」という意味があるので、炭鉱事故による死亡であることを強調する意味と言うこともできる。後者の場合、崎戸の「埋火葬認許証交付簿」の分析ですでに指摘したように、同じ原因による死亡を別に処理することにより、死亡者の弔慰金等に差をつけるための措置ではなかったかと疑わざるをえない¹²⁶⁾。

端島炭鉱を運営していた三菱鉱業(株)の場合、扶助料の支給基準についての詳細な記録は見当たらない¹²⁷⁾。「三菱鉱業社史」では、1930~1940年代に起こった三菱系炭鉱の災

124) 三省堂『新明解国語辞典』、第5版、2011

125) 人権を守る会『軍艦島に耳を澄ませば』、社会評論社、2011、125-126頁

126) 調査支援委員会『日本国長崎崎戸町埋火葬認許証記載朝鮮人死亡者問題真相調査』、2001、24頁

127) 北海道地域の代表的な炭鉱会社である北海道炭礦汽船(株)の場合、労働者の死を公傷と私傷に区別して、遺族扶助料に差を付けた。また、公傷は作業現場で死亡した場合に厳密に限定した。事業所で労働者が公傷で死亡したとき、単身者であれば1,000円、扶養家族が多い場合は、3,000~4,000円程度の遺族扶助料が支給された。しかし私傷、病死の死亡者の扶助料の支給は香典や弔慰金の名目で100~200円しか支給されなかった。その際、会社は露骨に温情で支給することを示した。長期の病氣治療後に死亡した場合の香典は、せいぜい30~40円程度であった。公傷と私傷という二分法的処遇の規定は、会社が朝鮮人労働者の死因を操作する口実となった。実際には労働者が作業中に死亡した場合でも、扶助料の支給等を減らすために公傷ではなく、私傷や個人的な病気で、または個人的ミスによる事故として処理する可能性があった。(対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援委員会、『北海道茅沼炭鉱に強制動員された全羅北道出身者の真相調査』、2011、44-55頁) これとは逆に死亡の背景に問題がある

端島炭鉱での強制動員朝鮮人死亡者実態調査

害の処理について事例をあげながらも、死後措置の基準については記されていない¹²⁸⁾。ただし、三菱鉱業（株）が運営していた北海道美唄炭鉱の記録から、災害に対する三菱の態度を推測することができる。美唄炭鉱は1945年1月から8月に起きた事故について、18人の死亡者のうち4人だけが不可抗力による死亡で、残りの14人は全て本人の不注意という記録を残した。事故の原因は労働者の不注意によるものであり、会社側は安全対策に万全を期したという趣旨である。これは、労働者に災害の責任を転嫁する姿勢である¹²⁹⁾。三菱鉱業（株）が運営した端島炭鉱もこのような状況と大きな違いはなかっただろう。

もし「変死」という言葉に「自然死以外の死亡」という解釈に重点を置くなら、他の予測も可能である。「長崎在日朝鮮人の人権を守る会」は筑豊炭鉱地域で朝鮮人労働者を管理していたある人物の陳述をもとに、「変死」と「外傷による死亡」が虐待・暴行による死亡である可能性が高いのではないかと疑義を強く提起した¹³⁰⁾。特に変死者中「内臓損傷」または「心臓麻痺」で死亡した死亡者の場合、炭鉱事故ではなく外部の物理的な衝撃による死亡、すなわち虐待・暴行による死亡ではなかったかと疑われるのである。

その他の原因で死亡した朝鮮人の死亡時の状況は、次のように推定することができる。

溺死で死亡した朝鮮人は4人だ。端島炭鉱は海底炭鉱なので、出水事故が起きれば、坑内で溺死する場合もあった。死亡原因が「坑内溺死」と記載された朝鮮人には、彼が死亡した日に端島炭鉱で出水事故があったという記録がある¹³¹⁾。他の2人は「溺死」に「変死」という文句が追加されていて、1人は「溺死」のみ記載されている。死亡場所が記載されていない溺死には、二つの可能性を考慮することができる。坑内の出水事故で

場合には、論議の余地が少ない「災害による死亡」と仕立てることもあった。本委員会に申告した生存者金〇スは、「北側の人々が強制動員されて来たが飢え死にした。飢え死にすると、仕事をしていて作業中に死んだと報告書を出すのを見た」と陳述している。

128) 三菱鉱業セメント株式会社『三菱鉱業社史』、1976、383-393頁

129) 朝鮮人強制連行実態調査報告書編集委員会『北海道と朝鮮人労働者』、1999、256-257頁。調査支援委員会『北海道茅沼炭鉱に強制動員された慶尚北道出身者の被害真相調査』、2011、55頁

130) 人権を守る会『軍艦島に耳を澄ませば』、社会評論社、2011、130-131頁。林えいだいが収集したこの口述によると、医者が死因を心臓麻痺と診断した1人の朝鮮人労働者が心臓麻痺にまで至った原因は、激しい殴打と過酷な行為であった。このような形で朝鮮人についての火葬申請書や火葬認許証が作成されれば、死因は「心臓麻痺」と記録され、過酷な行為についての内容は記録されないだろう。

131) 人権を守る会『軍艦島に耳を澄ませば』、社会評論社、2011、125-126頁

Ⅲ. 端島の朝鮮人死亡記録の分析

溺死したか、場所が記載されていない可能性と端島周辺の海で溺死した場合である。死亡日に出水事故の記録がない場合、または死亡場所が「坑内」と明らかにされていない場合は、後者である可能性が高い。

石炭増産を強要する過酷な作業に耐えかねた朝鮮人労働者が、石炭箱やリング箱の破片に掴まって端島の対岸の野母半島に向かって泳いで逃亡を試みたという陳述、泳いで力尽き溺死した人々、搜索を避けて深く潜水して溺死体となって浮上した場合、故郷が恋しくて海に飛び込んで自殺したいと思ったという陳述等、海で溺死した人々に関する陳述や記述が多いからだ¹³²⁾。端島と向かい合った野母崎町の古里には、「南越名海難者無縁佛之碑」がある。ここには溺死した遺体が埋葬されているが、現地の市民団体は端島から泳いで逃げる途中溺死した者、特に朝鮮人である可能性が高いと見なした¹³³⁾。

「空襲に依る死亡」では、1945年8月9日に死亡した朝鮮人が1人いる。1945年8月9日は長崎市に原子爆弾が投下された日だ。また、この日、米軍の空母艦載機が端島の低空射撃をしたという¹³⁴⁾。死亡原因が「不詳」に記載された朝鮮人1人も発病日（1945.8.9）がこの空襲があった日で、発病2日後に死亡しているので、空襲で死亡した可能性が高い。「戦災による火傷」で死亡した朝鮮人坑夫の死亡日は8月15日以降であるので、8月9日に受けた傷で死亡したとみられる。

自殺した朝鮮人1人は18歳の女性で、職業は「酌婦」と記載されている。女性の火葬認許申請人は「本田〇〇松」という名前の人物だ。端島には女性を雇用した「料理屋」が1907年からあり、戦時体制時の端島には森田〔森本〕、本田、吉田（朝鮮人経営）という3軒の「料理屋」があったという陳述がある。自殺した女性の火葬認許を申請した「本田〇〇松」は、上記の陳述に登場する「本田屋」の経営者と推定される¹³⁵⁾。

この女性の職業欄に記載された「酌婦」の記録は、長崎県炭鉱史年表の『炭坑誌』でも発見することができる。1939年3月、梅香崎警察署は端島の「酌婦」27人の内12人、高島の「酌婦」49人のうち19人を「無病酌婦」で表彰した¹³⁶⁾。この女性は1937年に自

132) 人権を守る会『同上』、2011、131~132、183~197頁

133) 人権を守る会『原爆と朝鮮人第4集 端島の呻き声』、1986、139頁

134) 人権を守る会『軍艦島に耳を澄ませば』、社会評論社、2011、132~133頁

135) 竹内康人「三菱高島炭鉱への朝鮮人強制連行」、『在日朝鮮人史研究』第33号、2003、31~32頁

136) 前川雅夫『炭坑誌 長崎県石炭史年表』、葦書房、1990、354頁

殺しているのです、1939年に端島に存在した「酌婦27人」の中には朝鮮人女性も含まれているはずだ。石炭統制会九州支部で作成した「炭山に於ける半島人の労務管理」の記事には、「特別慰安所」という項目がある。この文書では「千名の半島の労働者に対して十人程度の女性がよい」としている。また、鉱山労務課と経営者、「酌婦」との連絡協議会を開き、「逃亡防止と増産激励の責務を女子にも負わせたい」と主張した¹³⁷⁾。

研究者竹内はこのような内容をもとに、警察と炭鉱経営者が連携しながら女性を「性奴隷」として支配していたとみなし、炭鉱労働者の数に対応し、端島と隣の高島を含め、1939年の段階で計80人近い女性が「酌婦」として存在していたことを記した¹³⁸⁾。この死亡原因が「自殺」という女性の存在は、竹内のこのような見解に一層説得力を与える。

強制動員された朝鮮人たちの死亡には、作業中の現場での死亡でも、病気やその他の原因による死亡でも、「強制動員」による「端島での死亡」という被害の発生に共通点がある。朝鮮人の死亡原因の中で最も多くの割合を占める病死者の場合も、彼らの「病気」が主に炭鉱の仕事に起因する肺疾患、食糧不足による栄養失調、不衛生な生活環境と劣悪な労働環境に起因している点に着目しなければならない。端島炭鉱の朝鮮人労務者は雨のように四方から降りかかる坑内水に打たれ、働いた。端島周辺の海が荒れて朝鮮人たちの宿舎に海水が入って来たり、集中豪雨でも降れば、宿舎では天井から雨漏りがした。坑内で働いていると、ひどく喉が渇き、坑内水を飲むこともあったが、坑内水は硫黄と鉄分を含んでいて胃腸が痛みやすかった。また、坑内には便所がなく、糞尿が垂れ流しであった。風邪や肺炎の患者、その他の感染性疾患が発生しやすい環境であった¹³⁹⁾。

日本の敗戦が近づくにつれて食糧事情も悪くなった。朝鮮人に与えられる食事量は激しい労働に耐えるには足りないものだった。栄養失調と食糧の配給不足も死亡に至る一つの原因になったと思われる。端島炭鉱に動員された尹〇ギは「病気になり仕事を休む人には一日に一食しか出されなかった。同じ村から来た李さんは坑内で怪我をして、横になったままで起きられなかった。食事を与えなかったので、最終的に飢え死にした。私は李さんの家族に知らせるために手紙を書いたが、それを警察が見つけた。私はすぐに端島の派出所に連れていかれ、「嘘を書いたと叱れ、15日間拘留された」と述べている¹⁴⁰⁾。

137) 竹内康人「三菱高島炭鉱への朝鮮人強制連行」、『在日朝鮮人史研究』第33号、2003、32頁

138) 竹内康人「同上」、2003、32頁

139) 林えいだい『筑豊・軍艦島』、弦書房、2010、166頁

Ⅲ. 端島の朝鮮人死亡記録の分析

朝鮮人死亡者については、死亡記録ではそれぞれ死亡原因が文字で記されている。その表面的な死亡原因には、共通した背景がある。強制動員された朝鮮人が端島で死に至った一次的原因は「強制動員」であり、二次的原因が「劣悪な労働環境」とみることができる。

＜表8＞ 17歳以上の朝鮮人死亡原因

死亡原因	1925	1926	1927	1928	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942	1943	1944	1945	計	計	割合		
病死	心臓病	1																				1	28	30.4%		
	腎臓病	1			1																	2				
	呼吸器疾患		1	1	1														3	2	2	10				
	肺炎		1	1											1	1						4				
	脚気				1																				1	
	腸チフス													1											1	
	腸カタル															1						2				
	破傷風																1								1	
	肝硬変																	1							1	
	胆嚢炎																					1			1	
	肺血症																								1	1
	瘧疾																								2	2
	関節炎・膿毒症																				1				1	
	外傷	外傷による内臓破裂		1																						1
外傷による肺炎						1																	1			
外傷による脳震盪						1																1	3			
外傷に起因する脊髄損傷													1										1			
外傷による肺損傷																1							1			
外傷による脳損傷																1							1			
関節外傷による振盪																	1						1			
頭蓋骨骨折による脳損傷																			1					1		
頸椎・胸椎脱臼					1																			1		
胸部打撲																1								1		
頭部打撲																1								1		
外傷による脳震盪		1	1																					2		
変死		坑内圧死			1			1																2	24	26.1%
	坑内窒息				2	2	1	1															6			
	坑内溺死					1																	1			
	腹部左上と内臓損傷						1																1			
	外傷に起因する心臓発作						1																1			
	頭蓋骨骨折							1															1			
	爆傷死											2											2			
	窒息								1	2													3			
	圧死									2						1							3			
	溺死														1								2			
	埋没窒息																1	1	3	4	2		11			
炭鉱事故	埋没圧死																		2	1			3	17	18.5%	
	窒息			1									1										2			
	圧死													1									1			
その他の原因	溺死												1										1	10	10.9%	
	心臓発作													1									2			
	脳溢血															1		1					2			

140) 百万人の身世打鈴編集委員会編『百万人の身世打鈴』、東方出版、1999、398-399頁

端島炭鉱での強制動員朝鮮人死亡者実態調査

死亡原因	1925	1926	1927	1928	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942	1943	1944	1945	計	計	割合
服毒自殺													1									1		
空襲																						1	1	
戦災による火傷																						1	1	
老衰																						1	1	
不明																						1	1	
計	3	5	4	7	3	4	1	1	1	2	4	2	3	3	6	5	3	3	8	11	13	92	92	100%

* 基準の人員：全人員 (122) - 12歳以下 (29) - 年齢不詳 (1) = 92

<表9> 12歳以下の朝鮮人死亡原因

死亡原因	年度	1925	1926	1927	1928	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942	1943	1944	1945	計	割合
胸腹部疾患				1	1							2	2				2				2	1	11	37.9%
変死										1													1	3.4%
発育不良											1			1									2	6.9%
消化不良												1		1			1					2	6	20.7%
窒息													1					1					2	6.9%
事故															1								1	3.4%
赤痢																	1						1	3.4%
水頭症																			1				1	3.4%
死産										1				1							1	1	4	13.8%
計		0	0	1	1	0	0	0	0	1	2	3	3	2	2	0	4	1	2	0	3	4	29	100%

12歳以下の朝鮮人の死亡原因を調べてみると、<表9>のようになる。死者がいない年もあるが、死者数が大きく変わる年はない。肺炎、腸カタルなど内科の疾患で死亡した子どもが11人で、全体の37.9%を占めている。消化不良で死亡した子どもは6人（21%）、死産で生まれた4人（14%）、発育不良、窒息で死亡した子どもたちが2人ずつだ。その他、明確な原因を知ることができない変死と事故死がそれぞれ1人いる。

(4) 朝鮮人死亡者の職業と出身地

つぎに、火葬記録に残された死亡者の「職業」に着目してみよう。122人の朝鮮人の中で、職業が記録された人は63人である。<表10>は、職業が記録された63人の仕事と死亡年度を示している。職業が記載されている死亡者63人のうち、「土方」、「請負」、「酌婦」が各1人ずつ、この3人を除く60人の職業は「坑夫」、「炭坑夫」、「炭坑稼」などであり、少し異なる用語であるが、すべて炭鉱労働者である。

「無職」と記載された12人は、12歳以下や女性、あるいは70歳以上の高齢者である。残りの47人は職業に関する言及は全くない。職業が記載されていない47人のうち18人は乳幼

Ⅲ. 端島の朝鮮人死亡記録の分析

児と女性である。18人の乳幼児と女性を除く29人はすべて成人の男性である。29人の成人男性のうち、原因が「外傷」「埋没による圧死」「埋没による窒息」等の場合は、災害による死亡の可能性が高いので、炭鉱労働者とみることができる。29人の成人男性のうち9人は病死、13人は外部の物理的衝撃、3人は溺死、4人はその他の原因で死亡している。外部の物理的衝撃により死亡した13人は職業についての言及はないが、死亡原因を見ると、端島で石炭産業に従事した労働者とみられる。病気や溺死、その他の原因で死亡した朝鮮人の成人男性も石炭産業だけが存在する端島で炭鉱労働者として働いていた可能性が高い。

＜表10＞ 職業記載死亡者 63人の職業別分布度

職業	1925	1926	1927	1928	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942	1943	1944	1945	計	
坑夫	1	2			1	1				2				2	2		1		3	9	6	30	
石炭坑夫															2							2	
石炭産業坑夫															1							1	
炭稼	2	3	2	6	2						1											16	
炭夫			1			3	1	1	1													1	8
炭坑夫											3											3	
土方																					1	1	
諸業																					1	1	
酉婦													1									1	
計	3	5	3	6	3	4	1	1	1	2	4	0	1	2	5	0	1	0	3	9	9	63	

* 基準人員：全休人数 (122) - 無職 (12) - 職業未掲載 (47) =63
 * 無職として掲載されている14人は乳幼児、青少年、女性あるいは70歳以上の高齢者。
 * 47人は職業に関する言及はない。職業未記載47人中18人は乳幼児、1人は女性。

死亡者の職業を中心にみると、122人の朝鮮人死亡者のうち70人以上が死亡当時、端島で炭鉱労働者として働いていたという結論をえる。17歳以上の朝鮮人死亡者は122人中92人なので、労働が可能だった朝鮮人のうち、80%に近い朝鮮人が端島で炭鉱労働者として働いていたとみることができる。

最後に、死亡者がどの地域の出身かをまとめてみた。122人の本籍地の住所をもとに出身地域をまとめると、〈表11〉のとおりである。道別の割合をみると、慶尚南道が63%で最も高く、慶尚北道と全羅南道がそれぞれ10%と9%で続いている。各郡別の統計を出してみると、ほとんど1~3%の分布を見せるが、慶南固城郡出身者が20%、晋陽郡（現在は晋州市）出身者が18%を占めている。端島の朝鮮人労働者には慶尚南道、その中でも固城郡と晋陽郡出身者が多いことが明らかである。

端島炭鉱での強制動員朝鮮人死亡者実態調査

本委員会の調査を通じて、端島炭鉱に強制動員された被害者として明らかになった134人の出身地域と比較してみた¹⁴¹⁾。被害者134人の出身地をまとめてみると<表12>のようになる。全羅南道出身者が35%で最も多く、慶尚南道出身者が26%で続いた。忠清北道と全羅北道出身者はそれぞれ16%と13%を占めた。死亡者の出身地の割合と比較すると、地域別占有率は少し異なるが、おおむね出身地域は一致する¹⁴²⁾。慶尚南道固城郡と晋陽郡出身者が明らかに多い点も同じだ。「火葬認許証及び変災報告書(長崎)」に記載された死亡者の出身地と本委員会の認定被害者134人の出身地の統計を総合してみれば、端島炭鉱へは韓半島南部(慶南、慶北、全南、全北、忠北、忠南)から集中的に労働者を動員したとみることができる。

141) 本委員会の調査の結果、明らかになった端島炭鉱に強制動員された被害者と申告件数は全部で134件である。本人や家族が炭鉱の名前を正確に記憶しているか、同行者が記憶している場合や資料がある場合だけ、作業の場所名が明示されて処理されるので、実際の被害者の数には到底届かない数字である。

142) 死亡者の出身地比率と本委員会が認定した被害者の出身地は大部分一致したが、各地域が占める比率には差がある。死亡者が一番多く出た地域は慶尚南道(63%)、次は慶尚北道(10%)、全羅南道(9%)の順である。本委員会への申告件数では、最も多い被害者が出た地域は、全羅南道(35%)、その次は慶尚南道(26%)、忠清北道(16%)、全羅北道(16%)の順である。多く動員されるほど、死亡者も多くなると解釈してしまうと、直ぐには理解できない数値である。このような結果は本委員会の被害調査の特性から表れたものである。

ある被害者の動員地を「日本長崎県所在三菱鉱業(株)端島炭鉱」と決定する際には、①動員地が確認できる名簿に人定事項が記録されている場合、②生存している被害者が過去の記憶(約60年前に本人が強制動員された作業場の地名あるいは名称)を思いおこせる程の健康状態であり、作業場を明確に陳述する場合、③動員地に関する個人資料を所蔵しているか、記録している場合、または被害者が生存時に家族に動員地を明確に伝達している場合、④一緒に動員された同行者が動員地について証言した場合などに限定された。特に端島炭鉱の場合、端島炭鉱に動員された朝鮮人の一部についての記録が、国家記録院所蔵の「朝鮮人労働者についての調査結果」に残っているが、記録された者は一部の地域(慶南南海郡、全南、全北、忠北)に集中している。また、ある特定の地域の生存被害者が比較的記憶力が良く、多くの同行者を陳述すると、他の地域に比べ動員地が明らかになる被害者が多くなる場合もある。つまり、端島炭鉱に強制動員されたすべての朝鮮人の名簿が発見されない限り、端島炭鉱に強制動員された朝鮮人の出身地と地域別占有率を正確に明らかにすることは難しい。死亡者の出身地別の統計結果の根拠になった「火葬認許証及び変災報告書(長崎)」という資料も1925年から1945年にまでの端島で死亡したすべての朝鮮人の資料を含んだものではないという限界がある。分析対象の資料と調査結果に限界があるため、出身地の統計の比較からはその傾向がわかる程度である。

Ⅲ. 端島の朝鮮人死亡記録の分析

<表11> 朝鮮人死亡者の出身別地域統計

地域〔道〕	人数	割合	地域〔郡・府〕	人数	割合
江原	5	4%	江陵郡	1	1%
			蔚珍郡	3	2%
			原州郡	1	1%
京畿	3	2%	江華郡	1	1%
			富川郡	2	2%
慶南	77	63%	居昌郡	1	1%
			固城郡	24	20%
			金海郡	7	6%
			南海郡	1	1%
			密陽郡	3	2%
			釜山府	2	2%
			泗川郡	1	1%
			山淸郡	1	1%
			梁山郡	7	6%
			蔚山郡	1	1%
			宜寧郡	1	1%
			晋陽郡(晋州)	22	18%
			統営郡	2	2%
			咸安郡	2	2%
			咸陽郡	2	2%
慶北	12	10%	慶山郡	1	1%
			慶州郡	1	1%
			高靈郡	2	2%
			金泉郡	1	1%
			達城郡	2	2%
			大邱府	1	1%
			星州郡	1	1%
			迎日郡	2	2%
			淸道郡	1	1%
全南	11	9%	谷城郡	1	1%
			光山郡	1	1%
			木浦府	3	2%
			務安郡	2	2%
			順天郡	1	1%
			濟州島	1	1%
			咸平郡	2	2%
全北	2	2%	金堤郡	1	1%
			鎭安郡	1	1%
忠南	3	2%	論山郡	2	2%
			舒川郡	1	1%
忠北	5	4%	堤川郡	1	1%
			淸州郡	4	3%
黄海	4	3%	碧城郡	1	1%
			信川郡	3	2%
合計	122	100%	合計	122	100%

<表12> 委員会が認定した被害者の出身別地域統計

地域〔道〕	人数	割合	地域〔郡・府〕	人数	割合
慶南	35	26%	固城郡	9	7%
			金海郡	2	1%
			南海郡	4	3%
			山清郡	1	1%
			蔚山郡	1	1%
			宜寧郡	3	2%
			晋陽郡	13	10%
			昌原郡	1	1%
慶北	8	6%	咸安郡	1	1%
			慶山郡	1	1%
			慶州郡	2	1%
			軍威郡	1	1%
			達城郡	1	1%
			善山郡	1	1%
			英陽郡	1	1%
全南	47	35%	榮州郡	1	1%
			高興郡	5	4%
			光州府	1	1%
			求礼郡	2	1%
			羅州郡	2	1%
			務安郡	5	4%
			順天郡	11	8%
			新安郡	1	1%
			靈光郡	1	1%
			靈岩郡	10	7%
			長城郡	4	3%
			濟州島	1	1%
			珍島郡	1	1%
全北	18	13%	咸平郡	3	2%
			金堤郡	4	3%
			南原郡	2	1%
			益山郡	9	7%
忠南	3	2%	井邑郡	3	2%
			論山郡	1	1%
			舒川郡	1	1%
忠北	22	16%	青陽郡	1	1%
			槐山郡	7	5%
			清原郡	6	4%
平南	1	1%	忠州郡	9	7%
			德川郡	1	1%
合計	134	100%	合計	134	100%

3. 委員会の被害申告処理の現状

(1) 委員会の被害申告処理の現状

<表13> 「火葬認許証及び変災報告書(長崎)」記載死亡者の委員会への申告者

連番	死亡者	動員期間	死亡原因	遺骨奉還状況	除斥簿記載の死亡場所
1	朴○サン	不明~1939.11	外傷	未奉還	高浜村南越名1409
2	金○ヨン	1939~1939.12 (1年以内)	外傷	奉還	高浜村 端島警局
3	李○スル	不明~1940.3	外傷	奉還(家族が奉還)	高浜村 端島炭坑病院室
4	崔○ヨン	不明~1940.5	外傷	奉還	高浜村 端島炭坑坑内
5	朴○ス	不明~1941.8	外傷	未奉還	高浜村 端島炭坑病院内
6	表○マン	不明~1942.2	坑内事故	奉還(家族が奉還)	高浜村 端島炭坑坑内
7	襄○ド	不明~1942.3	外傷	未奉還	高浜村 端島炭坑坑内
8	高○テグ	不明~1943.5	坑内事故	未奉還	高浜村南越名1409
9	李○ボク	1940.12~1943.6(6か月)	坑内事故	奉還(家族が奉還)	高浜村南越名1409
10	朴○ギ	1939~1943.6(4年)	坑内事故	奉還(家族が奉還)	高浜村南越名1409
11	シ○ソソ	1943.3~1943.7(4か月)	坑内事故	奉還(家族が奉還)	高浜村南越名1409
12	張○ファン	不明~1943.7	病気	未奉還	除籍簿消失、確認不能
13	崔○サン	1943.6~1943.12(6か月)	坑内事故	奉還(家族が奉還)	高浜村南越名1409
14	金○ギル	1942~1944.1(約2年)	病気	奉還	高浜村南越名1409
15	李○オグ	1943.10~1944.6(8か月)	溺死	未奉還	高浜村南越名1409
16	尹○チョル	1941~1944.7(約3年)	病気	奉還(村役場から転送)	高浜村南越名1409
17	洪○イル	1943.9~1944.11(1年2か月)	坑内事故	奉還(人づてに奉還)	高浜村南越名1409
18	ベン○ギユ	1940.3~1944.11(4年8か月)	病気	未奉還	死亡届提出せず
19	黄○オグ	不明~1945.1	病気	不明	高浜村南越名1409
20	林○ボン	1942.10~1945.4(2年6か月)	坑内事故	奉還	高浜村南越名1409
21	金○ホ	1941.7~1945.4(3年9か月)	病気	未奉還	高浜村南越名1409
22	張○ボク	1944.8~1945.6(配置転換後10か月)	病気	奉還(サハリンに奉還)	山形県〔ママ、本文では山口県と説明〕
23	趙○ソブ	1944.6~1945.71年1か月)	坑内事故	奉還(仲間が奉還)	死亡届提出せず
24	尹○イル	1941~1945.8(約4年)	空襲	奉還途中紛失(家族が奉還)	長崎市碑町 浦上刑務支所
25	徐○ドウ	1942~1945.8(約3年)	〔戦災〕火傷	奉還(家族が奉還)	高浜村南越名1409
26	金○シク	1941.11~1945.10(5年)	病気	未奉還	高浜村南越名1409
27	リュ○ウン	1942.9~1945.11(3年2か月)	病気	未奉還	高浜村南越名1409

動員期間は本委員会による調査結果を記載。()は動員時点から死亡時までの期間。

「火葬認許証及び変災報告書(長崎)」と『原爆と朝鮮人』に記載された122人の朝鮮人死亡者のうち、本委員会の被害調査を通じて「動員中に死亡」として認定された被害者は27人である。本委員会で「犠牲者」として認定された27人の死亡者は、すべて1939

年から1945年の間に死亡している¹⁴³⁾。死亡者27人の主要な情報を整理すると〈表13〉のようになる。整理は死亡の順になされている。

(2) 除籍簿の記録からみた死亡の場所とその原因

火葬記録に記録されているすべての死亡者の死亡場所は、端島炭鉱の住所「長崎県西彼杵郡高浜村南越名1409番地」である。しかし、死亡者の除籍簿、死亡記録と火葬記録を比べてみると、死亡場所とその原因の新たな事実を知ることができた。死亡場所が火葬記録と同じに書かれている死亡者も多いが、少し異なって記録されている死亡者もいるからである。また、遺族たちの申告内容と陳述を通じて記録には書かれていない死亡当時の状況を詳しく把握することができた。〈表13〉をみながら、個々の事例を調べてみよう。

2番の死亡者金○ヨンの死亡場所は「長崎県西彼杵郡高浜村端島医局」である。火葬記録の死因は「頭部打撲症」であるため、負傷して病院に移された後、病院で死亡したと推定される。彼の家族は彼が「炭鉱で働いていた時、坑道が崩れて死亡した」と伝えられたという¹⁴⁴⁾。3番の死亡者李○スルと5番の死者朴○スも同様である。李○スルと朴○スの死亡場所は「端島炭鉱病院」であるため、病院で治療中死亡したと見られる。火葬記録の死因はそれぞれ「外傷による右肺損傷」と「関節の外傷」である。林えいだいの追跡によると、李○スルは炭車事故で肋骨が折れ、死亡している¹⁴⁵⁾。三人が死亡した場所は、火葬記録に表示されておらず、死亡した日の災害記録も見つけることができなかった。金○ヨン、朴○スは火葬記録には職業が「坑夫」と記載されているが、李○スルは職業すら記録されていない。三人は死亡記録や遺族調査によって炭鉱労働者として働いている時、災害で死亡したという事実が明らかになったわけである。

4番の死亡者崔○ヨン、6番の死亡者表○マン、7番の死亡者裴○トは除籍簿上の死亡場

143) 本委員会は特別法による被害判定の基準を、「1938年4月1日から1945年8月15日の間に日帝により軍人・軍属また労務者等として国外に強制動員され、その期間あるいは本国に戻る過程で死亡したり行方不明になった者」としている。

144) 調査支援委員会、金○ヨンの被害調査書綴

145) 竹内康人「三菱高島炭鉱への朝鮮人強制連行」、『在日朝鮮人史研究』第33号、2003、39頁から再引用

III. 端島の朝鮮人死亡記録の分析

所は「端島炭坑坑内」である。崔○ヨンの死亡原因は「外傷による脳損傷」、表○マンの死亡原因は「埋没による窒息」、表○トの死亡原因は「頭蓋骨骨折による脳損傷」とあるので、炭鉱災害で死亡したとみられるが、三人とも火葬記録には職業への言及がなかった。「坑内」で死亡したと記録した除籍簿によって、坑内労働者だったという事が確認されたのである。表○マンの場合には、日本にいた彼の弟が死亡の便りを聞いて端島に来て遺骨を引き取っている。仲間たちに聞いて表○マンの死亡原因は「坑内落盤事故」だった¹⁴⁶⁾。また、表○マンの弟は1971年に高島炭鉱から死亡証明書を受け取っている。

<図19> 表○マンの死亡証明書

死亡証明書	
氏名	表 相 美
(法名、親表用品居士)	年令 三十三才
死亡年月日	昭和十七年二月十八日
	午後十時二十分
原因	坑内落盤事故に依る胸絞
右の通り事実相違なく証明致します	
昭和三十六年六月十日	
三菱高島炭鉱株式会社	
高島鉱業所 端島鉱	
所長 藤 平 彦	

※ 表○マンの弟表○オク寄贈資料

一緒にいた仲間たちの証言によって、家族に死亡当時の状況が詳しく伝えられていた者もいる。27番死亡者リュ○ウンの火葬記録に書かれた死亡原因は「膿毒症（化膿した局所の病巣から化膿菌が血中に広がり、全身に転移して化膿巣を起こす）」である。当時リュ○ウンと一緒に端島にいた仲間の話によると、彼は炭鉱の落盤事故に遭い、下半身が使えない状態になって病院に入院したという。仲間が解放後、帰国するときリュ○ウンを連れて来ようとしたが、下半身が腐っているために一緒に来られなかったという¹⁴⁷⁾。

146) 林えいだい『死者への手紙』、明石書店、1992、45頁

147) 調査支援委員会、リュ○ウンの被害調査書綴

リュウンは、結局1945年11月に死亡し、遺骨は家族に渡されなかった。火葬記録に書かれた「膿毒症」という死因だけでは、正確な原因を知ることは難しかったが、端島でリュウと一緒にいた仲間の証言で災害により死亡したことが明らかになった。同じように膿毒症で死亡した26番の死亡者金○シクも「労務係が膝を蹴り、その傷が悪化して死亡した」という証言がある¹⁴⁸⁾。15番の死亡者、李○オクと一緒にいた仲間が、「石炭荷役作業中に墜落して死亡した」と供述している¹⁴⁹⁾。しかし、李○オクの火葬記録の死因は「溺死」と記されている。21番の死亡者金○ホは帰国した仲間たちが、「飢えと過労で死亡した」という話を伝えてくれた。金○ホの火葬記録の死亡原因は「肺浸潤」である¹⁵⁰⁾。金○ホの死は、劣悪な労働環境が大きな理由であったと推察できる。

22番の死亡者張○プクはサハリンの塔路炭鉱から1944年8月末に端島に配置転換された。彼が死亡した後、高浜村事務所が故郷の家族に村役場を通じて死亡通知を出したという¹⁵¹⁾。故郷の家族は死亡通知だけを受け、遺骨は受け取らなかった。本委員会の調査結果、遺骨はサハリンに残された妻に返還された事実が確認された¹⁵²⁾。火葬記録が残っているので、端島で死亡した事実は確かだが、死亡届の処理過程に問題があったのか、韓国の除籍簿には日本の山口県で死亡したと記録されている。

24番の死亡者尹○イルは火葬記録によると、「1945年8月9日空襲で死亡」している。1945年8月9日は長崎に原子爆弾が投下された日だ。火葬記録上の死亡場所は端島と記録されているが、除籍簿の死亡場所は「長崎市浦上刑務支所」である。家族の申告内容によると、尹○イルは端島炭鉱に強制動員されて仕事をしていたが、しばらく後に家族を呼び寄せ一緒に生活していた。しかし、炭鉱労働がとても辛くて逃げだし、隠れ回っていたが、日本の警察に捕まって刑務所に収監されたという。浦上刑務所は爆心地に近かったので、収容者と職員の134人全員が死亡した。尹○イルが原爆投下により刑務所で死亡し、その7日後に端島に残っていた家族が死亡通知を受けて遺骨を火葬したという¹⁵³⁾。火葬

148) 林えいだい『死者への手紙』、明石書店、1992、79頁

149) 人権を守る会『軍艦島に耳を澄ませば』、社会評論社、2011、131~132頁、205~207頁

150) 調査支援委員会、金○ホの被害調査書綴

151) 林えいだい『死者への手紙』、明石書店、1992、251頁

152) 調査支援委員会、張○プクの被害調査書綴

153) 調査支援委員会、尹○イルの被害調査書綴

記録の死亡場所が実際に死亡した所と別に記録された理由は何だろうか？

これと同様な日本人の事例がある。高浜村に火葬記録が残っている日本人の中に「原子爆弾による災害死」と記載されている場合がある。死亡日は原子爆弾が投下された日であり、爆心地長崎市ではなく、高浜村で死亡処理がされている。これに対して、「人権を守る会」は、長崎市に出掛けて被爆し、端島に戻って死亡したということか、あるいは長崎市で遺体が発見されて端島に運搬して死亡診断書を取り、火葬許可を受けたということも考えられると説明した¹⁵⁴⁾。尹○イルの事例は後者に入るとみられる。

除籍簿が消失し、現在死亡届の記録の確認ができない者や死亡届の処理がされていない者もいる。彼らは日本で発掘された火葬記録によって端島で死亡した事が確認された。強制動員犠牲者の資料発掘の重要性をあらためて実感させられる。

本委員会は、個々の被害者の調査の過程で委員会所蔵の名簿、被害者の家族と周りの人たちの証言などを通じて、動員期間についての調査も実施した。死者27人について、本委員会の調査結果で明らかにした動員期間は<表13>のとおりである。彼等は亡くなった人々であるので、動員期間は端島に強制動員されてから死亡するまでの期間となる。本委員会の調査活動で動員時点が確実に明らかにされていない被害者もいるが、動員時点が明らかになった被害者は18人だった。無念なことに動員されてまもなく死亡した事例もある。6か月以内に死亡した人は9番の死亡者李○ボク、11番の死亡者シン○ソン、13番の死亡者崔○サンである。3人は皆、坑内事故で死亡している。

(3) 遺骨奉還問題

27人の死亡者中、遺骨が無事に故国で奉還された死亡者は15人、奉還されなかった死亡者は10人だ。〔不明・奉還途中紛失が2人。〕19番の死亡者黄○オクは申告した当時、過去のことを知っている高齢の家族が誰も残ってなく、遺骨の奉還の有無さえ分からない状況であった¹⁵⁵⁾。24番の死亡者尹○イルの遺骨は、家族が解放後、韓国に持ち帰る途中で残念なことに紛失した。解放後、多くの人々が一度に帰国するという混乱した状況の中で遺骨を紛失したという¹⁵⁶⁾。

154) 人権を守る会『軍艦島に耳を澄ませば』、社会評論社、2011、136頁

155) 調査支援委員会、黄○オクの被害調査書綴

遺骨が奉還された15人の事例を見ると、奉還方法は、死亡の便りを受けた家族が直接端島に行って遺骨を受け取る、あるいは、端島に一緒にいた仲間が帰国する時に持って来てくれた場合がほとんどであった。16番の死亡者尹○チョルの場合には、村役場で家族に遺骨が渡されたという¹⁵⁷⁾。

27人中10人の家族には、死亡した家族の遺骨が渡されなかった。日本に縁故があったり、家族が日本を訪問できる条件があれば、これらの人々は直接訪問して遺骨を故郷に奉還することが可能だった。一緒に動員された仲間が、幸いにも家族に無事遺骨を届けてくれることもあった。しかし、死亡通知は聞いても、日本に行くことができない状況であれば、遺骨を受け取ることは困難であった。18番の死亡者ペン○キュの遺族は「死亡の便りは受けたが、日本に行けるような状態でなく、遺骨を求める事ができなかった」と陳述した¹⁵⁸⁾。死亡の事実だけを確認したまま、墓地もなく、祭祀だけをやっている遺族もいる。

三菱端島炭鉱の遺骨奉還問題は、「未奉還」と言うだけでは終わらない。端島のすぐ横にある小さな島、中之島で遺体を焼き、残った遺骨は再び端島に持ち帰った。一部は遺族がすぐに遺骨を求めに行くことで奉還された。奉還されるか、遺族が訪ねて行くまでは端島内にある寺院の泉福寺に安置されていた。無縁の遺骨は泉福寺に残っていたが、1974年、端島炭鉱が閉山する時、島全体が閉鎖され、ここにあった遺骨はすべて高島に移された。コンクリートで作られた高島の納骨施設に、端島から移された骨壺と位牌が祀られた。この時、長崎の放送局であるNBCは、端島が閉山された当時の姿を撮影した『軍艦島が沈む時』という番組を制作した。この映像には、端島から高島に移ってきた遺骨を安置して、骨壺に付いていた位牌を燃やす場面が出てくるが、この時、朝鮮人の名前が映像にはっきりと映っている¹⁵⁹⁾。

「人権を守る会」は、端島から高島に移ってきた朝鮮人労働者の遺骨の処理がどのように行われたかを追跡した。一度端島から移ってきた遺骨は、高島の「千人塚」・地下納骨施設（コンクリート半地下納骨堂）内に安置された¹⁶⁰⁾。しかし、端島に続き高島炭鉱

156) 調査支援委員会、尹○イルの被害調査書綴

157) 調査支援委員会、尹○チョルの被害調査書綴

158) 調査支援委員会、ペン○キュの被害調査書綴

159) 人権を守る会『軍艦島に耳を澄ませば』、社会評論社、2011、199~205頁

160) 「千人塚」は現地の住民が使う名称だ。実際には「供養塔」と彫られた小さな石碑であり、

Ⅲ. 端島の朝鮮人死亡記録の分析

も閉山になると、三菱鉱業（株）は、1988年に高島から完全に撤収し、〔地下の〕納骨施設をすべて破壊した。地下納骨堂にあった100余個の遺骨壺（端島から移ってきた遺骨と従来の高島炭鉱関係者の遺骨）の中の遺骨の一部を勝手に分骨して、小さな遺骨壺に入れた。小さな壺に入った遺骨は「永代供養をする」という口実で、近隣の寺院である金松寺に移された。残った遺骨は「千人塚」の地下にそのまま残ったと推定されるが、遺骨名簿も残っておらず、現在の地下納骨施設の状態も知る事ができない¹⁶¹⁾。

金松寺に保管された106個の小さな骨壺には10余個に日本人の名前が書かれており、残りには何も書かれていない。日本人鉱夫たちにはほぼ家族がいたので、無縁の遺骨は朝鮮人労働者である可能性が高い。しかし、この遺骨には名前が残っていないため、遺骨の本人や遺族は確認できない状態である。

1991年には、端島の火葬記録で自分の家族の名前を発見した遺族が、三菱マテリアル（Mitsubishi Material Corporation、三菱鉱業株式会社の後身）側に遺骨の返還を要求したことがあった。高島の「千人塚」の下にある密閉された納骨施設を確認したいと要請したが、三菱は「いま取って土地を掘ることは死者を冒瀆することになる」と述べ、拒絶したという¹⁶²⁾。

本委員会に申告されたなかで、遺骨が奉還されていない死亡者10人の遺骨はいまも高島に残っている可能性が高い。しかし、三菱の誠意のない無縁遺骨の処理のために、彼らの遺骨は家族に戻る事が難しくなった。特に遺骨問題において三菱の責任は決して軽くない。遺骨の名前を再度捜して、この遺骨を故国の家族に奉還することも、企業が責任を負うべき問題である。

石碑の下に納骨堂がある（図20を参照）。最近、市民運動家が高島炭鉱と端島炭鉱の朝鮮人の無縁の遺骨について追跡したルポルタージュある。その記事によると、この納骨施設の歴史は次のようである。この供養塔は元々、1920年4月に高島炭鉱で起きた事故で犠牲になった人々を祀る無縁者の墓であった。最初はいま立っている方向より右向きに建立された。端島の無縁の遺骨を高島に移した時、この供養塔の下にあった無縁の遺骨と一緒に安置した。高島炭鉱が廃鉱になり、地下にあった遺骨を粉骨して金松寺に移した後の1998年、新たに立て直した。チョンウノク「千人塚の遺骨は故郷に帰りたがっている」、「オーマイニューズ」、2010年3月4日付

161) 人権を守る会『軍艦島に耳を澄ませば』、社会評論社、2011、201頁

162) 金ホギョン、クオンキソク、ウソンキュ『日帝強制動員、その知られざる歴史』、トルペゲ、2010、89頁

<図20> 高島の供養塔



※ 日帝強占下強制動員被害真相糾明委員会『酷い離別—サハリン二重徴用真相調査口述記録』、2007、収録写真

<図21> 金松寺に安置されている名前のない骨壺



※ 2005年12月4日、委員会出張調査時に撮影

IV. 調査結果及び今後の課題

1. 調査結果

長崎県の長崎港から18kmほど離れた所に位置する小さな島、端島は軍艦に似ているということで「軍艦島」という名前で呼ばれる島だ。端島の大きさは南北が約480m、東西が約160mで、島の周囲は約1,200m、総面積は6.3haである。この小さな島は1800年代後半から採炭のためにだけ開発され、1974年の廃鉱後、無人島になった。「日本で最初にコンクリートアパートが立ち並んだ場所」「日本の近代化を進めた炭鉱」という点を強調して、日本では最近この島を「九州・山口の近代化産業遺産群」の一部として管理している。また、関連自治体は「九州・山口の近代化産業遺産群」を2015年にユネスコ世界遺産に登録するための準備作業を進めている。

しかしながら、端島炭鉱には多くの朝鮮人が強制動員され、酷使された歴史がある。特に、1980年代に市民団体が発見した朝鮮人の火葬記録により、多くの朝鮮人の犠牲者が存在することが知られるようになった。長崎市の市民団体「長崎在日朝鮮人の人権を守る会」が発見した端島の朝鮮人の死亡記録は朝鮮人強制連行真相調査団が「火葬認許証及び変災報告書（長崎）」という名前で新たに編集し、この資料は現在、本委員会が被害調査をする際の参考資料として活用している。

強制動員の被害のなかで「動員中の死亡」という被害は、最も悲しい被害の形である。端島炭鉱は文書の形で死亡記録が残っている強制動員の作業場であり、資料の分析を通して朝鮮人死亡者の実態調査が可能であると判断し、「死亡記録から見る端島炭鉱強制動員朝鮮人の被害実態基礎調査」を始めた。

長崎県の端島は九州の西彼炭田に位置する。端島は1800年後半に採炭のためにだけ開発され、石炭産業のための施設と従業員の住居施設だけが、島全体をぎっしり埋めていた。三菱財閥が1890年に端島を買収し、開発を継続し、最盛期の1941年には41万

端島炭鉱での強制動員朝鮮人死亡者実態調査

1,100トンの石炭を生産した。しかし、1941年以降には出炭量が次第に低下して、1955年以後、日本の石炭業界が不景気に落ち込むと、端島も1974年には閉山した。

三菱の労働者募集により、1910年後半から端島炭鉱に朝鮮人労働者が移入されたが、その数は少なかった。しかし、1937年、日中戦争を基点として日本が総動員体制を敷き、年毎に強制動員されて来る朝鮮人の数が増えて行った。1944年になると、端島が属している高島炭鉱の朝鮮人労務者は全体の38%を占め、大部分が坑内労働に従事させられた。端島炭鉱には1943年から1945年の間に、500人から800人の朝鮮人労働者が存在していたと推定される。

コンクリートと高層建築で覆われた奇怪な様相を呈する島、端島は炭鉱開発の初期から労働環境が劣悪であることで有名であった場所だ。「外部と隔離され、人里離れた島」である端島は、日本の坑夫達も「監獄島」と呼ぶほどであった。劣悪な端島の労働環境で、端島に強制動員された朝鮮人達も同じように苦しめられた。端島炭鉱は陸地の炭鉱に比べ、採掘条件のかなり悪い海底炭坑であり、ガス爆発が起こりやすい環境であった。深い所は炭層の傾斜が60度を超えるほどで、坑内の作業空間も狭く、真っ直ぐ立つのも困難であった。暑い坑内で塩分の混じった坑内水を雨のように被りながら、採掘をしなければならなかった。朝鮮人労働者の宿舎は海岸線に位置していた。端島に建てられた高層アパートには主に日本人が居住し、朝鮮人達はアパートの最下層や合宿所で生活した。海岸線の朝鮮人合宿所は湿度が高く、波が荒い時には海水が宿舎の中に流れ込むこともあった。戦争末期には食糧は減るにもかかわらず、石炭増産の督促のために一日12時間もの採炭作業で苦しんだ。このような環境は朝鮮人の健康に悪影響を及ぼし、病気となる者も増えた。

端島に強制動員された朝鮮人は解放を迎えても、帰国することは簡単にはできなかった。会社が帰国を支援してくれたと記憶している人はほとんどいなかった。個人的に旅費や交通手段を用意しなければなかった。個人的に求めた小さな船は帰国途中で事故の起こる危険性が高いものだった。

死亡者の火葬記録を様々な統計を用い、分析しその特徴と傾向を把握した。分析することで、強制動員された朝鮮人が端島で死に至った背景を明らかにすることに重点を置いた。

端島の朝鮮人死亡者は1942年から少しずつ上昇し、1944年に大幅に上昇し、1944年と1945年には死亡者が集中した。このような傾向の背景には、強制動員されて端島に来

た朝鮮人の数の増加、炭鉱労働に慣れていない朝鮮人坑内夫の比率の増加、厳しい労働と過度な〔採炭〕割当態勢による長時間労働の強要、朝鮮人が最も劣悪な採炭現場に投入された点などがあげることができる。

端島の朝鮮人死亡者は「青壮年層」に特に死亡者が集中している傾向がある。それは「炭鉱産業に投入可能な年齢の朝鮮人」が端島に集中的に移入されたためとみられる。日本人の場合や近隣の崎戸炭鉱の朝鮮人と比較した結果、乳幼児の死亡者が相対的に低く、家族同伴者よりも単身者の数がずっと多かったと判断される。

火葬記録に記載された職種を調査した統計では、労働可能な朝鮮人の中の80%に近い朝鮮人が炭鉱労働者として働いていたという結論をえた。出身地調査の統計を通じて、端島炭鉱では主に韓半島の南の地方（慶南、慶北、全南、全北、忠北、忠南）から労働者が動員された事実を知ることができた。17歳以上の朝鮮人の死亡原因の分析結果、病気で亡くなった朝鮮人は全体の30%、外傷で亡くなった朝鮮人は14%、「変死者」は26.1%という結果が出た。強制定員員の朝鮮人の「疾病」は、食糧不足による栄養失調、非衛生的な生活環境と劣悪な労働環境によって生じた点に着目しなければならない。外傷による死亡者と「変死者」は、その大部分が炭坑災害で亡くなったと考えられるが、虐待・暴行による死亡である可能性も排除できない。炭鉱事故による死亡と同じように記されていても、「変死」と言及されている死亡者とそうでない場合があった。単純に表記形式の違いともみることができるが、同じ原因で死亡した者を区別して処理するのは、死亡者への弔慰金等に差異をつける処置であった可能性もある。

強制定員された朝鮮人に共通する死亡原因は、「強制定員」によって「端島で死亡」したということである。強制定員された朝鮮人が端島で死亡に至った一次的原因は「強制定員」であり、生存者の証言により何度も確認できたように、二次的原因は「劣悪な労働環境」ということができる。

端島で発見された火葬記録に記載されている122人の朝鮮人死亡者のなかで、本委員会が被害調査を通して「動員中死亡者」と認定した被害者は27人である。27人の申告書の調査で、職業について記録がなかった死亡者が「坑内夫」であったこと、死亡場所が明らかにされなかった死亡者は「坑内死亡者」であったことが確認された。また、韓国国内には死亡記録が残っていないが、火葬記録を通じて被害内容が確認された被害者もいた。仲

間たちの証言を通じて死亡当時の状況が確認される、さらに詳細な死亡原因が把握できた場合もあった。最終の原因は病気であったが、労働災害が一次的原因であった事例や病死の原因が劣悪な生活条件であった事例も、本委員会への申告書の調査から明らかになった。

27人の死亡者中、15人の遺骨は無事に奉還されたが、10人の遺骨は奉還されなかった。1人の遺族は長い時間が過ぎたためか、遺骨が奉還されたかどうかも分からないまま、1人の遺族は解放後、多くの朝鮮人が一度に帰国する混乱の中で遺骨を紛失するという悲しい事例もあった。端島に残された無縁の遺骨は島にあった寺院に保管されていたが、端島が廃鉱になる時、隣の高島に移された。しかしながら、高島が廃鉱になる時、三菱は無縁の遺骨を誠実に処理せず、この過程で無縁の遺骨は名前を失ってしまった。現在、近くの寺に安置されている無縁の遺骨は名前がなく、遺骨の本人を確認することはできない状況である。奉還されていない死亡者10人の遺骨は高島に残されている可能性が大きい。端島炭鉱の朝鮮人死亡者と遺族は企業の誠意ない死後処理のために「死亡」だけでなく、「遺骨未奉還」という被害まで受けたのだ。当該企業は再度、遺骨の名前を捜し、家族に奉還する責任がある。

この報告書の最も大きな成果は、被害者の死亡記録と日本市民団体による調査結果に、本委員会の調査結果を併せ、被害の実態に迫ることができた点である。特に、本委員会が2005年から現在まで活動して蓄積した〔調査〕結果は、本調査で被害実態を詳細に明らかにする核心資料となった。この調査を通じて、本委員会の膨大な量の被害調査結果こそ、朝鮮人強制動員の実態を確認できる貴重な資料であることが明らかになった。

文献記録と日本側の調査、本委員会の調査結果をすべて合わせることで、最善の調査の成果をもたらすことができるのである。強制動員関連の追加資料の発掘、韓国と日本の活発な調査結果の交流、それらが共同調査の推進に繋がることを願う。

2. 今後の課題

この報告書で主として利用した朝鮮人の火葬記録は、強制動員の被害者の死亡状況について詳細に明らかにすることができる重要な資料である。最近、日本政府は各地方自治

体で収集した埋火葬認許証、約5,600人分を韓国側に渡した。この資料は現在、本委員会で被害調査に活用している。しかしながら、これは日本にある全体の埋火葬認許証の記録の一部に過ぎない。今後、日本国内の各自治体が所蔵している埋火葬認許証に関連する記録を確保する努力と確保した資料のさらに深い分析が必要である。また、埋火葬記録だけで明らかにできない事実も多くあり、また、地域ごとに記載内容に大きな差異があるので、他の死亡記録と比較し、検討する必要がある。強制動員被害朝鮮人の「死亡に関する記録」を発掘することも早急にしなければならない課題である。

日本の敗戦後の混乱した状況の中で朝鮮人労働者の未払金はまともに支給されなかった。端島炭鉱では「個人的に帰国の途についた」と陳述する被害者が特に多かったのも、未払金処理がまともになされなかったと推定される。国家記録院の資料であり、本委員会の「委員会認定」でもある「朝鮮人労務者に関する調査結果」にも端島炭鉱に動員された被害者の未払金の記録がある。「朝鮮人労務者に関する調査結果」の160頁から200頁にかけて書かれているこれらの記録は、本委員会の名簿分析により、三菱鉱業所（株）高島鉱業所（端島炭鉱を含む）に動員された被害者のものであることを明らかにした¹⁶³⁾。名簿には被害者達の人定事項、入所年月日、解雇年月日と一緒に未払金も書かれている。端島炭鉱に動員されたと決定された被害者134人の中で、この名簿で未払金が確認された被害者は27人だけである。27人の未払金の額は最少が25.5円、最大が190.5円と多様である。名簿に未払金が記録されている27人の被害者の中には、「火葬認許証及び変災報告書（長崎）」に記載されている林○ボンとリュ○ウンもいる。名簿の記録によれば、2人は会社が1945年8月26日に解雇処理をしたとされ、196.66円の未払金は残ったままだ。林○ボンは1945年4月に死亡しているので、死亡4か月後に解雇処理を受けた。リュ・ウンは仲間の陳述によると、解雇処理された1945年8月当時、災害による負傷の治療中であつた。長期療養が必要である大きな怪我であつたので、解放後も端島に残り、帰国できなかった。結局はその傷が広がって亡くなってしまった。

端島炭鉱の朝鮮人労働者の未払金を記録した「朝鮮人労務者に関する調査結果」には逃亡者や死亡者について一切記録されていない。研究者竹内はこれについて企業側が責

163) 真相糾明委員会内部承認資料、2006年調査1課971号（2006.6.14）、「三菱鉱業株式会社崎戸鉱業所朝鮮人労務者解雇状況綴の名簿分析結果に関して」

任を回避しようとする意志が働いたという意見を述べている¹⁶⁴⁾。「朝鮮人労務者に関する調査結果」には端島炭鉱の労働者の未払金の記録はあるが、最近日本政府側から本委員会に渡された供託金の資料には、端島炭鉱の供託金の記録はない。それは、端島炭鉱の未払金の処理がまともになされず、関連資料が完全に公開されていないという証拠である。それゆえ、日本政府と関連企業が所蔵している資料は全面公開されなければならない。

端島炭鉱の死亡者には、遺骨が奉還されない場合が多い。特に、死亡者の未奉還遺骨は企業の誠意なき処理により、名前と遺族を捜すのが難しい状況にある。端島炭鉱を経営していた三菱鉱業株式会社と日本政府の責任は決して軽いものではない。企業は遺骨の名前を捜しだし、遺族に奉還する責任がある。

三菱財閥は日中戦争と太平洋戦争の間、軍需産業として急成長した。その成長の背景には数多くの朝鮮人の肉体労働があった。しかしながら現在、三菱は歴史歪曲で有名な「新しい教科書をつくる会」に莫大な支援金を提供する等、過去の問題に何らの反省もない右翼の企業として知られている¹⁶⁵⁾。端島炭鉱を経営した三菱鉱業（株）は最近、韓国のある国会議員が発表した戦犯企業の名簿にも上がっている¹⁶⁶⁾。日本政府と会社次元の強制動員に対する真相の究明と、真正な謝罪の表明、後続の処置がなされることを願う。

164) 竹内康人「三菱高島炭鉱への朝鮮人強制連行」、『在日朝鮮人史研究』第33号、2003、45~46頁

165) 金ホギョン、クォンキソク、ウソンキュ『日帝強制動員、その知られざる歴史』、トルベゲ、2010、92-94頁

166) 李明洙議員は2011年9月16日、三菱鉱業株式会社（現三菱マテリアル）を含む、現存する136社の戦犯企業目録を発表した。併せて、2010年8月7日に日本の戦犯企業の公開謝罪と賠償を促進するために、これらの企業の入札制限を明示した「国家を当事者とする契約に関する法律」の改訂案を発議した。李明洙議員室2011年9月16日の報道資料参照。

参考文献

◎ 委員会発行物

日帝強占下強制動員被害真相糾明委員会、『サハリン<二重徴用>被害真相調査』、
2007

日帝強占下強制動員被害真相糾明委員会、『長生炭鉱水没事故真相調査』、2007

日帝強占下強制動員被害真相糾明委員会、『酷い離別 サハリン二重徴用真相調査口述記
録』、2007

日帝強占下強制動員被害真相糾明委員会、『強制動員名簿解題集1』、2009

対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援委員会、『日本長崎県崎戸町
埋火葬認許証記載朝鮮人死亡者問題真相調査』、2011

対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援委員会、『北海道茅沼炭鉱に
強制動員された全北出身者の被害真相調査』、2011

◎ 国内資料

許光茂、「戦時期朝鮮人労務者強制動員と原爆被害 広島・長崎の地域的特徴を中心とし
て」、『韓日民族問題研究』第20号、2011

金ホギョン、クオンキソク、ウソンキュ『日帝強制動員、その知られざる歴史』トルベ
ゲ、2010

◎ 国外資料

長崎在日朝鮮人の人権を守る会『原爆と朝鮮人第2集』、1983

人権を守る会『原爆と朝鮮人第4集 端島の呻き声』、1986

人権を守る会『原爆と朝鮮人第5集』、1991

人権を守る会『軍艦島に耳を澄ませば』、社会評論社、2011

林えいだい『戦時外国人強制連行関係史料集』Ⅱ朝鮮人1下、明石書店、1991

林えいだい『死者への手紙 海底炭鉱の朝鮮人坑夫たち』、明石書店、1992

林えいだい『筑豊・軍艦島 朝鮮人強制連行、その後』、弦書房、2010

端島炭鉱での強制動員朝鮮人死亡者実態調査

三菱鉱業セメント株式会社『三菱鉱業社史』、1976

三菱鉱業セメント株式会社『高島炭礦史』、1989

前川雅夫『炭坑誌 長崎県石炭史年表』、葦書房、1990

百万人の身世打鈴編集委員会編『百万人の身世打鈴』、東方出版、1999

朝鮮人強制連行実態調査報告書編集委員会『北海道と朝鮮人労働者』、北海道1999

竹内康人「三菱高島炭鉱への朝鮮人強制連行」、『在日朝鮮人史研究』第33号、2003

竹内康人『戦時朝鮮人強制労働調査資料集 連行先一覧・全国地図・死亡者名簿』、神戸
学生青年センター出版部、2007

堀憲昭『長崎遊学マップ④ 軍艦島は生きている!』、2010

<付録1>

端島炭鉱朝鮮人死亡者名簿

以心慰死証及び変災報告書(長崎)及び「原爆と朝鮮人」に収録されている名簿										本委員会調査結果							
運番	名前	年齢	本籍	住所	戸主及び関係	職業	病名	発病日	死亡日	火葬場	火葬申請人	死亡場所	死亡原因	職業	事故記録	名簿	遺骨
1	徐○龍	21	慶南晋州	西汝杵郡高兵村南越名1409	徐○○の六男	坑夫	胃膜炎	1925.26	1925.2.11	中ノ島							
2	金○壽	46	慶北清道	同上		炭坑稼	外傷に因する脳震盪症	1925.6.21	1925.6.21	中ノ島							
3	申○植	31	忠清南州	同上		炭坑稼	心臓弁膜症	1924.11.25	1925.9.28	中ノ島							
4	申○玉	31	慶南咸陽	同上	申○○の三男	炭坑稼	肺炎	1926.2.16	1926.12.28	中ノ島	宿主 安○○郎						
5	黄○佑	33	慶南統營	同上	黄○○の長男	炭坑稼	外傷に因する腹部内臓破裂	1926.6.27	1926.6.28	中ノ島	宿主 安○○郎						
6	張○守	26	江原新珍	同上	張○○の弟	坑夫	悪性肺炎兼腎臓炎	不詳	1926.7.3	中ノ島	宿主 安○○郎						
7	吳○洋	39	江原江陵	同上		炭坑稼	外傷に因する脳震盪、致死(坑内にて)		1926.10.27	中ノ島	宿主 安○○郎						
8	金○完	23	慶南晋州	同上	金○○の長男	坑夫	窒息		1926.11.13	中ノ島	宿主 安○○郎						
9	申○順	41	慶南晋州	同上	申○○の姉	無職	急性肺炎	1927.1.28	1927.2.4	中ノ島	同居者 金○鐘						
10	金○權	40	慶北星州	同上		炭坑稼	急性肺炎	1927.8.25	1927.8.29	中ノ島	宿主 李○龍						
11	金○賢	41	慶南晋州	同上	金○○の弟	炭坑稼	第七頸椎及び第一胸椎脱臼に因する脊髄損傷	1927.9.21	1927.10.6午後8時	中ノ島	宿主 安○○郎						
12	金○伊	2	慶南晋州	同上	金○○の二女	無職	腸カタル	1927.11.9	1927.11.13午後8時	中ノ島	同居者 金○鐘						
13	李○萬	22	慶南固城	同上		炭坑夫	圧死(炭坑内で変形)		1927.12.26午後7時10分	中ノ島							

端島炭鉱での強制動員朝鮮人死亡者実態調査

「火災調査記及び惨状報告書(長崎)」及び「原爆と朝鮮人」に収録されている名簿											本委員会調査結果						
連番	名前	年齢	本籍	住所	戸主及び関係	職業	病名	発病日	死亡日	火葬場	火葬申請人	死亡場所	死亡原因	職業	事故記録	名簿	通番
14	李○奎	74	慶北慶山	同上		無職	気管支炎兼喘息	不詳	1928.5.11午後 4時20分	中/島	同居者 金○龍						
15	李○道	31	慶北梁山	同上	李○○の四男	炭坑稼	窒息 (炭坑内で変死)		1928.6.23.午前 0時30分 (推定)	中/島	同居者 李○沢						
16	張○龍	35	慶南晋州	同上		炭坑稼	外傷に因する急 性肺炎	1928.8.12	1928.8.12午後 3時30分	中/島	宿主 安○○郎						
17	朴○喜	29	全南谷城	同上		炭坑稼	外傷に因する脳 震盪	1928.8.30	1928.8.30午前 10時50分	中/島	宿主 安○○郎						
18	河○先	23	全北鎭安	同上	河○○の長男	炭坑稼	衝心性脚気	1928.8.15	1928.8.30午後 11時	中/島	宿主 李○龍						
19	張○植	42	慶南固城	同上		炭坑稼	窒息 (炭坑内で変死)		1928.10.24午 後12時	中/島	宿主 安○○郎						
20	金○伊	4	慶南金海	同上	金○○の五女	無職	急性肺炎	1828.11.11	1928.11.22午 午前4時20分	中/島	宿主 金○蟻						
21	金○沢	54	慶南晋州	同上		炭坑稼	急性腎臓炎	1928.12.8	1928.12.27午 後5時30分	中/島	宿主 安○○郎						
22	李○水	36	慶南晋州	同上	李○○の長男	炭坑稼	溺死 (坑内で変死)		1929.1.5.午前 5時30分	中/島					出火事故 11名死亡 <原> <炭>		
23	朴○伊	35	慶南蔚山	同上	朴○○の弟	炭坑稼	窒息 (坑内で変死)		1929.6.28午前 11時(推定)	中/島					落盤事故 <炭>		
24	朴○世	42	慶南固城	同上		坑夫	窒息 (坑内で変死)		1929.11.30午 前1時	中/島							
25	河○道	23	慶南晋州		河○○の長男	坑夫	変死、外傷に因 する心臓麻痺	1930.1.21	1930.1.22午前 9時40分								
26	李○甲	43	慶北慶山	南越名 409	李○○の弟	炭坑夫	圧死、炭坑内で の変死		1930.2.21午前 9時(推定)	中/島	宿主 安○○郎						

「火災調査証及び災害報告書(長崎)」及び「原爆と朝鮮人」に収録されている名簿										本委員会調査結果							
連番	名前	年齢	本籍	住所	戸主及び関係	職業	病名	発病日	死亡日	火葬場	火葬申請人	死亡場所	死亡原因	職業	事故記録	名簿	遺骨
27	金○進	36	慶南固城	同上		炭坑夫	窒息 (坑内で窒息)		1930.9.15午後 0時30分	中/島	宿主 土○進						
28	曹○吾	32	慶南晋州	同上	曹○○の二男	炭坑夫	変死、胸部挫傷 及之に伴い、腹腔 内臓の損傷		1930.11.22午 前0時20分	中/島	宿主 安○○郎				炭車事故 - 炭車と壁の 間に挟まれ 死亡<炭>		
29	朴○介	42	慶南金海	同上		炭坑夫	変死、窒息 (坑内での窒息)		1931.9.16午後 3時(推定)	中/島							
30	金○俊	35	慶南晋州	同上		炭坑夫	変死、 頭蓋骨折		1932.11.10午 前5時30分 (推定)	中/島	宿主 廉○甲						
31	徐(名なし)	1	慶南梁山	同上	徐○○の孫	無職	変死		1933.7.20頃 (推定)	中/島	同居者 慎○祥						
32	朴○真	25	慶南晋州	同上	朴○○の弟	炭坑夫	変死(窒息)		1933.9.6.午後 6時(推定)	中/島	戸主 布○桂						
33	金○沓	41	慶南固城	同上	金○○の長男	坑夫	変死(窒息)		1934.1.25午後 5時(推定)	中/島							
34	崔○徳	1	京畿富川	同上	崔○○の孫	無職	発育不良		1934.6.9.午後 9時35分	中/島	母 崔○禮						
35	千○植	28	慶北迎日	同上	千○○の二男	坑夫	変死(窒息)		1934.7.19午後 9時40分(推定)	中/島							
36	南○阿の子	0	江原蔚珍	同上	(産婦) 郭○○の妻	無職	妊娠10か月 (男児)分娩 (死産)		1934.10.26午 後9時	中/島	郭○出						
37	金○晋	17	忠南輪山	同上	金○○の二男	炭坑稼	変死(圧死)		1935.1.8午前6 時30分(推定)	中/島	同居者 廉○甲						
38	諸○順	0	慶南固城	同上	諸○○の長女		消化不良	1935.2.25	1935.2.27午前 10時15分	中/島	戸主 諸○鳳						

端島炭鉱での強制動員朝鮮人死亡者実態調査

「火災証書記及び発災報告書(長崎)」及び「原爆と朝鮮人」に収録されている名簿										本委員会調査結果							
連番	名前	年齢	本籍	住所	戸主及び関係	職業	病名	発病日	死亡日	火葬場	火葬申請人	死亡場所	死亡原因	職業	事故記録	名簿	遺骨
39	権○善	28	慶北迎日	同上	権○○の長男	炭坑鉱夫	変死(圧死)		1935.3.16午前 6時30分(推定)	中/島	同居者 安○○郎						
40	郭○出	35	江原蔚珍	同上		炭坑鉱夫	変死(縊勒死)		1935.3.27.午後 9時20分	中/島	同居者 南○阿				爆発事故 (1935.3.26) ＜原＞ ＜炭＞		
41	金○斗	25	慶南固城	同上	金○○の従弟	炭坑鉱夫	変死(縊勒死)		1935.3.27午後 11時(推定)	中/島	同居者 安○○郎				爆発事故 (1935.3.26) ＜原＞ ＜炭＞		
42	李○連	0	慶南梁山	同上	李○○の孫	無職	気管支カタル	1935.8.18	1935.3.27午前 11時10分	中/島	同居者 李○烈						
43	金○連	0	慶南晋州	同上	金○○の二女	無職	気管支肺炎	1935.11.2	1935.11.4午後 3時	中/島	戸主 金○榮						
44	崔○勳	0	京畿富川	同上	崔○○の孫	無職	先文肺腫兼気管 支肺炎	1935.12.19	1936.1.4.午後 8時10分	中/島	母 崔○禮						
45	金○賢	22	慶南固城	同上	金○○の従弟		外傷に因する震 盪症	1936.4.21	1936.4.22午後 5時40分	中/島	同居者 羅○岩						
46	白○順	12	慶南固城	同上	白○○の孫	無職	脚気兼腎臓炎	1936.6.16	1936.7.19午後 6時30分	中/島	同居者 白○基						
47	歐○姪	0	慶南密陽	同上	歐○○の二女	無職	窒息		1936.28.午前 4時(推定)	中/島							
48	嶺○奎	33	慶南居昌	同上	嶺○○の二男		窒息		1936.2.14午後 11時(推定)	中/島							
49	文○美	0	慶南咸安	同上	文○○の孫		発育不全		1937.2.3午前 11時	中/島	同居者 文○爪						
50	崔○子	0	全南木浦	同上	崔○○の庶女		急性消化不良	1937.4.19	1937.4.22午前 1時	中/島	戸主 崔○徳						

＜付録1＞ 端島炭鉱朝鮮人死亡者名簿

「火災調査証及び被災報告書(長崎)」及び「原爆と朝鮮人」に収録されている名簿										本委員会調査結果							
連番	名前	年齢	本籍	住所	戸主及び関係	職業	病名	発病日	死亡日	火葬場	火葬申請人	死亡場所	死亡原因	職業	事故記録	名簿	遺骨
51	盧○普	18	黄南信川	同上	盧○○の三女	酉婦	リゾール服毒	1937.6.27午前1時頃	1937.6.27午前3時20分頃	中/島	同居者 木○○松						
52	金○佑	27	江原原州	同上			外傷に因する脊髄麻痺	1937.8.12午後8時10分	1937.8.16午後8時10分	中/島	同居者 崔○禮						
53	黄○水	21	慶南釜山	同上	不詳		溺死	1937.11.3午後3時30分	1937.11.3午後3時30分	中/島	同居者 金○俊						
54	金○秀	52	慶南固城	同上			圧死	1938.2.2午後1時	1938.2.2午後1時	中/島	同居者 金○澤						
55	崔○出	28	慶南固城	同上	崔○○の弟	坑夫	腸チブス疑似症	1938.6.28	1938.7.24午後0時30分	中/島	宿主 嚴○甲						
56	崔○男	20	慶南固城	同上	崔○○の五男	坑夫	急性心臓麻痺	不詳	1938.9.20午前3時30分	中/島	宿主 李○丙						
57	諸○烈	7	慶南固城	同上	諸○○の長男		墜落に因する脳震盪症	1938.10.19	1938.10.19午前4時45分	中/島	父 諸○鳳						
58	金○○エの子	0	慶南南海	同上	(産婦) 金○○の子婦	無職	死産児 男性、一胎 妊娠10か月分娩		1938.11.28午前3時20分	中/島	父 金○直						
59	金○壽	24	慶南晋州	同上		石炭坑夫	腸チブス	1939.3.4	1939.3.28午前10時50分	中/島	宿主 嚴○甲						
60	金○起	19	慶南固城	同上	金○○の長男	坑夫	(変死) 圧死		1939.4.13午後11時(推定)	中/島	同居者 嚴○甲						
61	鄭○道	28	慶南晋州	同上	鄭○○の孫	石炭鉱業 坑夫	急性脚膜炎	1939.7.16	1939.7.17午後4時50分	中/島	宿主 嚴○甲						
62	崔○烈	27	慶南固城	同上	崔○○の弟		変死、溺死		1939.8.24午後5時30分	中/島	妻 吳○淳					竹	
63	朴○相	31	慶南山淸		朴○○の二男	坑夫	胸部打撲症に因する震盪症		1939.11.14午後6時45分							竹	未
64	金○龍	32	慶南固城	南越名1409	金○○の二男	石炭坑夫	頭部打撲症	1939.12.1	1939.12.4午後11時30分	中/島	同居者 嚴○甲	端島医局 <除>				竹	○

端島炭坑での強制動員朝鮮人死亡者実態調査

「火災認定記及び突発報告書(長崎)」及び「原爆と朝鮮人」に収録されている名簿										本委員会調査結果							
連番	名前	年齢	本籍	住所	戸主及び関係	職業	病名	発病日	死亡日	火葬場	火葬申請人	死亡場所	死亡原因	職業	事故記録	名簿	通骨
65	都○龍	2	慶北高靈	同上	都○○の孫	無職	急性肺炎	1939.12.29	1940.1.1.午後 1時15分	中/島	父 都○伊						
66	崔○虎	3	全南木浦	同上	崔○○の二男		気管支肺炎	1940.1.20	1940.1.29午前 7時30分	中/島	戸主 崔○徳						
67	李○丞	36	慶南咸安	同上			外傷に因する右 肺損傷	1940.3.4午 前10時30分 頃	1940.3.4午後 2時15分	中/島	同居者 李○丙	炭坑病院 <除>	炭坑事故 <高>			竹	○
68	李○出	31	慶北高靈	同上	郭○○の妻		脳溢血	1940.3.6	1940.3.7午前 6時30分	中/島	郭○吉					竹	
69	崔○龍	43	慶南晋州	同上	崔○○の二男		負傷に因する脳 脊髄損傷		1940.5.1.午後 4時30分(推定)	中/島	同居者 戴○甲	坑内 <除>	坑夫 <除>			竹	○
70	郭○伊	45	慶北達城	同上	郭○○の弟		急性脳膜炎	1940.6.23	1940.6.24午前 8時30分	中/島	戴○甲					竹	
71	金○大	23	慶南固城	同上	金○○の長男		破傷風	1940.12.19	1940.12.27午 前6時40分	中/島	同居者 李○丙					①-3、 竹	
72	戴○子	1	慶南密陽		戴○○の長女		消化不良症		1940.2.27午前 6時								
73	張○子	2	慶北金泉		張○○の孫		疫痢		1940.8.10午後 9時50分								
74	金○伊	2	慶南四川	南越名 409	金○○の孫		窒息死		1941.1.30午後 10時(推定)	中/島	母 金○直						
75	李○嶺	52	慶南釜山	同上			アルコール中毒 肝臓破綻症	1941.6.24	1941.7.6.午前 11時	中/島						竹	
76	ト○壽	36	慶南金海	同上	ト○○の長男	坑夫	開腹が傷に因す る震盪症	1941.8.23	1941.8.25午前 3時25分	中/島	同居者 岩○幹	炭坑病院 <除>				①-3、 竹	未
77	陳○名	31	慶南金海	同上			埋没に因する窒 息死		1941.11.8午前 11時50分	中/島	同居者 岩○幹					①-3、 竹	
78	李○雄	2	慶南松山	同上	李○○の孫		脳水症	1942.12.30	1942.1.24午前 10時	中/島	李○烈						

「火災調査記及び委託報告書(長崎)」及び「原爆と朝鮮人」に収録されている名簿										本委員会調査結果							
連番	名前	年齢	本籍	住所	戸主及び関係	職業	病名	発病日	死亡日	火葬場	火葬申請人	死亡場所	死亡原因	職業	事故記録	名簿	遺言
79	巴〇太	2	慶南固城	同上	巴〇〇の孫		消化不良症	1942.7.12	1942.7.16午後 0時30分	中/島	同居者 巴〇〇						
80	武〇甲	46	慶南金海	同上			脳溢血	1942.12.5	1942.12.6午前 6時25分	中/島	同居者 岩〇幹					竹	
81	表〇萬	31	慶南固城		表〇〇の長男		埋没に因する窒息死		1942.2.18			坑内 <除>	坑夫 <除>			①-3、 ③、竹	〇
82	裴〇道	21	慶南固城		裴〇〇の三男		頭蓋骨骨折に因する脳腫瘍		1942.3.13			坑内 <除>	坑夫 <除>			①-3、竹	未
83	高〇澤	24	全南済州	南越名1 409	高〇〇の弟		埋没に因する窒息死		1943.5.10午後 1時	中/島	金〇〇				落盤事故 <原>	竹	未
84	李〇福	30	慶南固城	同上	李〇〇の二男		埋没に因する窒息死		1943.6.24午前 9時(推定)	中/島	中〇助					竹	〇
85	白〇基	51	慶南固城	同上		坑夫	埋没に因する窒息死		1943.6.24午前 9時(推定)	中/島	白〇奉					竹	〇
86	高〇成	24	忠北清州	同上	高〇〇の長男	坑夫	埋没に因する窒息		1943.7.7午前 9時(推定)	中/島	岩〇幹					竹	〇
87	弓〇榮	22	忠北清州	同上	弓〇〇の長男		気管支肺炎	1943.7.5	1943.7.24午後 11時	中/島	同居者 岩〇幹					竹	未
88	陳〇俊	54	慶南統營	同上			気管支喘息	1943.12.2	1943.12.19午 前8時30分	中/島	岩〇幹					竹	
89	崔〇相	23	慶南晋陽	同上	崔〇〇の弟	坑夫	埋没に因する窒息死		1943.12.28午 前3時30分	中/島	金〇一					竹	〇
90	國〇哲	33	京畿工華		國〇〇の甥		急性肺炎		1943.5.18午前 10時30分							竹	
91	李〇成	26	忠北堤川	南越名1 409	李〇〇の二男		埋没に因する窒息死		1944.1.15午前 3時40分	中/島	岩〇幹					竹	
92	吳〇萬	44	黄海碧城	同上		坑夫	埋没に因する窒息		1944.1.15午前 3時40分	中/島	金〇一					竹	

端島炭鉱での強制動員朝鮮人死亡者実態調査

「火災認定証及び変災報告書(長崎)」及び「原爆と朝鮮人」に収録されている名簿										本委員会調査結果							
連番	名前	年齢	本籍	住所	戸主及び関係	職業	病名	発病日	死亡日	火葬場	火葬申請人	死亡場所	死亡原因	職業	事故記録	名簿	遺骨
93	金〇吉	36	全南咸平	同上	金〇〇の弟	坑夫	直腸カタル	1943.1.25	1944.1.24午後 7時10分	中/島	同居者 岩〇幹					竹	〇
94	高〇元	28	黄湖信川	同上		坑夫	外傷に因する脳 震盪	1944.3.5	1944.3.5.午後 0時50分	中/島	金〇一					竹	
95	岡〇運	3	慶南固城	同上	岡〇〇の甥		急性腸カタル(推定)	1944.4.15(推定)	1944.4.15午前 7時10分(推定)	中/島	同居者 〇〇〇						
96	脚児(男)	0	慶南梁山		李〇〇の孫		死産		1944.5.8.午前 6時35分								
97	李〇玉	21	全北金堤	南越名1 409	李〇〇の二男		溺死		1944.6.6.午後 8時(推定)	中/島	金〇一					竹	未
98	竹〇二	2	全南木浦	同上	竹〇〇の三男		百日咳兼気管支 肺炎	1944.5.9	1944.6.10午前 11時	中/島	戸主 竹〇〇徳						
99	平〇哲	34	全南咸平	同上	平〇〇の叔父	坑夫	心臓性喘息	1944.7.20	1944.8.4.午後 4時30分	中/島	同居者 金〇〇					竹	〇
100	岩〇石	27	慶北達城	同上	岩〇〇の長男		埋没に因する窒 息		1944.8.10午後	中/島	同居者 岩〇〇鳳					竹	
101	金〇栄	38	慶南金海	同上	金〇〇の弟	坑夫	埋没に因する窒 息		1944.9.4.午後 7時50分(推定)	中/島	同居者 岩〇幹				落盤事故 <原>	竹	
102	徳〇一	44	全南務安	同上	徳〇〇の長男	坑夫	埋没に因する窒 息		1944.11.5.午後 9時10分(推定)	中/島	同居者 生〇〇吉				落盤事故 <原>	竹	〇
103	山〇禎	不詳	黄湖信川	同上	山〇〇の長男	坑夫	赤痢疑似症	1944.11.2	1944.11.20午 前1時30分	中/島	同居者 金〇一					竹	
104	大〇基	23	慶南金海	同上	大〇〇の三男	坑夫	気管支肺炎	1944.10.31	1944.11.22午前 5時30分	中/島	同居者 岩〇幹					竹	未
105	鄭〇根	31	慶南晋陽	同上	鄭〇〇の弟	坑夫	右大腿部肺炎兼 毒症	1944.10.28	1944.12.3午前 3時30分	中/島	同居者 金〇一					竹	
106	白〇松	1	慶南宜寧	同上	白〇〇の孫		消耗症兼気管支 肺炎	1944.1.23	1945.1.1.午前 8時10分	中/島	同居者 白〇〇伊						

〈付録1〉 端島炭鉱朝鮮人死亡者名簿

「火災統計証及び震災報告書(長崎)」及び「原爆と朝鮮人」に収録されている名簿											本委員会調査結果						
連番	名前	年齢	本籍	住所	戸主及び関係	職業	病名	発病日	死亡日	火葬場	火葬申請人	死亡場所	死亡原因	職業	事故記録	名簿	遺骨
107	谷〇〇依	19	慶南晋陽		谷〇〇の孫	坑夫	肺結核		1945.1.1午前 8時30分							竹	不詳
108	廣〇〇順	0	慶南固城		廣〇〇〇の孫		消化不良性自家 中毒症		1945.2.1午前 4時30分								
109	林〇〇鳳	2	忠北清州	南越名 409	林〇〇の養子	炭坑夫	埋没に因する窒 息		1945.4.12午前 11時50分	中ノ島	同居者 岩〇〇幹					①-2 (未収金 196.66)竹	○
110	鄭〇〇子	27	慶南咸陽	同上	鄭〇〇の孫		急性消化不良中 毒症	1945.4.18	1945.4.21午前 8時30分(推定)	中ノ島	母 鄭〇〇愛						
111	金〇〇嶺	19	全南光山			坑夫	肺炎	1945.3.23	1945.4.24午前 9時5分							竹	未
112	脚尼(男)	0	慶南晋州	南越名 409	〇〇〇の弟		死産		1945.5.27午前 0時10分	中ノ島	鄭〇〇里						
113	永〇〇福	38	志南論山	同上		坑夫	胆嚢炎	1945.6.21	1945.6.30午前 0時15分	中ノ島	同居者 生〇〇吉					竹	○
114	玉〇〇雄	22	全南順天	同上	玉〇〇の弟	坑夫	埋没に因する窒 息		1945.7.15午前 1時15分	中ノ島	同居者 原〇〇勝					③、竹	○
115	坂〇〇日	29	慶南晋陽	同上	坂〇〇〇の弟	坑夫	空襲に依る死亡		1945.8.9	中ノ島	同居者 坂〇〇連	浦上別務 所<除>	原爆投下 <委>		長崎原爆投 下	竹	○
116	岩〇〇龍	26	慶南密陽	同上	岩〇〇〇の弟	土方	不詳	1945.8.9	1945.8.11午後 8時17分	中ノ島	同居者 〇〇用						
117	長〇〇周	22	慶北大邱	同上	長〇〇〇の 二男	請負業	敗血症	1945.8.13	1945.8.17午前 11時50分	中ノ島	同居者 金〇〇一					竹	
118	徐〇〇得	34	慶南晋陽	同上		坑夫	戦災による火傷 死	不詳	1945.8.24午後 8時5分	中ノ島	同居者 徐〇〇善					竹	○
119	岩〇〇烈	44	慶南梁山	同上	岩〇〇〇の 五男		心臓麻痺	1945.9	1945.9.10午後 3時10分	中ノ島	戸主 岩〇〇輝					竹	

運番	名前	年齢	本籍	「火災認定証及び多災報告書(長崎)」及び「原爆と朝鮮人」に収録されている名簿					本委員会調査結果						
				本籍	住所	戸主及び関係	病名	発病日	死亡日	火葬場	火葬申請人	死亡場所	死亡原因	職業	事故記録
120	金〇〇権	23	全南務安	同上	金〇〇〇の二男	1945.7.12	1945.10.16午前6時	中ノ島	同居者 秘〇〇人		落盤事故 → 負傷悪化 → 死亡	坑夫 <李>		竹	未
121	宮〇〇應	37	忠北清州	同上	宮〇〇〇の三男	1945.8.1	1945.11.4午前6時40分	中ノ島	同居者 秘〇〇人					①-2 (未収金 196,660)竹	未
122	岩〇〇梁	83	廣南梁山		岩〇〇〇の妻		1945.12.1								

※ 個人情報保護のために全ての名前は最初と最後の文字を、本籍地の住所は郡単位まで記載。

※ 空欄は、その項目が記載されていない場合。

※ <>は出典を示す。

- <原>は、長崎朝鮮人人権を守る会『原爆と朝鮮人第4集-端島の叫び声』,1986,72頁

- <原>は、前川雅夫『炭鉱誌-長崎県石炭年表』、葦書房、1990

- <除>は、死亡者の除籍謄本

- <高>は、竹内康人「三菱高島炭鉱への朝鮮人強制連行」、『在日朝鮮人史研究』第33号、2003

- <委>は、本委員会の被害申告調査書綴

※ 名簿

- ①-2は、本委員会認定資料の①-2「朝鮮人労務者に関する調査結果」

- ①-3は、本委員会認定資料の①-3「いわゆる朝鮮人徴用者などに関する名簿」の中の「大日本産報国会殉職者名簿」

- ③は、本委員会の認定資料の③「対日民間請求権補償金支給決定台帳」

- 竹は、竹内康人『戦時朝鮮人強制労働調査資料：連行先一覧・全国地図・死亡者名簿』、神戸学生・青年センター出版部、2007、214頁収録名簿

※ 遺骨の「〇」は、遺骨奉還(または炭鉱が家族に引き渡す)が確認された場合、「未」は、遺骨が奉還されていない場合、「不詳」は奉還したかいないかが、現在、確認不能な場合

<付録2>

端島炭鉱強制動員被害生存者陳述資料

- *本委員会の調査過程で聴取した端島炭鉱の生存被害者15名の陳述聴取記録を再構成した資料である。
- *個人情報の保護のために名前の一字、出生年度、本籍地住所（面単位まで）を記録した
- *本委員会の「委員会認定」①—2<朝鮮人労働者に関する調査結果>に搭載された生存者の場合、動員時期は名簿に記載されている「入所年月日」を記載した。
- *なるべく被害生存者の各自の表現を生かして記録した。

1. 金○チヨ

出生年度	1926年	本籍地	慶南宣寧郡華井面
動員時期	1943年5月	帰国時期	1945年3月（徴兵）
動員状況	村区長が徴用状を持って来て、決まった日に集結		
移動経路	華井（ファジョン）面（30人）→徒歩で宣寧郡庁（350人集結、1泊）→郡北駅→釜山（トラック移動）→日本長崎市内（船）→端島		
動員地	○約一万坪ほどの小さな島にある炭鉱 ○四方が海囲まれた小さな島で、中国人と韓国人が沢山いた。		
労働生活	○海底800m下で、ケーブルカーで降り、石炭を掘った。朝、弁当を持って出退勤の札を掛け、鉄かごに入るのを確認すると850mまで降りて行く。炭坑に入ると12時間後に出てくる。落石のため帽子の中にゴム紐を入れて使った。坑内は立つことができない程狭く、温度は45度を超えた。ゴムひもでお互いを縛り、採炭した。 ○暴行が酷かった。軍隊的規律が非常に厳しく、言葉を聞き取れないと殴打された。床に伏せさせて、ゴムひもを腰に巻き、殴りもした。 ○日曜日には、木銃を持って軍事訓練をした。		
宿舎	○軍隊式で、板敷に毛布を被った。40～50人が一緒に生活。		
食事	○豆かすと麦が混じった食事が3食、一握り程でいつも腹を空かした。		
労働災害	○労役中落石で頭が裂けた。時々落ちてくる石に当たって死ぬ人もいた。		
特異事項	○3か月後、中国人捕虜350人〔200人？〕と交換され、長崎造船所の航空母艦を作る所に移動。当時、宣寧の人は全て島から出て造船所に移動した。 ○造船所では、米軍捕虜と鉄の塊を運ぶ作業を二人一組でした。憲兵が刀を差して監視していた。米軍捕虜は憲兵に監視されていた。日曜日には屋上で軍事訓練をした。		
帰国過程	1945年3月、徴兵対象になり帰国。宣寧国民学校で訓練を受けていた時、解放。		

2. 金〇ス

出生年度	1922年	本籍地	慶南固城郡大可面
動員時期	1941年4月	帰国時期	解放後
動員状況	○募集で動員。募集人は朝鮮人で、金をもらい労務者を引き渡した後、また募集をしに行く。		
移動経路	固城郡(160人、トラック)→統営→日本九州		
動員地	九州炭鉱→端島炭鉱→長崎市内		
労働生活	<p>○12時間2交代。端島では石炭の割当量があって、割当量を掘らないと外に出ることはできなかった。割当量を満たさなければ、賃金の差が出た。</p> <p>○外出は許可されなかった。信任をえると故郷に帰ってくる事ができた。</p> <p>○坑内では石炭を掘ると、下から自動的に石炭かごに積まれ、電車で載せ、外部に運ぶ。海水が漏れるので、ポンプで汲んでいた。通気口が別にあった。</p> <p>○行く時は知らなかったが、端島に到着してみると、炭鉱で仕事をするという承諾書を書かされ、自由がなくなった。殴打が酷かった。</p> <p>○〔朝鮮〕北部の人が強制動員されてきたが、飢えて死ぬ姿を見た。飢えて死んでも、申告する時は仕事に死んだという報告書を出すのを見た。</p>		
宿舎	○朝鮮から募集された人の食堂と寝る所は別にあった。		
食事	<p>○賃金は仕事をしてだけくれたが、賃金は少なく、皆食べるものに使った。</p> <p>○日当は会社が教えず、個人に公開もせず、貯金をしたと言った。食費を除く、残りを少しくれた。賃金は末日に計算して、受け取った。</p>		
労働災害	長崎市内に移動後、原爆の被害に遭う。		
特異事項	<p>○端島炭鉱で仕事をする時の監督の名前は「モリアス」だった。</p> <p>○端島で仕事をしていて、朝鮮人の崔〇〇に一人当たり100ウォン〔円?〕ずつやって、仲間と一緒に長崎に行った。端島から長崎に行く船は一日に3便あったが、船の切符が必要だった。船の切符を受け取る人と崔〇〇が組み、目をつむる条件で100ウォン〔円?〕を渡し、端島を脱出した。</p> <p>○解放2か月前に端島から出て、長崎の浦上に移動し、建設労働者の生活をした。</p>		
帰国過程	原爆の投下後、病院に入院治療。「ヤミ船」に乗り、釜山に帰国。		

3. 金〇オク

出生年度	1923年	本籍地	忠北槐山郡青川面
動員時期	1941年3月(名簿1942.8)	帰国時期	解放後
動員状況	面から通知を受けて、他の3人と一緒に動員された。		
移動経路	面事務所→釜山(連絡船、100人乗船)→下関(汽車)→長崎→端島炭鉱		
労働生活	○朝7時に出かけ、夕方6時まで炭鉱で労働。班長は日本人。 ○逃げようとしたが捕まって戻り、殴打。2年契約であったが、強制的に延長された。		
宿舎	食堂で、団体で食べ、寝た。		
賃金	貯金を除き、残りは現金で受け取ったが、貯蓄したお金は受け取らず。		
労働災害	○坑道が崩れて、怪我をしたり、死んだ人がいた。 ○本人も坑道が崩れ、足を怪我して手術をした。		
特異事項	中国人達が捕虜収容所の生活をしていた。		
帰国過程	「ヤミ船」に乗り、帰国。		

4. モ〇グ

出生年度	1921年	本籍地	慶南晋陽郡寺奉面
動員時期	1945年1月	帰国時期	解放後
動員状況	面書記による強制供出		
移動経路	晋州・班城駅(各面から集まった50~60人)→釜山→連絡船(慶南地域動員数百人)→九州港		
労働生活	○一週間の間隔、夜昼交替で石炭を掘る仕事を一日12時間。 ○休みの時間を何分もくれず、酷い鞭打ちをされる時が多かった。 ○朝7時から夕方7時まで仕事をした。		
宿舎	到着すると大きな幕舎〔マ〕が作られていて、一つのバラックに100~200人の労務者が集団で生活した。		
賃金	○月給は50銭〔マ〕で、それほどの金でなく、一度使えば残らなかった。 ○監視が酷かったので、幕舎の外に出ることは不可能だった。 ○外に行く人に50銭を与え、食べるものを買ってもらった。 ○解放後は無一文で帰れと言われた。		
食事	飯は出たが、いつも空腹に苦しめられた。		
帰国過程	○解放後、炭坑では日本人を探すことはできなかった。韓国人もバラバラになった。 ○交通費を自分で用意して、帰国。		

5. 朴〇ヨン

出生年度	1924年	本籍地	忠北中原郡
動員時期	1942年5月	帰国時期	1945年5月頃
動員状況	労務者として供出、面事務所から通知を受ける。忠北から60~70人が一緒に動員。		
移動経路	面事務所(100人)→忠州旅館(1泊)→忠州駅→釜山→下関→九州→端島		
労働生活	一日中労役、休憩時間が別になく、適当に休憩。		
宿舎	木造の2階建ての建物が5棟ほどあった。民家が隣接していた。		
賃金	○現金で受け取り、2~3か月分を集めて家に送金。 ○7~8ウォン〔円?〕を貰ったが、主に食料を買うのに使用。		
特異事項	2年契約をしたが、強制的に1年延長。		
帰国過程	3年契約が終わり、解放の2~3月前に帰国		

6. 朴〇イク

出生年度	1920年	本籍地	忠北槐山郡甘勿面
動員時期	1942年5月	帰国時期	解放後
動員状況	○当時16歳だったので報国隊に行く歳でなかったけれど、体格が良いという理由で連行された。面事務所の報国隊の担当者が動員。 ○面事務所所でトラックに乗る、清州に到着すると槐山郡の60人と各市、郡から数百人集まっていた。道庁担当者と日本人が引率して汽車に乗り、釜山に向かった。 ○釜山で簡単な身上調査（父母の名前と本人の身上）をして、数千名が大きな船に乗り出発。		
移動経路	面事務所→清州→釜山→下関→長崎→端島		
到着状況	○移動した地域には島が二つあり、大きな島は高島、小さな島は端島だった。 ○槐山の人は大部分端島に移動し、労役をした。 ○小さな島には炭鉱しかなく、村もなかった。 ○炭鉱と遠くない所に宿舎があり、日本人の上司と監視員が多かった。		
労働生活	○一日12時間、昼夜交替で勤務(1週間単位)。1週間に1日休みがあった。 ○坑内で採炭作業をする。怪我をする人が多かった。		
宿舎	飯場で生活し、8人ずつ一緒に食べ、寝て、仕事に行った。		
賃金	○主に間食をするのに使った。 ○月給は出たけれど、飯代を引くと、ほんとに僅かだった。貯蓄をした記憶はない。		
特異事項	○逃げる人が時々いたが、監視が厳しく、さらに島なので、ほとんど捕まり、拷問をひどく受けていた。		
帰国過程	○解放になると、仕事をさせなかった。 ○待機していて、炭鉱の側が準備した船に乗って、釜山にきた。		

7. ソン〇フン

出生年度	1924年	本籍地	忠北忠州市東良面
動員時期	1942年2月	帰国時期	1945年7月
動員状況	○日本人と面の書記が通知書を持ってきた。募集。「2年契約の募集」だと言うことだったが、行かなければならないと言うことであったので、強制動員である。 ○村から6人。忠州郡庁に全体で1000人が集まり、日本人と韓国人の引率者と出発。		
移動経路	面事務所→郡庁→忠州駅→釜山→九州→炭鉱		
労働生活	○一日12時間以上勤務。日曜日は休み。監視が厳しく、仕事を良くしないと殴って、悪口を言って殺気立っていた。		
賃金	一月30ウォン [円?] 小遣いにすべて使った。		
労働災害	炭鉱の切り羽で、右手の親指負傷		
帰国過程	○2年契約であったが、強制的に1年6か月延長 ○1945年7月頃、日本人が釜山まで連れて行った。		

8. 尹〇ビョン

出生年度	1919年	本籍地	忠北清原郡文義面
動員時期	1942年9月	帰国時期	解放後
動員状況	夕食を食べている時、面事務所の職員が来て、強制的に連れて行く。		
移動経路	文義面事務所→清州駅→釜山港→長崎		
労働生活	○午前6時から夜の12時まで仕事をした。一日自分の割当量をしなければならなかったし、できなければ殴打され、飯をくれなかった。 ○仕事をまともにしなかったり、逃げようとして見つかった者たちは酷く殴打され、そのために死んだ人もいた。		
食事	少量の米、さつま芋、粟が混じった飯を食べていたが、量が少なくいつも腹を空かせていた。		
労働災害	一緒に仕事をしていたユ〇〇は坑内で大きな石炭の塊りが腰の所に落ちてきて、何日か苦しんで死亡した。林〇〇はひどく殴られ死亡した。		
帰国過程	解放後、会社で用意してくれた船で帰国		

9. 李〇ピル

出生年度	1925年	本籍地	忠北忠州郡東良面
動員時期	1943年5月	帰国時期	解放後
動員状況	○坑夫募集の広告を見て志願、96人と一緒に炭鉱会社の職員7人引率。青い服に着替え、忠州から釜山に到着。		
移動経路	忠州→釜山→下関→長崎の端島		
労働生活	○1年契約で行ったのだが、3年ほどいた。一日8時間勤務。日曜日は休み。 ○島の外に出られず、休みの日にも行く所がなかった。 ○幕舎生活をしていて、監視が厳しく個人的な行動は不可能だった。 ○端島では韓国人が800人ほど存在。		
宿舎	○宿舎は「ゲン寮」と「サン寮」があり、「サン寮」で生活した。 ○飯場の主人の名前は「イマムラ」		
賃金	最初は70円〔ウォン?〕程度受取ったが、1年後には50円〔ウォン?〕を受取った。		
食事	米飯をくれたが、量がとても少なかった。		
特異事項	中国人捕虜が300人〔200人〕ほどいた。		
帰国過程	○解放後、密航船に乗って帰国。40人が木造の船に乗って帰国しようとしたが、風浪が激しく、島に3日ほど停泊した。帰国時に会社がしてくれた事は何もなかった。		

10. 李〇オク

出生年度	1926年	本籍地	光州広域市北区楼門洞
動員時期	1942年12月	帰国時期	解放後
動員状況	○日本の警察官に強制的に引っ張られ、光山旅館に2日滞在。 ○あまりにも多くの人と一緒に移送したので、人間扱いを受けなかった。		
移動経路	光州駅→50～60人が一緒に釜山に移動（数百人）→長崎の三菱炭鉱		
到着状況	長崎の離島で採炭労務者として生活する。		
労働生活	○服務期間は別に定められていず、言われるままに採炭をした。 ○採炭作業だけをして、動物にも劣る待遇を受け、ひどく殴打され苦しんだ。 ○本人の番号は1600番であった。 ○島にある海底炭鉱で、大きさは光州刑務所ほどだった。		
宿舎	刑務所のような建物と施設で過ごす。		
食事	死なない程度の食事で、動物扱いされ、酷使された。		
帰国過程	○陸地から電気を引いていたので、原爆が投下されて電気が止まった。日本が無条件降伏したせいで、すぐに帰国。		

11. 林〇ロク

出生年度	1928年	本籍地	全北益山郡望城面
動員時期	1945年3月	帰国時期	解放後
動員状況	○1944年12月頃、全北各地域で40人ほど募集。 12月に釜山へ出発、釜山港で慶尚道出身労務者100人と一緒に出発。 ○夜には逃げ出せないように、日本の責任人者の警戒が厳しかった。		
労働生活	日本人の下で仕事をする。監督の名前は「イワムラ」		
宿舎	地下一階、4～5平方に20人が合宿。		
労働災害	炭坑の天井が崩れ、腰まで埋まった。石の瓦礫をかたづけ、傷の治療を30日間受ける。		

12. チャン〇ムン

出生年度	1925年	本籍地	忠北槐山郡文光面
動員時期	1942年5月	帰国時期	解放後
動員状況	○父親の用事で曾坪に行く途中、曾坪駅付近で、日本の警察に捕まり、釜山に強制移送。 ○曾坪駅に行くと、各面より集まった100人が汽車に乗ろうと待機していた。 ○警察の監視が厳しかった。		
移動経路	曾坪→釜山→下関→長崎		
到着状況	炭坑に到着して一日休み、炭鉱見学をさせ、次の日、坑内に入るという採炭作業で苦労した。		
労働生活	○契約期間は2年であったが、大東亜戦争のためか、強制的に再契約。 ○朝8時から夜の7～8時まで作業をした。		
宿舎	○宿舎が何棟もあり、一部屋に10人ほどが一緒に生活した。 ○宿舎は炭坑から歩いて約20分の距離にあった。		
賃金	一月に80ウォン [円?] ほど。主に腹が空いて間食を買うのに使う。		
食事	宿舎に食堂が別にあり、豆かすご飯を配給した。		
労働災害	炭坑が崩れる事故が発生し、死ぬ人も多かった。		
特異事項	逃げる人が沢山いたが、大部分は捕まり、酷い拷問にあった。		
帰国過程	木造船2隻が300人を乗せ、釜山まで来た。		

13. チャン○シク

出生年度	1928年	本籍地	全北益山郡望城面
動員時期	1945年3月	帰国時期	解放後
動員状況	区長により、他の3人と一緒に徴用通知を受けた。		
労働生活	<ul style="list-style-type: none"> ○日本の長崎から船に乗り、1時間以上行った所の端島炭鉱で仕事をする。 ○朝鮮の人が多かった。 ○海底で石炭を掘る仕事をした。 ○原爆投下後、被害復旧のために長崎に移動。2か月の間、復旧作業と死体の処理作業をした。 		
宿舎	アパートのような7、8階の建物の一番下で生活した。		
労働災害	炭坑が崩れる事故が多く、忘れる頃になると1人ずつ死んだ。		
帰国過程	米軍が提供する船に乗り、帰国。		

14. 崔○チヨ

出生年度	1925年	本籍地	慶南宜寧郡華井面
動員時期	1943年5月	帰国時期	1945年4月頃
動員状況	<ul style="list-style-type: none"> ○1943年春、面事務所の職員が来て、動員召集の用紙を与えた。 ○集結場所に行くと、数百人が集まっていた。 ○行く時、どこに行くか分からなかった。到着して炭鉱であることを知った。 		
移動経路	宜寧郡庁→郡北駅→釜山→九州→端島		
労働生活	<ul style="list-style-type: none"> ○海底800mまで降りて行った。褌だけで、他の衣類は着られなかった。 ○毎日石炭を掘る仕事をした。炭坑は海の下に繋がっていて、炭坑に入ると海水が漏れだしていた。 ○海水は熱かったり、冷たかったりしていたので、皮膚がただれ、膿が出た。 ○休みの日もなく、外出もできなかった。 ○2～3か月後、中国人の捕虜350人〔200人〕と交換で、韓国人は長崎の造船所に移動。 ○造船所では雑用と使い走りなどをさせられた。米国の捕虜と2人一組で仕事をした。 		
宿舎	一部屋に30人ずつ寝た。板張りにむしろのようなものを敷いて寝た。		
賃金	給与は受けた記憶はない。休みの日は軍事訓練を受けた。		
食事	造船所は炭坑より食事がよかったが、量が少なく腹が空いた。		
特異事項	<ul style="list-style-type: none"> ○島では歩哨に立つ人もいた。歩哨がいたので、脱出は考えもしなかった。 ○島に通う船は会社の船で、その会社の船以外には島に接近することはできなかった。 		
帰国過程	徴兵の対象になり、1945年に帰国。		

15. 崔○ソプ

出生年度	1929年	本籍地	全北益山郡朗山面
動員時期	1944年11月	帰国時期	解放後
動員状況	<p>○兄が募集に応じなかったという理由で、父親が咸北の阿吾地（アオジ）炭鉱に連れて行かれ、本人まで召喚された。</p> <p>○益山郡守の前で兄の代わりに来たと言った。</p> <p>○面の担当労務係長が徴用状を発布して、益山郡庁に引率。</p> <p>○募集人員約1500人が益山郡庁から殺伐な警備の中に出発した。</p> <p>○日本の責任者「ハラダ」〔原田〕隊長が同乗したことは知っていた。</p>		
到着状況	日本の長崎県高浜村南越名 端島炭鉱に到着		
労働生活	<p>○中国人捕虜2000人〔200人〕と米国捕虜200人〔ママ・炭鉱に米国捕虜はいない〕と一緒に炭鉱で労役した。</p> <p>○韓国人は別途に3小隊に分けて組織し、日本人隊長の指揮下で労役。</p> <p>○一日2交代（午前6時～午後6時）</p>		
特異事項	<p>○茫々たる大海。約10,000坪の島。身動きできないようなところに、閉じ込めた。</p> <p>○3,000尺の海の下で冬でも暑く、劣悪な環境と殺伐な監視の下で仕事をした。</p>		
帰国過程	直接船を求めて、馬山に帰国。		

出版参加者

日本語版(2020)

企画・発行

日帝強制動員被害者支援財団

日本語翻訳

日本語翻訳協力委員会

木村英人 本文、表3・4、付録2（陳述記録）

柴田利明 付録1（死亡者表）

竹内康人 表5～13、校訂

訳出にあたり、修正・加筆した箇所がある。訳注は〔 〕で示した。

最終監修

崔永鎬 choiygho@naver.com / <http://cafe.naver.com/choiygho>

前霊山大学教授、現国際生活研究所所長、東京大学国際関係学博士(Ph.D)

日帝強制動員真相糾明委員会委員、在外韓人学会/韓日民族問題学会会長

主要著書: 《韓日関係の流れ2017-2018》, 《日本人世話会》, 《現代韓日関係史》,

《在日韓国人と祖国解放》

韓国語版(2012)

発行: 対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援委員会

調査責任・報告書作成: 尹智炫（調査2課）



日帝強制動員被害者支援財団